

令和 8 年 2 月 5 日

聖籠町長 西脇 道夫 様

聖籠町総合計画審議会

会長 鷺見 英司



第5次聖籠町総合計画後期基本計画の策定について（答申）

令和7年7月16日付け聖政第199号において諮問された標記計画の策定について、審議会において検討し最終的な結論を得ましたので、別紙のとおり答申します。

今後は、この答申の趣旨を尊重し、将来にわたって持続可能なまちづくりに向けた計画を策定し、着実に実施されることを望みます。

The 5th Seiro Comprehensive Plan

第 5 次聖籠町総合計画

【2021 ▶ 2030】

後期基本計画【2026 ▶ 2030】

答申



2026年2月

聖籠町総合計画審議会

聖籠町民憲章

愛する聖籠町が、住む人に希望と勇気を、訪れる人に安らぎを与えるように、親切で心豊かな町民となりましょう。

恵まれた自然を守り、肥よくな田畑、碧い海と緑の木々におおわれた美しい町にしましょう。

汗を流して働くことに誇りをもち、産業をおこして、豊かな町にしましょう。

子供や、お年寄りをいたわり、教養をたかめ、文化を伸ばして明るい町にしましょう。

お互いに、相手の立場を理解し、尊重をする習慣をもり立てて、仲よく住みよい町にしましょう。

常に広い視野にたち、明日の発展と願いをこめて、ますます栄える町にしましょう。

(1977年8月1日制定)



目次

| | |
|----------------------------|-----|
| 序論 | 4 |
| 第1章 後期基本計画策定について | 5 |
| 第2章 時代の潮流 | 8 |
| 基本計画編 | 10 |
| 政策推進の体系図 | 11 |
| 第1章 安全で快適な生活環境の創造 | 14 |
| Ⅰ 地域特性を活かしたまちづくり | 15 |
| Ⅱ 自然環境との共生 | 19 |
| Ⅲ 生活環境の整備 | 23 |
| 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 | 38 |
| Ⅰ 安心して暮らせる環境づくり | 39 |
| Ⅱ 生涯健康に暮らせるまちづくり | 52 |
| Ⅲ 幸せに暮らせる福祉のまちづくり | 69 |
| 第3章 未来を創る子どもの育成 | 78 |
| Ⅰ 学校・家庭・地域の協働 | 79 |
| Ⅱ 情報化社会を切り拓く子どもの育成 | 85 |
| Ⅲ 教育環境の整備・充実 | 93 |
| Ⅳ 安心して子育てできる町 | 99 |
| Ⅴ 人生100年時代の学び | 107 |
| 第4章 豊かさと活力を創出する産業の振興 | 114 |
| Ⅰ 農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強化 | 115 |
| Ⅱ 地域資源を活かした魅力あふれる観光 | 123 |
| Ⅲ 地域の未来をけん引する商工業 | 126 |
| 第5章 持続可能な行財政運営 | 130 |
| Ⅰ 多様な人々がつながり、誰もが活躍できる地域づくり | 131 |
| Ⅱ 将来を見据えた持続可能な行財政運営 | 136 |
| <参考> 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略 | 140 |
| 資料編 | 146 |
| ○ 聖籠町の現況 | 147 |
| ○ 後期基本計画とSDGsの関係 | 153 |
| ○ 第5次聖籠町総合計画の策定経過 | 155 |
| ○ 総合計画審議会委員 | 157 |
| ○ 聖籠町総合計画 関連条例・規則・要綱 | 158 |

序 論

第1章 後期基本計画策定について

第2章 時代の潮流



第1章 後期基本計画策定について

1 後期基本計画策定の趣旨

町では、2021年度から2030年度を計画期間とする「第5次聖籠町総合計画」を策定し、基本理念である「生まれて良かった 住んで良かった聖籠町」の実現に向け、行政全般で諸施策の推進に取り組んできました。

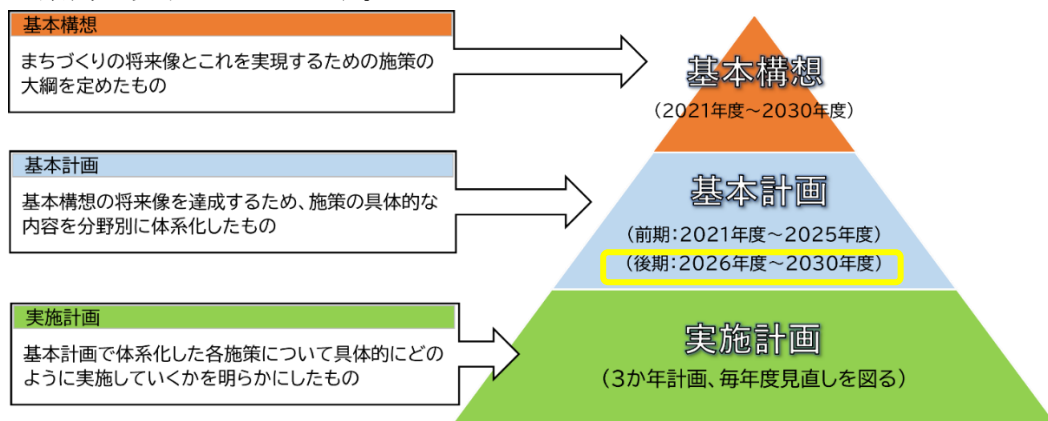
この基本計画は、第5次聖籠町総合計画基本構想に基づき、その基本理念と将来像を計画的に実現するため、本町における現状と課題を整理し、体系的な施策展開を示したものです。また、社会情勢の変化や新たな町民ニーズなどを踏まえて、前期5年間の基本計画を見直したものです。

2 総合計画の位置づけ

総合計画とは、町が目指す姿（将来像）を描き、まちづくりの基本指針として様々な施策や事業を総合的・計画的に進める本町における最上位計画となるものです。本計画の趣旨に沿って各分野における計画の策定や、必要に応じ既存計画の見直しも行われます。

3 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成され、それぞれの計画で示す項目と期間は以下のとおりです。



4 主な見直しの視点

- ・社会情勢の変化を踏まえた修正
- ・前期基本計画の進捗状況に応じた指標の見直し
- ・内容の時点修正
- ・関係するSDGs¹の掲載

¹ SDGs：2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals)。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っている。



5 まちづくりの基本理念

町民一人ひとりのいのち・こころ・財産を守り、幸福度（満足度）を高めるため、2030年度までにめざすまちづくりの基本理念を次のとおり定めています。

基本理念

「生まれて良かった 住んで良かった聖籠町」

「生まれて良かった 住んで良かった」と思える町に

まちづくりの4つの目標

安心して安全な生活ができる町

希望と活気にあふれる町

心豊かに暮らせる町

多様な文化が育まれる町

将来像（実現のための施策）

安全で快適な
生活環境の創造

誰もが幸せに
暮らせる社会の実現

未来を創る
子どもの育成

豊かさと活力を
創出する産業の振興

持続可能な
行財政運営

6 町の将来像と施策の大綱

将来像は基本理念に基づき、2030年度に当町がめざす姿であり、施策の大綱は、目指す将来像の実現のため、どのような方向性で施策を進めるかの具体的な指針を示すものです。

1 安全で快適な生活環境の創造

- I 地域特性を活かしたまちづくり
- II 自然環境との共生
- III 生活環境の整備

2 誰もが幸せに暮らせる社会の実現

- I 安心して暮らせる環境づくり
- II 生涯健康に暮らせるまちづくり
- III 幸せに暮らせる福祉のまちづくり

3 未来を創る子どもの育成

- I 学校・家庭・地域の協働
- II 情報化社会を切り拓く子どもの育成
- III 教育環境の整備・充実
- IV 安心して子育てできる町
- V 人生100年時代の学び

4 豊かさと活力を創出する産業の振興

- I 農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強化
- II 地域資源を活かした魅力あふれる観光
- III 地域の未来をけん引する商工業

5 持続可能な行財政運営

- I 多様な人々がつながり、誰もが活躍できる地域づくり
- II 将来を見据えた持続可能な行財政運営

第2章 時代の潮流

1 人口減少による人口構造の変化

急速に進む人口減少は深刻化し、2045年頃に高齢者人口がピークを迎えるとされ、労働力人口の減少に伴う経済の停滞をはじめ、保健・医療・福祉、教育などの生活関連サービスの低下や税収の減少、社会保障費の増加などさまざまな影響をもたらすとされています。

本町の人口は経年的に微増減を繰り返しながらほぼ同水準で推移していますが、生産年齢人口（15～64歳）は減少してきており、老年人口（65歳以上）は平均寿命が延びていることから、少子高齢化が進行している状況にあります。

また、近年の人口増の要因は外国人の転入の増加によるもので、それを除く人口は減少している状況となっています。

こうした状況に対応するため、若い世代が安心して働き、子どもを産み育てやすい環境を整え、少子高齢化による人口減少の進行を抑制する対策が必要となっています。

2 経済の動向と社会構造の変化

近年の日本経済は、企業収益が過去最高となる中、緩やかな回復基調を続けており、賃金上昇率も高くなっています。一方、原材料価格の上昇や円安の影響、米国による追加関税措置などによる物価高騰が続き、個人消費や企業活動に大きな影響を及ぼしています。

また、少子高齢化の影響による労働力人口の減少により、近年、町内の企業も多くの外国籍の技能実習生を受け入れている状況にあります。

今後も関税措置等の国際情勢の変化や為替の動向など、先行きの見通せない状況が続くと予測されますが、デジタル技術や生成AI等の活用により、生産性の向上や業務の効率化、新たな付加価値の創出が進んでいくものと考えられます。

3 デジタル化社会の進展

スマートフォンやSNS、クラウドを中心とするデジタル技術の進展・浸透により、生活や行動様式が大きく変化しています。特に新型コロナウイルス感染症拡大後、テレワークやオンラインによる会議・面会が導入され、場所にとらわれない新しい働き方が広がり、経済、医療、教育をはじめ様々な分野で大きな効果を発揮しています。

また、生成AI・ドローン等の新技術を始めとするデジタル技術の急速な進化と普及は、人々の生活の利便性を高めるとともに、企業活動における業務の効率化や生産性の向上、人手不足の解消に繋がると期待されています。

4 地球環境問題の深刻化

現代の生活や経済・社会システムによる人間活動の増大は、地球環境へ大きな負荷をかけており、二酸化炭素の増加による地球温暖化や海洋プラスチックごみ汚染、生物多様性の損失などさまざまな形で地球環境の危機をもたらしています。

その中でも地球温暖化は、気候変動をもたらすとされており、それを起因とした豪雨災害や猛暑などの気象災害は、人命に関わる影響に加え、食糧生産などにも影響を与えています。

これに対応するため、国においては、2050年までにカーボンニュートラル（温室効果ガス排出量を実質ゼロ）を目指すことを宣言し、脱炭素社会の実現に向け取り組んでいます。2030年度・2035年度・2040年度において、温室効果ガス排出量を2013年度からそれぞれ46%、60%、73%の削減目標を定めるとともに、GX（グリーントランスフォーメーション）²の推進に取り

² GX（グリーントランスフォーメーション）：脱炭素・エネルギーの安定供給・経済成長を同時に実現することを目指す

組んでいます。

地方公共団体においては、1,100 を超える自治体が 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロに取り組むことを表明しており、今後も全国で拡大していくものと思われます。当町においても令和6年に「聖籠町ゼロカーボンシティ宣言」を行い、脱炭素化に向けた取組の検討を行っています。特に、新潟東港では新潟港港湾脱炭素化推進計画の策定、洋上風力発電のための基地港湾の指定など 2050 年カーボンニュートラルに向けての取組みが進められています。

5 ライフスタイル・価値観の多様化

人々のライフスタイルや価値観は、テクノロジーの発展やグローバル化の進展により、「物質的な豊かさ」から「心身の健康や生きがい、人とのつながりといったウェルビーイング」を重視する意識が高まり、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）や男女共同参画など価値観の多様化が一層進んでいます。

また、テレワークや副業、地方移住などの組織や場所にとらわれない柔軟な働き方が広がり、個人の価値観に基づいた多様な生き方が選択されるようになっていきます。

このようにめまぐるしく変化する社会に伴い、ライフスタイルの多様化が進展していることから、それに対応した住民ニーズを的確に捉え、柔軟かつ適切な行政サービスの提供や社会づくりが求められています。

6 防災意識の高まり

地震や局地的な暴風雨による風水害などの災害が激甚化・頻発化し、住民の防災に対する意識は高まっています。

災害に強い建物や河川、道路などのインフラ整備の強化や防災資機材の整備、生活物資の備蓄などの平時からの災害への備えが必要となっています。

また、災害時には災害関連死の発生が課題となっていることから、避難所の生活環境の改善や要配慮者への支援等の取組が重要です。

さらに、「公助」に加え、「自助」「共助」による地域による災害対応力が重要となっており、自主防災組織等の地域の担い手確保と組織の育成が課題となっています。

近年は、情報通信機器の進展により、インターネットを通じた情報伝達手段は一斉配信やリアルタイムでの情報交換が可能となり、災害時に大きな役割を發揮しています。今後は防災 DX の推進により、情報伝達手段の多重化を推進し、住民へ確実な情報伝達を行う体制の確保が重要とされています。

7 地方創生の推進

少子高齢化による人口減少が進む中でも経済成長、持続可能な地域社会を維持するため、地方自らが地域資源を活用し、地方の活力を取り戻すことを目的とした地方創生を国と地方が一体となって取り組んでいるところです。

国においては、「地方創生 2.0」（以下、「本構想」という。）の実現に向け、AI・デジタル等の新技術の活用や民間企業をはじめとする多様な主体との連携により、地域の個性を活かしながら地方の社会課題解決や魅力向上に向けた取組を加速化することとしています。本構想の実現を図るため、「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略」が 2025 年 12 月に閣議決定され、各施策が進められています。

本町においても、しごとづくり、結婚・出産・子育て、まちづくりを基本目標とした総合戦略を策定し、2025 年から第 3 期計画をスタートさせ、地方創生の取組を推進しています。

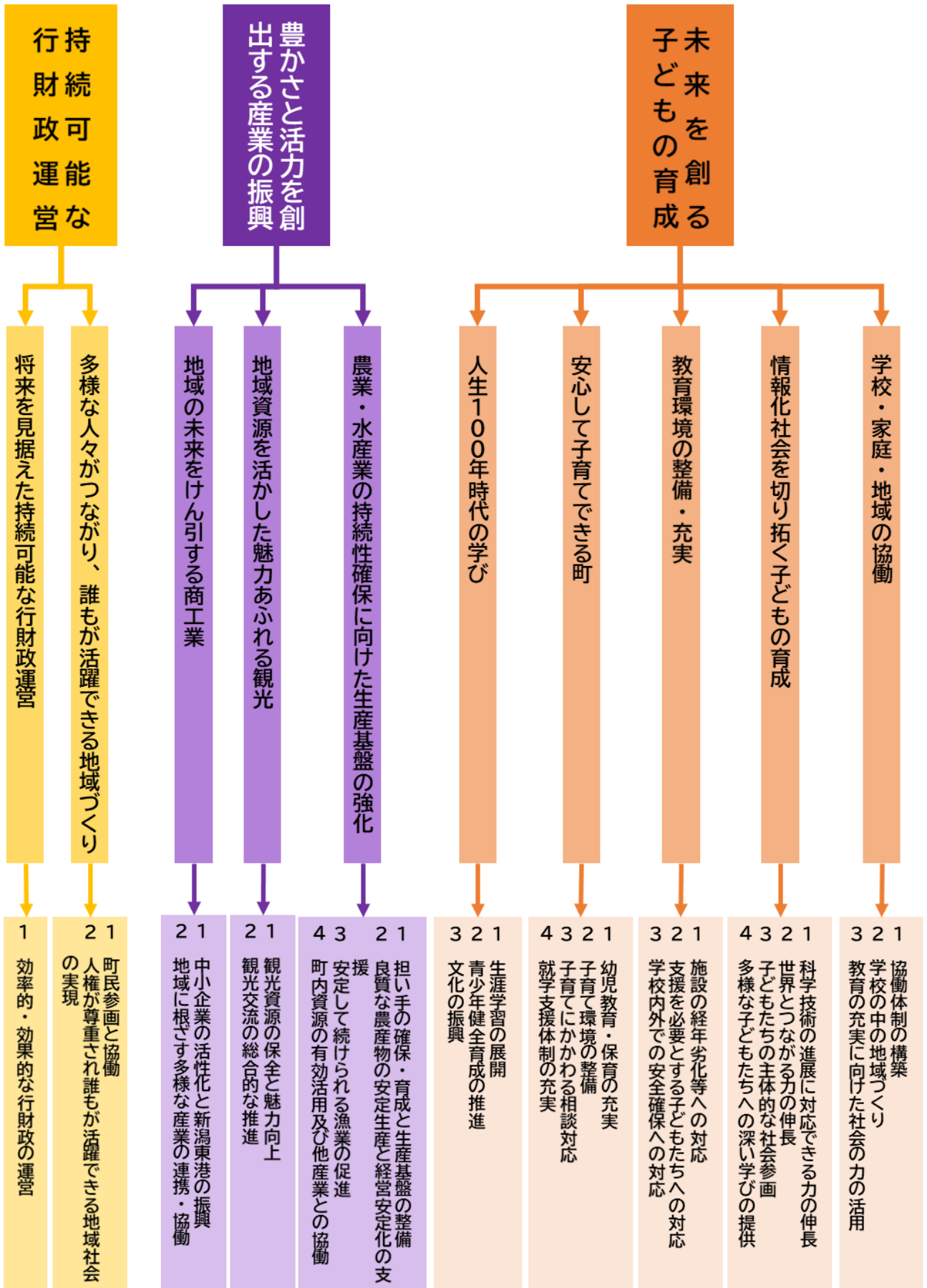
基本計画編

【2026 ▶ 2030】

- 第 1 章 安全で快適な生活環境の創造
- 第 2 章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現
- 第 3 章 未来を創る子どもの育成
- 第 4 章 豊かさと活力を創出する産業の振興
- 第 5 章 持続可能な行財政運営
- 〈参考〉 第 3 期まち・ひと・しごと創生総合戦略



生まれて良かった



住んで良かった 聖籠町

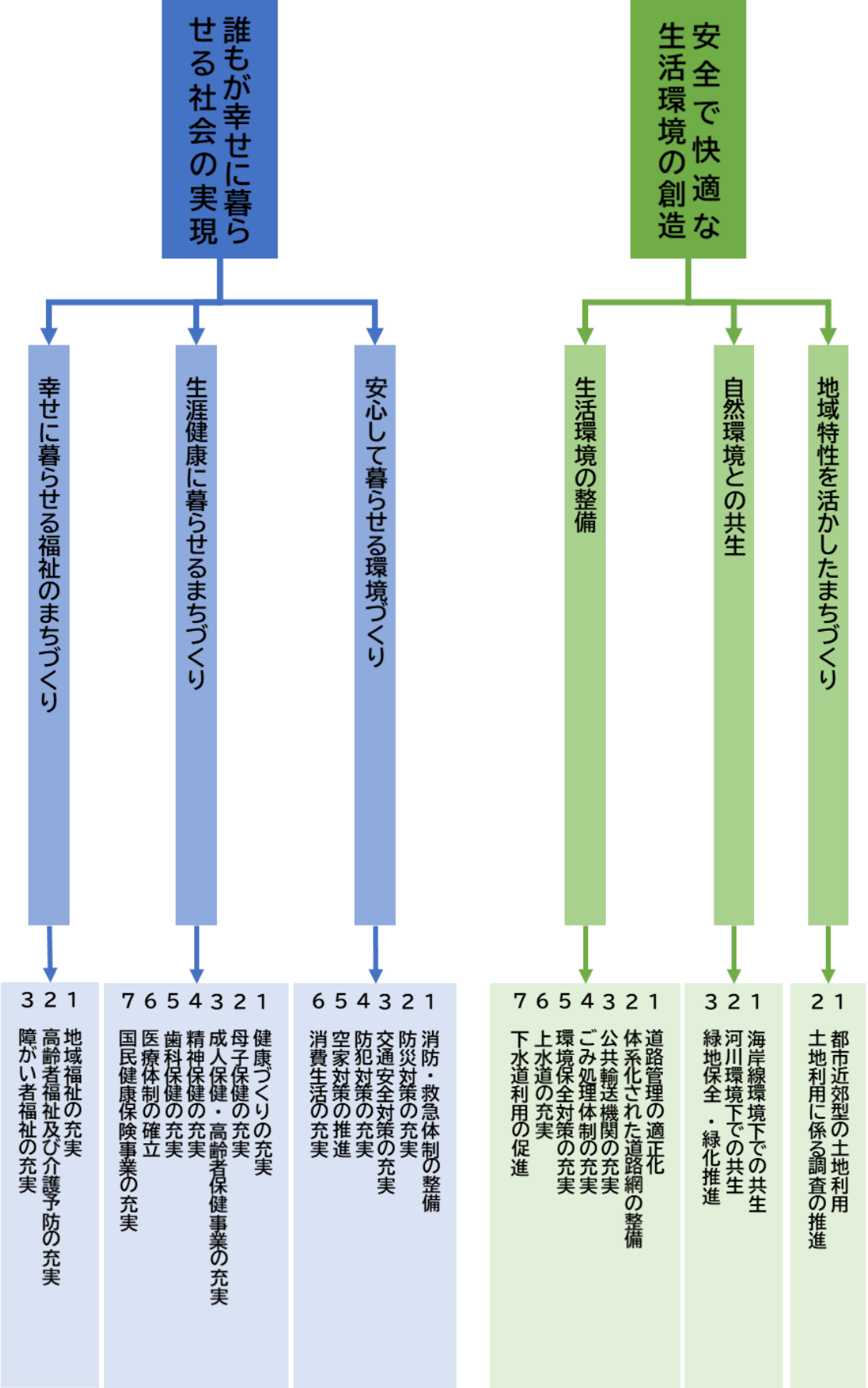
基本理念

将来像

施策の大綱

施策の方向

第5次聖籠町総合計画後期基本計画 政策推進の体系図



第1章 安全で快適な生活環境の創造

| | | |
|------------------|----------------|--|
| I 地域特性を活かしたまちづくり | 1 都市近郊型の土地利用 | (1) 農用地の利用 (2) 緑地・公園の維持管理 (3) 住宅地の充実 (4) 中心市街地促進エリアの市街化 (5) 新潟東港工業地帯背後地の機能強化 |
| | 2 土地利用に係る調査の推進 | (1) 国土調査事業の実施 |
| II 自然環境との共生 | 1 海岸線環境下での共生 | (1) 護岸対策と植生保護 (2) 海洋レジャー・スポーツ等の振興 |
| | 2 河川環境下での共生 | (1) 河川整備・動植物の保全等 |
| | 3 緑地保全・緑化推進 | (1) 緑地の保全 (2) 緑化の推進 |
| III 生活環境の整備 | 1 道路管理の適正化 | (1) 道路維持・修繕 (2) 冬期間の交通確保 |
| | 2 体系化された道路網の整備 | (1) 道路ネットワークの形成 (2) 幹線道路の整備 (3) 地域間連絡道路の整備 (4) 集落内道路の整備 (5) 通学路の整備 |
| | 3 公共輸送機関の充実 | (1) 町循環バスの適正運行 (2) 公共輸送機関周辺整備 (3) 鉄道の整備 |
| | 4 ごみ処理体制の充実 | (1) ごみの減量化・資源化の促進 (2) 処理施設の維持管理等 (3) 不法投棄の防止 |
| | 5 環境保全対策の充実 | (1) 大気環境 (2) 地球温暖化 (3) 水環境 (4) 騒音・振動・悪臭 |
| | 6 上水道の充実 | (1) 安全で安心な水の供給 (2) 災害に強い水道の実現 (3) 水道事業経営基盤の強化 |
| | 7 下水道利用の促進 | (1) 水洗化の普及促進 (2) 健全な下水道経営の推進 (3) 下水道施設の適正な維持管理の推進 (4) 雨水施設管理の徹底 (5) 流域下水道の整備 |

I 地域特性を活かしたまちづくり

1 都市近郊型の土地利用

【関連するSDGs】



【現状と課題】

(農用地の利用)

- ・ 担い手がほ場整備による農地の利用集積を進め効率化を図る一方、既存集落内に点在する非効率な農地の管理が課題となっています。

(緑地・公園の維持管理)

- ・ 松くい虫被害や開発等で減少していく森林や緑地の維持保全が課題となっています。
- ・ 潤いある生活空間を確保するために、安心して親しめる公園の維持保全が課題となっています。

(住宅地の充実)

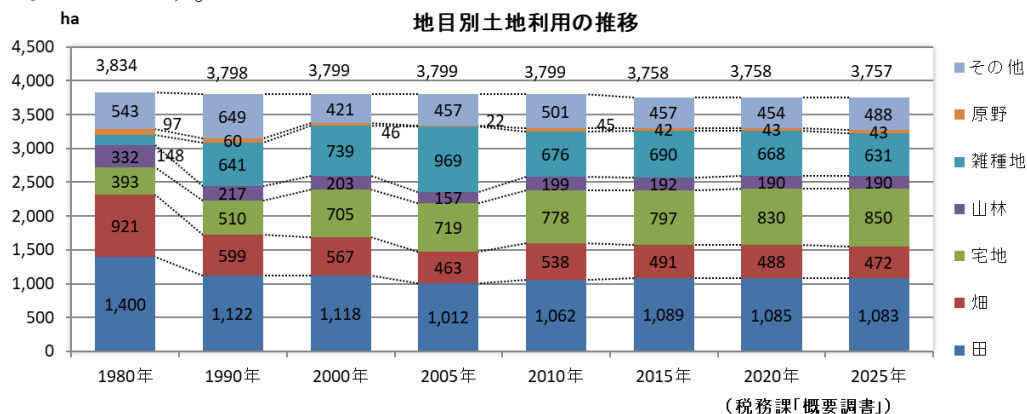
- ・ 市街化調整区域における農家用住宅や分家住宅などの一般住宅の建設ニーズが多いため、農村居住空間の維持を考慮しつつ、良好な居住環境を備えた住宅団地の整備などが課題となっています。
- ・ 本町の中心地区として位置付けている「中心市街地促進エリア」を除く既存集落で住宅地の確保が課題となっています。
- ・ 地方創生の観点から地方への新しいひとの流れをつくるのが重要な課題となっており、本町においても、将来の人口減少や雇用確保を視野に入れたUターンやIターンによる移住定住促進のための構想を検討する必要があります。

(中心市街地促進エリアの市街化)

- ・ 本町の中心地区として位置付けている「中心市街地促進エリア」における高い拠点性を有する市街地化へ向けた適切な宅地造成の促進が課題となっています。

(新潟東港工業地帯の機能強化)

- ・ 日本海東北自動車道や新潟新発田バイパスの利便性を活かす、新潟東港背後地整備が課題となっています。



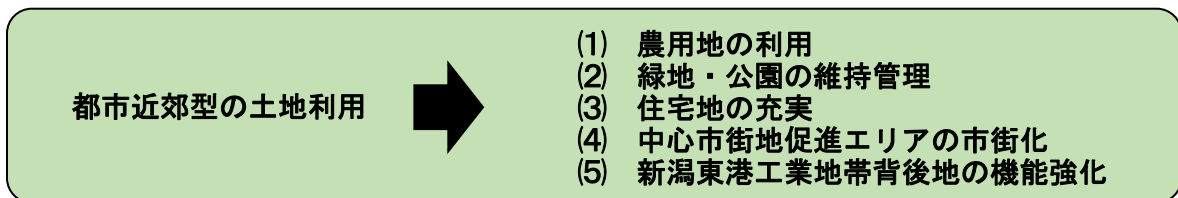
【基本方針】

農業・工業・商業・住宅地などの土地利用は、より効果的に利活用することに努めます。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|---------|-----------------|------------------------------|-----------------|---------------|---------|
| 新規住宅地面積 | 住環境の整備状況を示す指標 | 地区計画を活用した住宅団地造成済面積（累計） | 4.5ha (2024) | 7.0ha | ふるさと整備課 |
| 商業地面積 | 商業エリアの整備状況を示す指標 | 蓮野 IC 及び大夫興野 IC 周辺の商業地面積（累計） | 8.0ha (2024) | 18.0ha | ふるさと整備課 |
| 工業地面積 | 工業エリアの整備状況を示す指標 | 新潟東港工業地帯及びその周辺の工業地面積（累計） | 843ha (2024) | 853ha | ふるさと整備課 |

【施策の方向】



(1) 農用地の利用

- 農地の減少傾向が続いているため、ほ場整備の推進など農地を保全していく区域を明確にします。
- 民間事業者等と連携し、管理不全農地等の多面的な利用を図ります。

(2) 緑地・公園の維持管理

- 森林の減少を阻止するため、海岸保安林、並びに内陸部の既存森林の維持保全に努めます。
- 開発等で減少していく緑地を補完するため、緑地等の整備に努めます。
- 新潟東港工業地帯周辺部の緩衝緑地帯の維持保全に努めます。
- 町民のにぎわいと潤いある生活空間の確保のため、多面的な機能を持つ公園の維持保全に努めます。

(3) 住宅地の充実

- 「中心市街地促進エリア」を除く既存集落の人口維持を図るため、民間事業者による宅地開発の促進や空家の利活用を推進します。
- 民間宅地開発において、造成後の人口誘導を図るため、必要に応じて行政面での支援策を検討します。
- 宅地開発による居住環境について、周辺景観に調和したゆとりのある居住空間の確保に努めます。

(4) 中心市街地促進エリアの市街化

- 役場周辺の市街化を促進するため、民間宅地開発の誘導により、役場周辺における地区計画を推進します。

(5) 新潟東港工業地帯背後地の機能強化

- 新潟東港工業地帯の背後地である「工業、商業・業務促進エリア」において、新潟東港工業地帯の機能強化に合わせ、その補完・充実を図るための工業、商業・業務施設の立地誘導を図ります。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|------------------|--|---------|
| 都市計画マスタープランによる推進 | 本町の都市計画に関する将来の目標を定めている聖籠町都市計画マスタープランを着実に推進します。 | ふるさと整備課 |
| 聖籠町海浜総合整備事業 | 本町の海岸などの整備についての方針を定めている聖籠町海浜総合整備計画を指針として国や県、周辺自治体と連携し整備を検討します。 | ふるさと整備課 |
| 派川加治川水環境保全事業 | 新発田市などとの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。 | 産業観光課 |
| 地区計画制度による開発の推進 | 地区計画制度を活用した、住宅や工業、商業・業務施設用地の開発を推進します。 | ふるさと整備課 |
| 社会資本整備総合交付金事業 | 国土交通省所管の交付金や補助金を活用して、安心安全な社会資本整備を行います。 | ふるさと整備課 |
| 保安林保育事業(県) | 飛砂防備対策など、新潟県が行う保安林事業の着実な実施に努めます。 | 産業観光課 |
| 育樹祭・植樹祭(町) | 保安林事業による緑地の保全・育成とともに緑に対する意識の高揚を図ります。 | 産業観光課 |

2 土地利用に係る調査の推進

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(国土調査事業の実施)

- 新潟東港開発事業や道路などの改修整備により土地の区画形質が著しく変化し、境界や面積及び利用状況が把握されているとはいいい難い状況であったことを背景に、当該事業が進められてきましたが、年々実施面積が減少傾向にあることから、引き続き事業を実施していくことが課題となっています。

【基本方針】

新潟東港工業地帯を除く本町全域での国土調査を実施します。

<施策目標(分野別目標)>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値(年度) | 目標値(2030) | 主管課 |
|------------|------------------------------|------------------------|-----------------------------|----------------------|---------|
| 国土調査の実施済面積 | 土地の保全・高度利用が行いやすくなっている状況を示す指標 | 累計面積(km ²) | 22.4 km ² (2024) | 22.9 km ² | ふるさと整備課 |

【施策の方向】

土地利用に係る調査の推進  (1) 国土調査事業の実施

(1) 国土調査事業の実施

- まちづくり計画を推進していくためには、基盤整備が必要であり、精度の高いデータが要求されることから、1991年度から実施している国土調査事業による一筆ごとの土地の再調査を推進します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|---------|--|---------|
| 地籍調査の実施 | 一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査するとともに、境界の位置と面積を測量し、土地の境界の適正管理を行います。 | ふるさと整備課 |

Ⅱ 自然環境との共生

1 海岸線環境下での共生

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(砂浜・海岸植生の保全等)

- ・ 砂浜やそこに自生する植物が、侵食により減少していることから、護岸対策と背後地の整備、植生の保護が課題となっているとともに、癒しを与えてくれる海岸線の自然景観の保全、さらにはレジャー・スポーツなどの振興が求められています。

【基本方針】

砂浜・海岸植生保全のための対策と整備を進めます。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|---------------------|-------------------------------------|------------------------|---------------------------------------|---|-------|
| 植樹面積 | 保安林事業による植樹面積 | 植樹した面積 (5年間の累計) | 150 m ² (2020～ 2024) | 1,000 m ² (2026～ 2030) | 産業観光課 |
| 海のレジャー・スポーツイベント参加者数 | 海洋レクリエーション施設を核としたレジャー・スポーツイベントの参加者数 | 海のにぎわい館等を活用したイベントの参加者数 | 4,796 人 (2024) | 5,000 人 | 産業観光課 |

【施策の方向】

海岸線環境下での共生



- (1) 護岸対策と植生保護
- (2) 海洋レジャー・スポーツ等の振興

(1) 護岸対策と植生保護

- 侵食される海岸線の保護を図るため、国・県・周辺自治体との連携を強化し海岸保全施設の整備促進に努めます。
- 砂浜の減少による植生の消滅を防ぐための対策を図ります。
- 国・県などの補助事業を活用し、関係機関と協議しながら海岸線の一体的な整備促進を図ります。
- 海岸保全施設の整備促進と併せ、背後地の緑地保全と散策道や公園化などの整備促進を図ります。

(2) 海洋レジャー・スポーツ等の振興

- 海洋レジャー・スポーツなど、多くの人々がそれぞれの目的で利用しやすいよう、拠点施設として整備した聖籠町海のにぎわい館を中心にイベントや競技大会等を計画し、サーフィンなどの海洋レジャー・スポーツ等の発展促進を図りながら、年間を通じて広く町内

外に聖籠町の海の魅力について情報発信をします。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|---------------------|---|----------------|
| 聖籠町海浜総合整備事業（再掲） | 本町の海岸などの整備についての方針を定めている聖籠町海浜総合整備計画を指針として国や県、周辺自治体と連携し整備を検討します。 | ふるさと整備課 |
| 海洋レクリエーション施設周辺活性化事業 | 海のにぎわい館やマリンスポーツ施設などの海洋レクリエーション施設を核としたイベントなどを計画し、町内外に聖籠町の海の魅力をPRするとともに、釣り客、観光客、漁業者及びプレジャーボート利用者などとの交流を促進し、地域の活性化を図ります。 | 産業観光課 東港振興室 |
| 松くい虫防除事業 | 松くい虫被害を防ぐため、マツノマダラカミキリの防除を行うとともに、被害にあった被害木を処理します。 | 産業観光課 |
| 保安林保育事業（県）（再掲） | 飛砂防備対策など、新潟県が行う保安林事業の着実な実施を促進します。 | 産業観光課 |
| 育樹祭 植樹祭（町）（再掲） | 保安林事業による緑地の保全・育成とともに、緑に対する意識の浸透を図ります。 | 産業観光課 |

2 河川環境下での共生

【関連するSDGs】



【現状と課題】

（河川環境下での共生）

- 河川並びに水路の多くは、下水道や浄化槽の普及により概ね良好な水質を保っています。しかし、親水性が乏しい状況となっているため、自然や親水性・安全性に配慮した河川などの適正な管理と環境整備が課題となっています。

【基本方針】

近自然や親水性・安全性に配慮した河川などの適正な管理と環境整備を推進します。

＜施策目標（分野別目標）＞

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値（年度） | 目標値（2030） | 主管課 |
|-------------------------|---------------------------------|--------------------|---------------------------|-----------------|-------|
| 河川のBOD75%値 ³ | 河川の水質汚濁の状況を示す数値（基準値；新発田川 5mg/ℓ） | 河川水のサンプル採取による分析 | 新発田川 4.4mg/ℓ (2024) | 新発田川 3.0mg/ℓ | 生活環境課 |
| 水洗化率 | 水洗化の状況を示す指標 | （接続人口／計画区域内人口）×100 | 92.3% (2024) | 93.0% | 上下水道課 |

³ 河川のBOD75%値：生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demandの略称）で、溶存酸素の存在下で、水中の有機物質などが生物化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量で、この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。75%値とは、年間観測データを数値の低い方から並べて75%目の数値を指す。

【施策の方向】

河川環境下での共生



(1) 河川整備・動植物の保全等

(1) 河川整備・動植物の保全等

- 下水道の加入促進により、水質の浄化を推進します。
- 動植物の生態系への影響を考慮し自然浄化作用を活かした護岸整備を促進します。
- 河川堤防などでの安全対策とともに、管理用道路の有効利用の検討を進め、水と親しめるような空間の整備を促進します。
- 加治川における堤桜復元に努めるとともに、自然と文明の調和の大切さ、それを支える治水・利水行政の重要性、歴史を後世に引き継いでいきます。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|-----------------------|--|-------------------|
| 新発田川放水路樹木管理 | 新発田川放水路管理用道路脇の適正な植栽管理を県に要望します。 | ふるさと整備課 |
| 派川加治川水環境保全事業（再掲） | 新発田市などとの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保安全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。 | 産業観光課 |
| 小・中学校における環境学習や郷土学習の推進 | 公園や河川など町の自然環境施設について、環境学習や郷土学習の教材として活用します。 | 子ども教育課 ふるさと整備課 |

3 緑地保全・緑化推進

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(緑地保全・緑化推進)

- ・ 開発による緑地の減少や野生動植物の生息場所の減少を抑制するとともに、植林の推進や既存林などの有効活用、並びに緑化に対する町民の意識高揚を図ることで、自然環境の中で心豊かな生活を実現することが課題となっています。

【基本方針】

貴重な緑地の保全、既存林の有効活用、緑化意識の高揚を推進します。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|---------------------|------------------------------------|----------|-----------------|---------------|---------|
| 聖籠さわやかクリーンサポート登録団体数 | 道路・公園等公共施設での協働による緑化等環境美化の取組状況を示す指標 | 合意書締結団体数 | 42 団体 (2024) | 47 団体 | ふるさと整備課 |

【施策の方向】

緑地保全 ・ 緑化推進



- (1) 緑地の保全
- (2) 緑化の推進

(1) 緑地の保全

- 既存緑地を保存するため、管理面の充実を図るとともに、特に保安林については継続して定期的な植樹及び育樹を実施します。
また、松くい虫被害対策として、樹幹注入や伐倒駆除などを実施して、被害の予防や拡大防止に努めます。

(2) 緑化の推進

- 生活空間に潤いを得るため、住宅団地及び工業団地などにおける緑化の協力を要望します。
- 快適な生活空間を保持するため、県などの関係機関に対し、新潟東港工業地帯から住宅地までの間の新潟東港緩衝緑地帯の適正な維持管理と整備を要望します。
- 町民への緑化意識誘発のため、緑化など環境美化活動の先導・牽引的組織の育成を図り、町民自ら緑に対する意識を持ち、育んでいくことができるような対策を講ずるとともに町民が緑を愛し、緑化活動に積極的に参画する心を自ら育てていくため、ボランティア組織・団体の育成並びに活動促進を図ります。
- 公園等公共施設用地の維持管理や緑化の推進事業に対して、行政と町民との役割分担を明確にし、相互に責任を持って緑化推進を図るため、町民自らも労力や経費などを負担する協働による緑化推進に取り組めるような体制づくりを図ります。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|---------------------------|---|-------------------|
| 松くい虫防除事業（再掲） | 松くい虫被害を防ぐため、マツノマダラカミキリの防除を行うとともに、被害にあった被害木を処理します。 | 産業観光課 |
| 派川加治川水環境保全事業（再掲） | 新発田市などとの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保安全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。 | 産業観光課 |
| 草花開花マップ | 作成した本町内の草花開花マップの活用により、緑化意識の高揚を図ります。 | ふるさと整備課 |
| 小・中学校における環境学習や郷土学習の推進（再掲） | 公園や河川など町の自然環境施設について、環境学習や郷土学習の教材としての活用を推進します。 | 子ども教育課 ふるさと整備課 |
| 環境美化推進事業 | 緑化等の環境美化に対する町民意識の向上を図り、環境美化活動取組団体（ボランティア団体）の育成・支援します。 | ふるさと整備課 |

Ⅲ 生活環境の整備

1 道路管理の適正化

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(道路維持・修繕)

- ・ 道路施設などの機能損失が重大事故に直結することから、沿線も含めた監視体制の強化とともに、安全な維持管理が課題となっています。
- ・ 高速交通体系化が進む中で、騒音、振動による住環境の悪化など、道路沿線での環境対策が課題となっています。
- ・ 既存ストック⁴の経年劣化に伴い老朽化が進み、修繕等による施設の更新が課題となっています。

(冬期間の交通確保)

- ・ 除雪路線数の増加や産業活動の多様化に伴い、迅速な除雪体制の確保が課題となっています。
- ・ 冬期間における集落内の狭あい道路において、雪が道路脇に堆積することから車の走行及び歩行者の安全性などに配慮した道幅の確保が課題となっています。
- ・ 近年の気象状況の特徴的な現象であるゲリラ的な降雪による除雪作業の遅延が課題となっています。

【基本方針】

安全で快適な道路利用を図るため、道路維持管理の徹底と、冬期間における交通確保に向けた除雪の体制強化に努めます。

インフラの新規整備は投資効果の高い事業に集中的に投資し、既存ストックは長寿命化を図りながら効果的な維持管理・更新を行う一方で、老朽化が進み利用者が少ない道路施設は更新せず廃止を検討することも必要です。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|-------------|-------------------------|------------------------|------------------|---------------|---------|
| 橋梁修繕率 | 老朽化した橋を法令に基づき点検修繕する指標 | (修繕済事業費／修繕対象事業費) × 100 | 9.7% (2024) | 18.2% | ふるさと整備課 |
| 舗装修繕率 | 傷んだ舗装の修繕を示す指標 | (修繕済延長／修繕対象延長) × 100 | 29.8% (2024) | 47.1% | ふるさと整備課 |
| 消雪パイプの整備済延長 | 冬期間の安全な交通確保対策の整備状況を示す指標 | 整備済延長(累計) | 22.9km (2024) | 25.4km | ふるさと整備課 |

⁴ 既存ストック：過去に整備され現在保有している公共施設やインフラ資産のこと。

【施策の方向】

道路管理の適正化



- (1) 道路維持・修繕
- (2) 冬期間の交通確保

(1) 道路維持・修繕

- 歩行者及び車の安全で快適な利用を図るため、道路パトロールを強化し、危険箇所の改善を行うなど、適正な維持管理に努めます。
- 国・県道施設の未整備箇所や道路沿線の環境悪化箇所を改善するため、関係機関に対して整備を要望します。
- 橋梁の点検については、法令により5年に1度の近接目視点検が義務づけられており、予防保全とし計画的に修繕を行い適正な道路維持に努めます。

(2) 冬期間の交通確保

- 迅速、安全な除雪を行うため、道路整備状況に応じた除雪車の増強や消雪パイプの整備等を推進し、除雪体制の強化を図ります。
- 雪が堆積した集落内の狭あい道路において、歩行者及び車の安全性などに配慮した道幅を確保するため、消雪パイプなどの整備に努めます。
- 地域住民及び企業などとの相互協力のもとで円滑な除雪作業に努めます。
- 本町内全域の円滑な除・消雪が図られるよう、国・県道と連携した除雪体制の充実に努めます。
- 除雪オペレータの技術向上策に努めます。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|-------------|--|---------|
| 橋梁修繕 | 国の補助金を活用しながら、老朽化が進んだ橋の修繕を計画的に行います。 | ふるさと整備課 |
| 舗装修繕 | 舗装の劣化等による騒音・振動など住環境に配慮し舗装の修繕を計画的に行います。 | ふるさと整備課 |
| 消雪パイプの整備推進 | 国の補助金を活用しながら、集落内の狭あい道路など計画的に消雪パイプを整備します。 | ふるさと整備課 |
| 安心して安全な機械除雪 | 管理道路の延長が増えてきている中、ゲリラ的な降雪等による除雪時間の遅延対応から除雪路線の見直しを行い、町民の理解協力を得て冬期の安全な道路管理に努めます。民間業者保有の除雪車を最大限活用するとともに、町有除雪車の整備及び老朽化に伴う費用対効果を考慮した対応を図ります。 | ふるさと整備課 |

2 体系化された道路網の整備

【関連する SDGs】



【現状と課題】

（道路ネットワークの形成）

- ・ 将来的な交通体系を構築するため、ネットワークを形成した道路づくりが課題となっています。
- ・ 本町の内外を見渡した道路網の体系化を図るとともに、道路の役割を考慮した整備が課題となっています。

（幹線道路の整備）

- ・ 道路幅が狭いなど、交通等に支障がある箇所の対策が課題となっています。
- ・ 交通量が多く拡幅困難な路線については、バイパスなど路線変更の検討が課題となっています。
- ・ 自転車や歩行者の安全確保を強化するため、自転車歩行者道、歩道、自転車通行帯の整備の充実を図ることが課題となっています。

（地域間連絡道路の整備）

- ・ 交通状況の変化による整備を推進していますが、住宅団地開発などに対応した迅速な整備が新たな課題となっています。

（集落内道路の整備）

- ・ 狭い道路については、生活道路として支障をきたしているとともに、防災空間の確保ができない状況となっていることから、拡幅整備が課題となっています。

（通学路の整備）

- ・ 自動車の増加等による交通状況の変化により、歩道の無い道路での子どもたちの安心して安全な歩道整備が課題となっています。

【基本方針】

生活空間と防災空間を確保する道路整備を図るとともに、通学時間帯規制による車両の通行規制を関係機関と連携し歩行者の安全確保に努めます。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|--------|-----------------|-----------------------|------------------|---------------|---------|
| 町道改良率 | 町道の整備状況を示す指標 | (規格改良済延長／全体実延長) × 100 | 79.8% (2024) | 80.3% | ふるさと整備課 |
| 歩道整備延長 | 通学路の歩道整備状況を示す指数 | 通学路歩道整備延長(累計) | 1,863m (2024) | 2,238m | ふるさと整備課 |

【施策の方向】

体系化された道路網の整備



- (1) 道路ネットワークの形成
- (2) 幹線道路の整備
- (3) 地域間連絡道路の整備
- (4) 集落内道路の整備
- (5) 通学路の整備

(1) 道路ネットワークの形成

- 道路ネットワークの計画的整備により、隣接市を結ぶ広域間及び集落を結ぶ地域間の連携強化を図ります。

(2) 幹線道路の整備

- 町内を通過し県内外の主要都市を結ぶ広域幹線道路、周辺市へのアクセスのための主要幹線道路、そして、本町内主要道路などそれぞれの位置づけの明確化を図ります。
- 交通量緩和措置や歩行者の安全性、快適性確保のため、農道も含めて総合的な道路交通網の体系化を推進します。また、必要に応じて道路管理機関に対し防音施設などの環境対策整備を要望します。
- 自転車歩行者道は、途切れることのない、連絡の良いネットワーク化に努めます。また、身体障がい者、高齢者などが支障なく通行できるよう段差の解消などを行い、特に、福祉関連施設のアクセス道や周辺道の早期整備に努めます。
- 車両の高速交通化が進む中で、自転車利用者や歩行者安全確保のため、自転車歩行者道及び街路灯設置に向けた整備を推進します。

(3) 地域間連絡道路の整備

- 集落を結ぶ生活道路及び国・県道を補完する重要な路線を、安全で快適な利用ができるよう、整備を図ります。
- 市街地の適正な交通空間を創出するため、本町決定の都市計画街路の未整備路線については、現状を踏まえた路線計画の見直しにより、整備を推進します。
- 自転車利用者や歩行者の安全確保のため、自転車歩行者道、歩道、自転車通行帯の整備を推進します。

(4) 集落内道路の整備

- 必要な生活道路空間、防災空間を確保するため、現状を踏まえて道路整備の必要性を判断し対応します。
- 拡幅が困難な狭あい道路については、生活空間を確保するため、消雪パイプなどの整備を検討し対応します。

(5) 通学路の整備

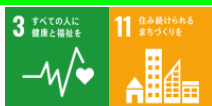
- 子どもたちが安心して安全に通学できる歩道整備を進めます。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|-------------------|---------------------------------------|---------|
| 日本海沿岸東北自動車道建設促進 | 早期全線4車線化の整備を促進します。 | ふるさと整備課 |
| 国道113号道路改良促進 | 拡幅が困難である現状を考慮した対策を促進します。 | ふるさと整備課 |
| 主要地方道新潟新発田村上線整備促進 | 二本松地内の整備を促進するとともに、未整備区間の歩道整備を県に要望します。 | ふるさと整備課 |
| 県道網代浜新発田線整備促進 | 大夫交差点から高速道路ボックスまでの歩道の拡幅整備を要望します。 | ふるさと整備課 |
| 県道次第浜新発田線整備促進 | 国道113号との交差点改良を促進します。 | ふるさと整備課 |
| 町道整備 | 道路のネットワーク形成や幹線及び集落内の道路整備を行います。 | ふるさと整備課 |
| 通学路整備 | 通学路の歩道整備を推進します。 | ふるさと整備課 |

3 公共輸送機関の充実

【関連するSDGs】



【現状と課題】

(公共輸送機関の充実)

- ・ 町循環バスにおいて、町民のニーズに即したきめ細やかな運行体制の確立や運転手不足、利用者の満足度向上が課題となっています。
- ・ JR佐々木駅は本町の通勤・通学者の利用が多いことから、関係機関との連携を図りながら、マイカーや町循環バスなどさまざまな交通手段による接続を考慮した駅へのアクセス向上が課題となっています。
- ・ 鉄道は高速交通体系が整備される中において、周辺地域にもたらす経済効果も多大であることから、関係自治体と協力しながら施設整備の働きかけをすることが課題となっています。

【基本方針】

町民の利便性向上のための公共交通機関の構築に努めます。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|-----------|-----------------|---------|-------------------|---------------|-------|
| 町循環バス利用者数 | 町循環バスの利用状況を示す指標 | 年間延べ乗者数 | 66,105人 (2024) | 68,000人 | 生活環境課 |

【施策の方向】

公共輸送機関の充実



- (1) 町循環バスの適正運行
- (2) 公共輸送機関周辺整備
- (3) 鉄道の整備

(1) 町循環バスの適正運行

- 通勤・通学者及び高齢者の足としての利便性を図るため、適正な運行等について定期的な見直し並びに運行サービスの向上に努めます。

(2) 公共輸送機関周辺整備

- 公共輸送機関を快適に利用できるよう、J R 佐々木駅へのアクセス向上を図るための道路整備を要望します。

(3) 鉄道の整備

- 通勤・通学者の広域化と大量輸送に対応するため、J R 白新線の複線化を要望するとともに、新発田駅を經由し、新潟～酒田間を結ぶ J R 羽越本線における高速化の実現を働きかけます。また、新潟駅と新潟東港地域の都市交通を確保するため、軌道系などの新交通システムの整備を要望します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|------------------|--|---------|
| 循環バス運行事業の充実 | 循環バスの利用状況を検討し町民にとって利便性の高い運行を目指します。 | 生活環境課 |
| J R 佐々木駅へのアクセス向上 | 脱炭素社会を目指すため鉄道利用需要を喚起する方策として J R 佐々木駅へのアクセス向上を図るための道路整備を関係機関へ要望します。 | ふるさと整備課 |
| 羽越本線高速化の事業促進 | 沿線住民の利便性の向上と上越新幹線の利用者の確保を図るため羽越本線新幹線直通運転を含めた高速化を関係機関とともに促進します。 | 総合政策課 |

4 ごみ処理体制の充実

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(ごみの減量化・資源化の促進)

- ・ 燃やせるごみについては、ごみ減量策の一環として、一定量以上のごみ処理は有料化する超過従量制による指定袋制度（可燃ごみ排出指定制度）を導入してごみの減量化を推進しています。併せて、ごみの資源化促進事業への取組により、家庭から排出される可燃ごみは年度ごとに減少傾向にあります。
- ・ ごみの資源化促進事業として、現在 13 分別で収集を行っており、資源ごみは、ペットボトル・空き缶（アルミ・スチール）・牛乳パック・ガラスびん・プラスチック製容器包装・新聞紙・雑誌・ダンボールであり、回収強化を図っています。

(処理施設等の管理)

- ・ 廃棄物排出抑制及び再生利用などの仕組みや、4 R（排出抑制・再利用・再資源化・発生回避）推進対策の周知を行い、容器包装リサイクル法に基づき分別収集を行っています。資源ごみの回収も順調に推移しており、今後は、リサイクル分別施設の維持管理を適正に行う必要があります。
- ・ 豊栄環境センターの閉鎖に伴い、収集するごみは 2029 年度から新発田地域広域事務組合のごみ処理施設で処理することとなるため、ごみ処理施設変更後のごみ収集及び処理について周知し、ごみ収集及び処理を維持する必要があります。

(不法投棄の防止)

- ・ ごみの不法投棄が後を絶たない状況にあることから、警察署や新発田地域振興局環境センター等の関係機関との連携により、監視体制の強化を図る必要があります。

【基本方針】

リサイクルを啓発して循環型社会を構築することによりごみの減量化を図っていきます。不法投棄に関しては、関係機関と連携を図りながら監視体制などを強化します。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|-----------|-------------------|-------------------|----------------|---------------|-------|
| ごみのリサイクル率 | ごみの資源化の状況を示す指標 | 町のごみ総量に占める資源ごみの割合 | 8.6% (2024) | 11% | 生活環境課 |
| 不法投棄件数 | 不法投棄対策の効果の状況を示す指標 | 不法投棄の通報及び発見件数 | 15 件 (2024) | 5 件 | 生活環境課 |

【施策の方向】



(1) ごみの減量化・資源化の促進

- 容器包装リサイクル法に基づき、資源ごみの収集体制を維持するよう努めます。
- 限られた資源の有効利用を推進するため、広報紙などを通じて資源物の分別収集ルールの浸透を図るとともに、ごみステーションの利用マナーの徹底や資源物の適正な回収等により、ごみの減量化に努めます。
- ごみ全体の 4 R（排出抑制・再利用・再資源化・発生回避）を推進し、資源の有効利用に努めます。

(2) 処理施設の維持管理等

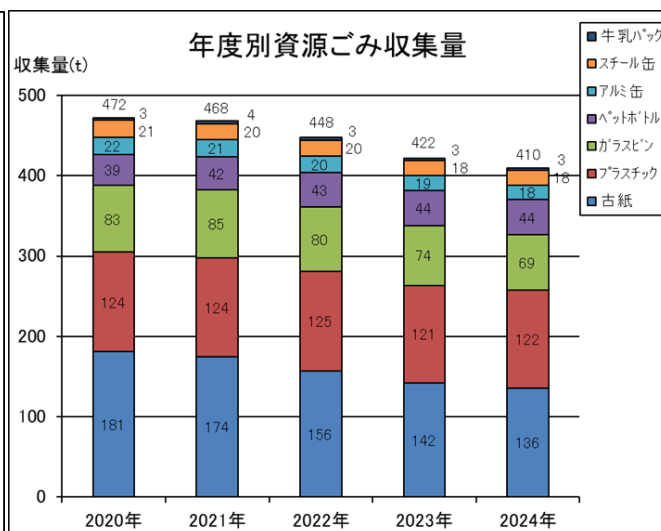
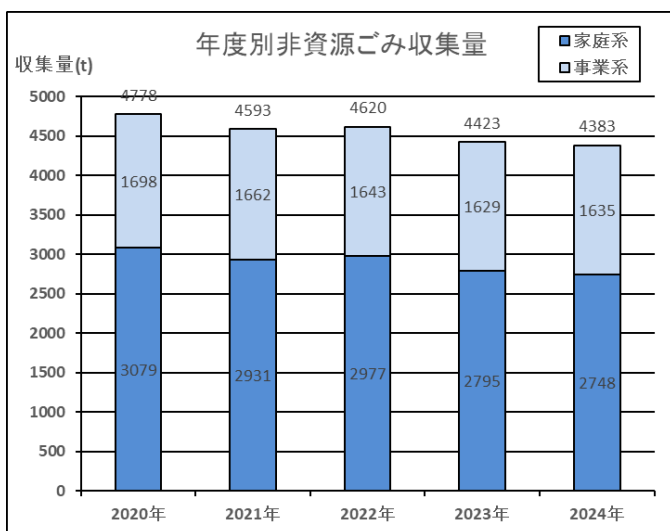
- 容器包装リサイクル法に基づく分別収集を行い、焼却施設に隣接するペットボトル・プラスチックの分別施設の適正な維持管理を要請します。
- 豊栄環境センター閉鎖後のごみ収集及び処理を維持するため、豊栄郷清掃施設処理組合、新発田地域広域事務組合及び収集運搬委託事業者と協議し、遅滞なくごみ処理施設の変更を実施します。

(3) 不法投棄の防止

- 住民からの情報提供と職員によるパトロールの実施及び警察署、新発田地域振興局環境センターなどの関係機関との連携により、監視体制の強化を図ります。
- 不法投棄禁止の立て看板の設置や、監視カメラによる監視体制の強化により、不法投棄がされにくい環境の醸成を図ります。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|------------|---|-------|
| ごみの資源化促進事業 | 可燃・不燃ごみにおける分別化を徹底し、処分ごみの減量化を図るとともに、再資源化を推進し更なる循環型社会の形成を促進します。 | 生活環境課 |
| 不法投棄監視事業 | 監視カメラ・パトロールなどにより、不法投棄の防止に努めます。 | 生活環境課 |



(生活環境課)

5 環境保全対策の充実

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(大気環境)

- ・ 大気環境については、町内では野焼きなどの一時的・局地的な問題はありますが、自動車や事業者からの排ガスに関しても、各種機器の環境性能が向上したことにより、おおむね良好な状況が保たれています。しかし、近年は光化学スモッグやPM2.5など、大陸由来の大気汚染物質が飛来することもあり、監視や異常時の情報伝達体制の強化が求められています。

(地球温暖化)

- ・ 近年、国内外で脱炭素へ向けた動きが高まっており、本町においても地球温暖化対策が必要となってきました。特に、地球温暖化の要因である温室効果ガスの多くは、石油・石炭など化石燃料の使用による二酸化炭素であり、日常生活や事業所活動による影響が大きいことから、地球温暖化問題は町・事業所・一般家庭それぞれが取り組むべき身近な課題となっています。

(水環境)

- ・ 新潟東港工業地帯の事業所は、本町との公害防止協定の締結により、公害の未然防止に努めており、発生する工場排水の水質は、おおむね良好な状況となっています。公害防止協定では、事業所の協力により法律・県条例で定める規制値より厳しい値を定めており、行政と民間が一体となり、より一層の水環境改善に努めています。

(騒音・振動・悪臭)

- ・ 道路沿線における騒音環境は、2024年度の調査によると、国道113号沿線の3地点で昼・夜ともに環境基準値を超えています。
- ・ 振動環境についても、騒音と同様に国道113号沿線の3地点で測定しておりますが、道路交通振動の限度値以内となっております。
- ・ 悪臭環境については、春先の堆肥の施肥時期に局地的な苦情はあるものの、おおむね良好な状況にあります。

【基本方針】

一般家庭、事業所に対し、地球温暖化の要因である大気環境及び水環境の保全、騒音・振動・悪臭の防止並びにゼロカーボンシティ⁵宣言に基づく温室効果ガスの削減の啓発に努めます。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|------------|----------------------------|------|--------------|---------------|-------|
| 公害防止協定抵触回数 | 事業所からの排ガス・排水が町との協定値を超過した回数 | 回数 | 0回 (2024) | 0回 | 生活環境課 |

【施策の方向】

環境保全対策の充実



- (1) 大気環境
- (2) 地球温暖化
- (3) 水環境
- (4) 騒音・振動・悪臭

(1) 大気環境

- 立地企業との公害防止協定の締結を行い、環境負荷の少ない設備や燃料の採用を推進します。
- 光化学スモッグやPM2.5などの異常時は、県と連携し町民への速やかな情報伝達に努めます。

⁵ ゼロカーボンシティ：脱炭素社会の実現を目指して、2050年までに温室効果ガスまたは二酸化炭素の排出量の実質ゼロを目指すことを表明した自治体のこと。

(2) 地球温暖化

- 地球温暖化防止に向け、聖籠町役場として ISO14001⁶に準じたエコマネジメントシステムの取組を継続するとともに、町民・事業者への適切な情報発信・普及啓発に努めます。

(3) 水環境

- 本町内の主要河川・海域の水質状況について、監視測定を継続し、結果を公表します。
- 地下水汚染や土壌汚染を防止するため、関係機関との連携を図り、有害物質などの使用事業所に管理徹底を要請します。
- 農地から農薬などの流出を抑制するため、適正な使用を促進します。
- 排水事業所に対し、水質汚濁防止法及び県条例に基づく排水基準並びに本町との公害防止協定による協定値の遵守を指導します。
- 浄化槽に起因する水質汚濁・悪臭などを防止するため、設置者に対して、保健所と連携しながら保守点検・清掃の管理を指導し、適正な維持管理を促進します。

(4) 騒音・振動・悪臭

- 公共事業では低騒音・低振動の機械などの使用を推進します。
- 本町内の主要幹線で騒音・振動の調査を継続し、調査結果を公表します。
- 悪臭の発生が確認された場合は、速やかに原因者に対し指導します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|----------|--|-------|
| 監視測定事業 | 水質・騒音・振動などの監視測定を行い、結果を公表します。 | 生活環境課 |
| 環境保全啓発事業 | エコマネジメントシステムの運用や町の広報紙などにより、地球温暖化防止や省エネについて啓発します。 | 生活環境課 |

6 上水道の充実

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(安全で安心な水の供給)

- 本町の水道事業は新潟東港地域水道用水供給企業団（以下、企業団という）から全量受水しています。このため、供給元の水源及び本町水道事業での水質汚染リスクを想定し、企業団と連携を図りつつ安全な水道水を供給する必要があります。また、良質で安全な給水を実現するため、水道管路内の水質を管理することも重要です。配水区域末端での残留塩素濃度を常時監視し、停滞水の除去のための排水作業を計画的に実施する必要があります。町では水質検査の公表を行っていますが、引き続き水道の情報の公開を継続していく

⁶ ISO14001：国際標準化機構（ISO=International Standard Organization）が定めた国際規格のひとつで、環境に関する経営方針や目標の作成、その具体化のための組織の構造、責任、プロセスなどの基準を定める環境マネジメントシステムに関する規格をいう。

ことが必要です。

(災害に強い水道の実現)

- 2060年代には、創設期に布設した管路が更新基準年数に基づく更新ピークを迎えることから、水道施設の計画的更新を実施するとともに、水道管路の耐震化を推進する必要があります。また、災害時の復旧体制を強化するために、災害連絡体制を整備し、復旧工事を計画的に実施できるような体制の整備が必要です。さらに、送水管の耐震化を企業団に要望していく必要があります。

(水道事業経営基盤の強化)

- 本町は2018年度にアセットマネジメント⁷計画を策定し、2024年度には「聖籠町水道事業経営戦略」の見直しを含む従来の「聖籠町水道事業ビジョン」の更新を行い、各計画に基づき経営の健全化に努めておりますが、給水人口の減少に伴う収益の減少、施設の老朽化、耐震化対策などの更新需要を踏まえて、引き続き財政健全化と経営効率化を推進する必要があります。また、将来の町水道事業を担う人材の育成、技術の継承に努める必要があります。あわせて、将来にわたって安定的かつ持続可能な事業運営を確保するため、広域連携による経営基盤の強化や経営効率化、民間ノウハウの活用も含めた官民連携を推進し、サービス水準、需要者の満足度の維持・向上を図っていくことが重要です。

【基本方針】

水道事業をとりまく環境は大きく変化しており、人口減少による水需要の減少、拡張期から維持管理時代への転換、施設設備の大規模更新時代の到来、また、災害に強い施設の整備、水質保全への対応及び多様化する利用者のニーズに応えられるような施策・サービスの充実のため、「聖籠町水道事業ビジョン」により安全で安心な水を未来まで供給できるよう効率的かつ健全に経営します。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|-----|-------------------------------|--|-----------------|---------------|-------|
| 有収率 | どれだけ無駄なく飲料水を送っているか、という状況を示す指標 | (有収水量(料金を賦課できる水量) / 配水量(実際に送った水量)) × 100 | 90.3% (2024) | 90% | 上下水道課 |

【施策の方向】

上水道の充実



- (1) 安全で安心な水の供給
- (2) 災害に強い水道の実現
- (3) 水道事業経営基盤の強化

(1) 安全で安心な水の供給

- 水質監視の継続

安全で安心な水を供給するために、引き続き配水区域末端部での水質検査を行い、これまで同様の水質監視体制を継続して適切な水質管理に努めます。また、水質検査の結果な

⁷アセットマネジメント：日常点検や修繕などにより施設を適正に維持管理する中で、中長期的な視点に立ち、効率的かつ効果的に資産を総合的に管理運営する手法。

ど、引き続き町広報紙やホームページにおいて水道事業におけるさまざまな情報を公表・提供します。

- 良質な水道水の確保

良質で安全な給水を実現するため、水道管路内の停滞水を除去することも重要です。配水区域末端での残留塩素濃度を常時監視し、停滞水の除去のための排水作業を計画的に実施し、良質な水道水の確保に努めます。

(2) 災害に強い水道の実現

- 管路及び設備更新の実施

アセットマネジメント計画や「聖籠町水道事業ビジョン」、2024年度に策定した「聖籠町上下水道耐震化計画」に基づき、施設の重要度、緊急性、効果及び財政状況を勘案して計画的な更新に努めます。

- 管路耐震化の推進

地震等の災害が発生し水道施設が被災した場合でも、断水することなく必要最低限の水道水を供給するために、水道管路の耐震化を推進します。また、送水管の耐震化を企業団に要望します。

- 危機管理対策の強化

地震などの自然災害や水質事故等の非常事態においても生命や生活のための水の確保が必要となります。このため、水道危機管理マニュアルにより災害時を想定した危機管理体制の強化を実施し、迅速に復旧できる災害に強い水道の実現を目指します。

- 災害時応急対応の強化

震災時の応急活動や情報連絡等を的確かつ迅速に行うために、災害連絡体制の整備について、県内の水道事業体などと協議を進めます。

(3) 水道事業経営基盤の強化

- 適正な資産管理

経営の効率化を図るため、「聖籠町水道事業ビジョン」により更新投資の平準化を検討するとともに、中長期的な視点により見通しをたてた計画的な更新を行います。また、今後の水需要の減少を踏まえた適正化を検討し、経営の効率化を推進します。

- 人材の育成と活用

水道事業に必要な知識や技術の向上を目指すため、積極的に研修、講習会へ参加し職員の能力向上、人材の育成に努めます。

- 官民連携の推進

技術の継承、業務の効率性向上等の観点から、民間的経営手法の有効な活用を図りながら、一層の経営効率化・健全化に努めます。また、本町に最もふさわしい経営形態のあり方について、合理的かつ効果的に行っていく方法を検討します。

- 水道サービス体制の強化

需要者からの要望等に適切な対応をするため、お客様から頂いた情報の分析・蓄積や検討を行い、改善策を講じることで給水サービスの向上に努めます。

- 事務事業の効率化

管路管理システムや施設台帳システムなどの活用による業務の効率化を推進し、さらなる事務事業の効率化を進めていくことは、多大なコストと労力を要することから、コストと導入効果を勘案し、事務事業の効率化・高水準化に努めます。

- 修繕対応の充実

給水の出水不良、濁り及び漏水などのトラブル解消や修繕対応については、「聖籠町管工事業協会」と連携して対応しており、今後も迅速かつ効率的に対応できるよう連携に努めます。

- 広域連携の推進

水道事業の持続性を確保し、将来にわたって安定的かつ持続可能な事業運営を確保するため、各事業体の実情を踏まえた広域連携による経営基盤の強化や経営効率化等を幅広く検討していきます。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|--------------|---------------------------|-------|
| 老朽管更新（耐震化）事業 | 更新基準年数を基に老朽管を耐震管に布設替えします。 | 上下水道課 |

7 下水道利用の促進

【関連する SDGs】



【現状と課題】

（水洗化の普及促進）

- ・ 2025年3月末現在、全集落の下水道供用（普及）がなされ、普及率は99.7%となっています。

下水道は、個々の家庭、事業所が接続することにより、所期の目的が達成されます。2025年3月末において水洗化率（接続率）は92.3%となり県平均の90.4%（2024年3月末現在）を上回ることができました。しかし、未接続世帯を個別訪問等によって意向調査を行った結果、水洗化費用の負担が難しいことや、現状（浄化槽）に不満がない等の理由により下水道接続を考えていない世帯が多く、現状を踏まえた上で更なる啓発を行う必要があります。

（健全な下水道経営の推進）

- ・ 下水道事業は経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等の実現に向けて2010年度に地方公営企業法の適用企業となり、2023年度に「聖籠町下水道経営戦略」の見直しを行い、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等下水道サービスの持続的かつ安定的な提供の実現に努めておりますが、施設の更新需要の増加や災害時の備えとしての内部留保資金⁸の確保が課題となっています。

（下水道施設の適正な維持管理の推進）

- ・ 2025年3月末現在、ストック（整備）された下水道施設は総延長155km、マンホール4,313か所、マンホールポンプ施設65か所となっています。

下水道管渠の法定耐用年数50年を経過した管渠はまだありませんが、マンホールポンプ

⁸ 内部留保資金：減価償却費など、実際にお金の支出がない費用計上によって生じた資金。

設備等については耐用年数を迎えたものがあり、2024 年度に策定された「聖籠町下水道ストックマネジメント計画」に基づき財政状況を考慮した上で計画的に更新を行っています。今後も設備等の更新が継続して見込まれることから、更新費について年度間の平準化を図りつつ、適切な維持管理を行っていく必要があります。

（雨水施設管理の徹底）

- ・ 2025 年 3 月末現在、ストックされた雨水施設は、管渠総延長 3.3 km、マンホール 55 か所、処理場 1 か所となっており、今後はストックされた施設の計画的な維持管理更新が課題となっています。

（流域下水道の整備）

- ・ 本町の下水道が接続する流域下水道の幹線管渠整備は、一部地区を残し完了したものの、計画汚水量に対する污水处理施設の整備は完了しておらず、引き続き污水处理施設の整備、污水处理施設及び幹線管渠の耐震化の要望が必要となります。

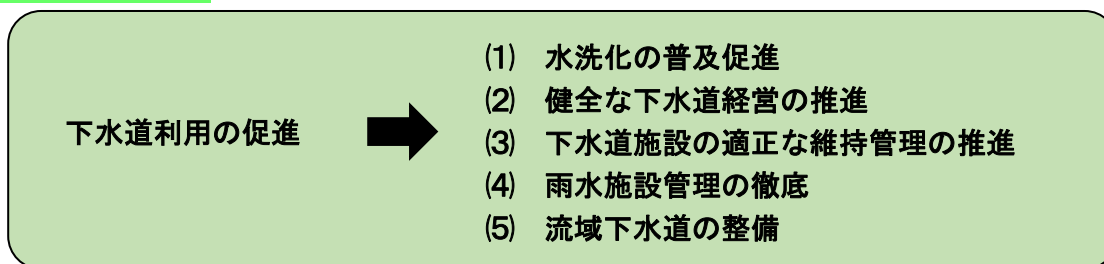
【基本方針】

下水道への接続促進に努めるとともに、経営健全化に向けた取組と下水道施設の適正な維持管理に努めます。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|------|-------------|------------------------|-----------------|---------------|-------|
| 水洗化率 | 水洗化の状況を示す指標 | (接続人口 / 計画区域内人口) × 100 | 92.3% (2024) | 93.0% | 上下水道課 |

【施策の方向】



(1) 水洗化の普及促進

- 下水道は、町民一人ひとりにとって必要不可欠な社会資本であり、健康で快適な生活環境の確保に加え、公共用水域の水質保全や地域づくりの観点からも、未接続世帯等への早期接続の促進に努めます。

(2) 健全な下水道経営の推進

- 「聖籠町下水道事業経営戦略」に基づき、将来的な収支見通しを踏まえた中長期的な視点からの計画的な経営や、経営指標の改善目標の実現に努めます。

(3) 下水道施設の適正な維持管理の推進

- 「聖籠町下水道ストックマネジメント計画」に基づく点検・調査を行うことによりライフサイクルコスト（設置、維持管理、更新、長寿命化対策、処分などにかかる費用の総計）

の低減を図る等、より効率的で長期的な下水道施設の維持管理に努めます。

(4) 雨水施設管理の徹底

- 施設の管理基準などをもとに、定期点検・調査を行い、その結果を踏まえて診断・修繕などの計画を策定し、管渠、マンホール、処理場の長期的な維持管理に努めます。

(5) 流域下水道の整備

- 汚水処理施設の増設及び汚水処理施設・幹線管渠の耐震化などの整備を流域下水道事務所へ要望します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|-------------------|---|-------|
| 水洗化の普及事業 | 未接続世帯等への啓発を行い早期接続の促進に努めます。 | 上下水道課 |
| 下水道施設ストックマネジメント事業 | 持続可能な下水道事業の実現を目的に長期的な施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に維持管理を図ります。 | 上下水道課 |

第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現

| | | |
|---------------------|-------------------|---|
| I 安心して暮らせる環境づくり | 1 消防・救急体制の整備 | (1) 消防力の整備・充実 (2) 火災予防意識の高揚 (3) 救急・救助体制の充実 |
| | 2 防災対策の充実 | (1) 防災拠点等の整備・強化 (2) 防災体制等の推進・整備 (3) 災害による被害の未然防止 (4) 事前防災及び迅速な復旧・復興 (5) 広域連携等の推進 (6) 国民保護体制の整備 |
| | 3 交通安全対策の充実 | (1) 交通安全思想の普及徹底 (2) 道路交通環境の整備 |
| | 4 防犯対策の充実 | (1) 防犯活動の推進 (2) 新潟東港の防犯対策の強化 (3) 防犯施設の整備 |
| | 5 空家対策の推進 | (1) 空家等の適切な管理の促進 (2) 空家等の利活用の促進 |
| | 6 消費生活の充実 | (1) 消費者への情報提供等の充実 (2) 消費者の相談体制の充実 (3) 消費者教育の充実 |
| II 生涯健康に暮らせるまちづくり | 1 健康づくりの充実 | (1) 生涯を通じた健康づくり (2) こころの健康づくり (3) 生涯を通じた健康を支える環境づくり (4) 感染症対策の充実と災害時健康対策 |
| | 2 母子保健の充実 | (1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 (2) 子育てにかかる負担軽減策の充実 |
| | 3 成人保健・高齢者保健事業の充実 | (1) 健診受診率の向上 (2) 保健指導の充実 |
| | 4 精神保健の充実 | (1) 個別支援の充実 (2) 精神疾患・障がい理解の普及啓発 |
| | 5 歯科保健の充実 | (1) 歯科保健サービスの充実 |
| | 6 医療体制の確立 | (1) 町の医療体制の充実 (2) 下越圏域における救急医療、災害医療体制の確立 |
| | 7 国民健康保険事業の充実 | (1) 国保の広域化対策 (2) 国保税の収納率向上対策 (3) 医療費の適正化対策 |
| III 幸せに暮らせる福祉のまちづくり | 1 地域福祉の充実 | (1) 暮らしに充実感のあるまちづくりの推進 |
| | 2 高齢者福祉及び介護予防の充実 | (1) 生きがい活動づくりの応援 (2) 見守り・支援体制の強化 (3) 介護予防の充実 (4) 地域包括支援センターの充実 |
| | 3 障がい者福祉の充実 | (1) 地域でともに生活するための施策の推進 (2) 健康で自立した生活を実現するための体制整備 (3) 自立と社会参加への支援 |

I 安心して暮らせる環境づくり

1 消防・救急体制の整備

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(消防力の整備・充実)

- ・ 消火能力の向上と機動性の強化を図るため、各分団に消防ポンプ自動車と小型ポンプ積載車が配備されていますが、経年により老朽化が進む現状にあることから、今後の計画的な更新が課題となっています。
- ・ 消防水利施設として、消防法に基づき消火栓や防火水槽の設置を行っていますが、消火栓未整備地区も存在することから、今後、老朽施設の更新を含めた整備が課題となっています。
- ・ 非常勤の消防団員の昼間不在率は年々高くなる傾向にあり、消防力の維持・強化を図るためにも、新発田地域広域消防聖籠分署とのさらなる連携強化が課題となっています。

(火災予防意識の高揚)

- ・ 町民の火災予防意識の高揚を図るため、消防団が火災予防の啓発や地域住民への消火訓練の指導などに努めていますが、町と一体となった、より効果的な施策の実施が課題となっています。

(救急・救助体制の充実)

- ・ 救急活動は広域体制によって、患者を医療機関に搬送していますが、救急活動の一層の充実を図るため、医療機関との連携強化が求められます。

【基本方針】

消防力の整備・充実を図るため、消防設備の更新及び整備を進めるとともに、消防機関との連携を強化し、あわせて、町民の火災予防意識の高揚と生命・財産を守る施策を展開します。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|--------|----------------|--------------|--------------|---------------|-------|
| 火災発生件数 | 町民の火災意識状況を示す指標 | 町内における火災発生件数 | 2件 (2024) | 0件 | 生活環境課 |

【施策の方向】

消防・救急体制の整備



- (1) 消防力の整備・充実
- (2) 火災予防意識の高揚
- (3) 救急・救助体制の充実

(1) 消防力の整備・充実

- 消防車両、水利など（消火栓・防火水槽）の消防設備を計画的に整備します。
- 新発田地域広域消防聖籠分署の応援体制の強化を促進します。

(2) 火災予防意識の高揚

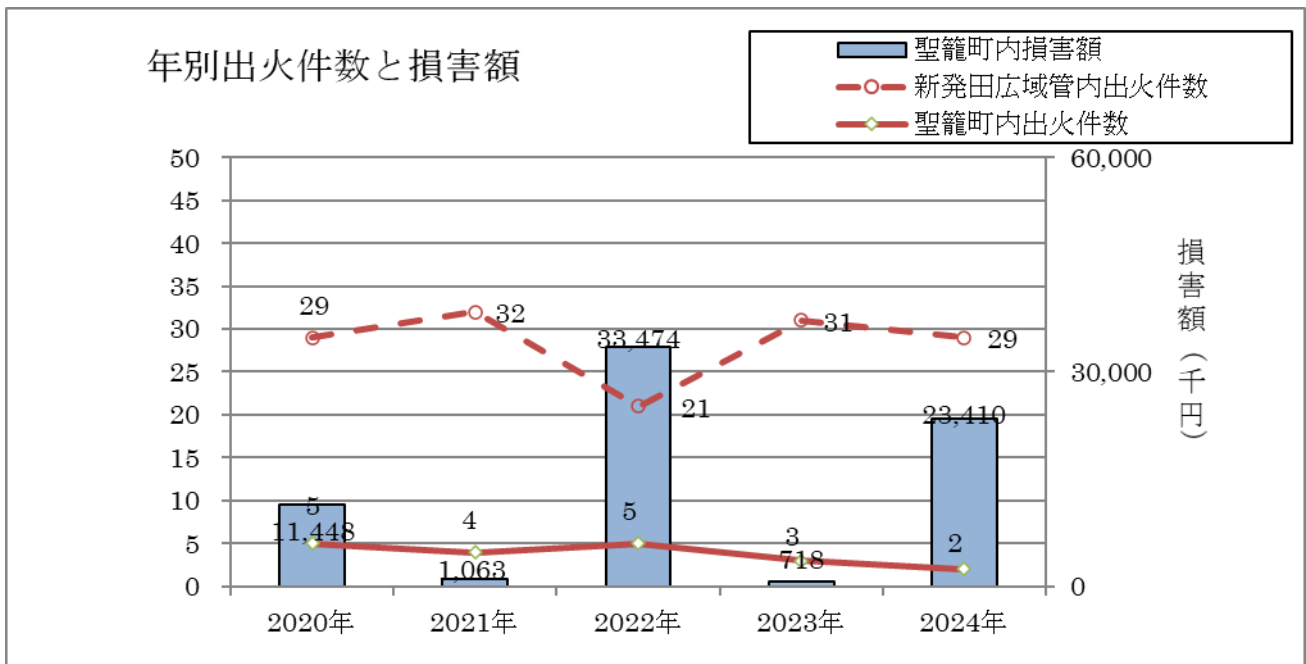
- 消防団、集落と連携し、まちなか防災訓練を利用した消火訓練などへの町民参加の拡大に努めます。

(3) 救急・救助体制の充実

- 消防団や各種団体を含め、広く町民に対し救急法の指導、講習会（AED⁹等）などを実施し、普及啓発に努めます。
- 医療機関との連携を強化し、広域的救急医療体制の充実を要請します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|------------|---|-------|
| 消防力整備・充実事業 | 消防車両、水利など（消火栓・防火水槽）の消防設備を計画的に整備するとともに聖籠分署の応援体制を強化します。 | 生活環境課 |
| 火災予防意識高揚事業 | 消防団、集落と連携し、まちなか防災訓練を利用した消火訓練などを実施します。 | 生活環境課 |



(新発田地域広域消防本部「火災の実態」)

⁹ AED：自動体外式除細動器の略称。心停止の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。

2 防災対策の充実

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(防災拠点等の整備及び強化)

- ・ 近年、国内では気候変動等により地震や豪雨・台風などの自然災害が多発しています。大規模災害への危機管理の必要性から防災拠点となる本町の施設を整備するとともに、道路や河川、海岸などの災害に備えた施設の強化が課題となっています。
- ・ 災害時における避難所の設置・運営を想定して、必要最低限の防災資機材・生活物資の備蓄を図る必要があります。

(防災体制等の推進・整備)

- ・ 近年、激甚化している地震や豪雨・台風などの自然災害に対応するため、「聖籠町地域防災計画」等の有事に備えた各種計画等の定期見直しを進める必要があります。
- ・ 「自助」「共助」による災害対処力の強化を図るため、地域における災害資機材の整備や防災リーダーの育成、防災訓練の実施を促進する必要があります。
- ・ 災害時などの情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、町 SNS や防災アプリなどを活用し、情報伝達手段の多重化を推進する必要があります。

(災害による被害の未然防止)

- ・ 災害による被害の未然防止を図るため、平時から町民に対して災害ハザードマップ¹⁰の重要性、存在を意識する取組が必要となります。
- ・ 地震による被害を軽減するには、住宅等建築物の耐震化が重要となりますが、1981年に導入された現行の耐震基準を満たさない住宅等が多くあると推計されることから、耐震改修を誘導する必要があります。

(事前防災及び迅速な復旧・復興)

- ・ 災害による被害は、平時からどう備えているかによって大きく変わることから、「聖籠町国土強靱化地域計画¹¹」に基づき、事前防災と迅速な復旧・復興への取組を推進する必要があります。

(広域連携等の推進)

- ・ 災害時は、単独自治体だけでの対応が難しいことから、「災害時における相互応援協定」を関係自治体と締結するとともに、民間事業所とも物資面などで協定の締結を進めています。今後は、災害協定の拡大を進める必要があります。

¹⁰ 災害ハザードマップ：災害予測図。自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

¹¹ 国土強靱化地域計画：大規模災害等を想定し最悪の事態に陥らないために、事前に取り組むべき施策を定めた計画。

（国民保護体制の整備）

- ・ 他国からの武力攻撃やテロに対処するため、国民保護法¹²に基づく「聖籠町国民保護計画」を策定しています。しかし、現状では、有事において即応体制がとれるかどうか懸念されることから、今後は、計画に基づく体制の検討をはじめ、国民保護訓練の実施など、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に行動できる体制整備が課題となっています。

【基本方針】

防災拠点等の整備・強化や「自助」「共助」による地域の災害対処力の強化を図るなど、大規模災害に備えて、ソフト面とハード面の双方からの対策を合わせた効果的な取組を推進します。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|-------------------|---------------------|-------------------------|------------------|---------------|-------|
| 防災倉庫としての機能を持つ避難所数 | 防災拠点整備の進捗状況を示す指標 | 町内における防災倉庫としての機能を持つ避難所数 | 9箇所 (2024) | 10箇所 | 生活環境課 |
| 防災物資等の備蓄率 | 防災拠点の機能強化の進捗状況を示す指標 | 備蓄計画による防災物資の備蓄率 | 95.0% (2024) | 100% | 生活環境課 |
| 地域における防災訓練の参加人数 | 地域による災害対処力の強化を示す指標 | 防災訓練の参加者数 | 1,872人 (2024) | 2,000人 | 生活環境課 |

【施策の方向】

防災対策の充実



- (1) 防災拠点等の整備・強化
- (2) 防災体制等の推進・整備
- (3) 災害による被害の未然防止
- (4) 事前防災及び迅速な復旧・復興
- (5) 広域連携等の推進
- (6) 国民保護体制の整備

(1) 防災拠点等の整備・強化

- 災害時に防災拠点となる庁舎や指定避難所の耐震化については既に対応できていることから、現状を維持することを基本とし、今後の状況の変化に柔軟に対応します。また、災害時に地域の拠点となる避難所の防災機能を強化します。
- 道路、河川、海岸施設は災害に強い構造とするよう調査・補強・改修を推進します。
- 災害時の備蓄品については、アレルギー対策や感染症対策を踏まえ、品目や備蓄量を見直すなど備蓄計画を更新し、飲食料や資機材の備蓄を拡充します。

(2) 防災体制等の推進・整備

- 近年、激甚化している地震や豪雨・台風などの自然災害に対応するため、「聖籠町地域防災計画」等の有事に備えた各種計画等の定期見直しを進めます。

¹² 国民保護法・国民保護計画：「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」の略。武力攻撃事態等から国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活などに及ぼす影響を最小にするための国・地方公共団体などの責務並びに救援及び武力攻撃災害への対処などの措置が規定されている。これに基づき、いざというときに迅速に国民保護措置ができるよう、「国民保護計画」の策定が義務づけられている。

- 地域における災害資機材の整備や防災リーダーの育成、防災訓練の実施を促進し、「自助」「共助」による災害対処力を強化します。
- 災害時における情報伝達手段の多重化を推進します。

(3) 災害による被害の未然防止

- 災害ハザードマップを活用して、町民が災害時に的確かつ迅速な避難行動をとれるよう、地震や津波、洪水などそれぞれの災害時における危険箇所や避難場所などを周知します。
- 地震に強い安全で安心なまちづくりに向けて、既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進します。

(4) 事前防災及び迅速な復旧・復興

- 「聖籠町国土強靱化地域計画」に基づき、災害時における被害の軽減を図るため、事前防災及び迅速な復旧・復興に向けたまちづくりを推進します。

(5) 広域連携等の推進

- 相互応援協定を締結している自治体との広域連携の強化に努めます。
- 災害時において、防災物資等の優先的な供給を受けるため、民間事業者等との協定締結を推進します。

(6) 国民保護体制の整備

- 武力攻撃事態を想定し、迅速な情報伝達体制を整備します。
- 武力攻撃事態の特殊性を考慮し、聖籠町国民保護計画に基づく避難実施要領の策定を検討します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|--------------------------|--|---------|
| 防災拠点等の整備・強化事業 | 備蓄倉庫としての防災機能を持たせるなど、災害時に地域の拠点となる避難所の防災機能を強化します。 | 生活環境課 |
| 自主防災組織育成事業 | 地域による自主的な防災活動に助成を行うなど、地域における災害資機材の整備や、防災リーダーの育成、防災訓練の実施・参加を促進し、「自助」「共助」による災害対処力を強化します。 | 生活環境課 |
| 防災体制等推進整備事業 | 災害時における緊急情報の伝達漏れを最大限防ぐため、災害時の情報伝達手段の多重化を推進します。 | 生活環境課 |
| 聖籠町国民保護計画に基づく避難実施要領の策定事業 | 武力攻撃事態対処の特殊性を考慮し、聖籠町国民保護計画に基づく避難実施要領の策定を検討します。 | 生活環境課 |
| 住宅耐震診断・改修等支援事業 | 1981年5月末以前に建築された木造住宅に対する支援を行い、耐震診断とともにその結果に基づき、耐震改修の促進を図ります。 | ふるさと整備課 |

災害時における相互応援協定締結市町村一覧表

| | |
|------|---|
| 新潟県内 | 新潟市・長岡市・上越市・三条市・新発田市・加茂市・燕市・五泉市・阿賀野市・胎内市・佐渡市・田上町・弥彦村 |
| 新潟県外 | 七ヶ浜町(宮城県)・神栖市(茨城県)・今治市(愛媛県)・新上五島町(長崎県)・東串良町(鹿児島県)・川越町(三重県)・坂出市(香川県)・中城村(沖縄県)・富津市、袖ヶ浦市(千葉県)・知多市(愛知県) |

3 交通安全対策の充実

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(交通安全思想の普及)

- 本町では、交通安全指導員が主となり、警察署、交通安全協会、交通安全母の会などと連携をとりながら、幼児、児童・生徒、保護者、高齢者など、各世代や生活環境に合わせた交通安全教室等を実施しています。

交通安全に対する意識は、長年の積み重ねにより徐々に定着していくものであることから、町民の交通死亡事故ゼロを目指し、継続して交通安全思想の普及に取り組む必要があります。

(道路交通環境の整備)

- 本町の交通体系は、新潟東港工業地帯、隣接市への通勤者が多いことや駅がないことなどから、車両交通量が多い状況となっており、町内における交通事故の増加が懸念されることから、交通事故の発生を防ぐため、安全対策を進める必要があります。

【基本方針】

幼児、児童・生徒、保護者、高齢者など、各世代や生活環境に合わせた交通安全教室等を実施していくことで、交通安全に対する町民の意識を高めるとともに、交通安全施設の計画的な整備を促進します。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|----------|-----------------------|---------------|---------------|---------------|-------|
| 交通死亡事故件数 | 町民の交通安全意識普及状況を示す指標 | 町民の交通死亡事故件数 | 0件 (2024) | 0件 | 生活環境課 |
| 交通事故件数 | 交通安全に対する施策の効果の状況を示す指標 | 町内における交通事故の件数 | 19件 (2024) | 15件以下 | 生活環境課 |

【施策の方向】

交通安全対策の充実



- (1) 交通安全思想の普及徹底
- (2) 道路交通環境の整備

(1) 交通安全思想の普及徹底

- 幼児、児童・生徒、保護者、高齢者など、各世代や生活環境に合わせた交通安全教室等をより一層充実させ、交通安全意識の向上に努めます。
- 関係団体と連携し、「全国交通安全運動¹³期間」、「交通事故防止運動¹⁴期間」、町で設けた

¹³ 全国交通安全運動：広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるなど、交通事故防止の徹底を図ることを目的として、春と秋の2回実施されるもの。

¹⁴ 交通事故防止運動：県民一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるなど、交通事故防止を図ることを目的として、夏と冬の2回実施されるもの。

「交通安全家庭の日」に合わせ、児童・生徒の登校時に交通安全街頭指導を実施するなど、町民一人ひとりの交通安全に対する関心と認識を高め、正しい交通ルールと交通マナーを習慣づけるための取組を推進します。

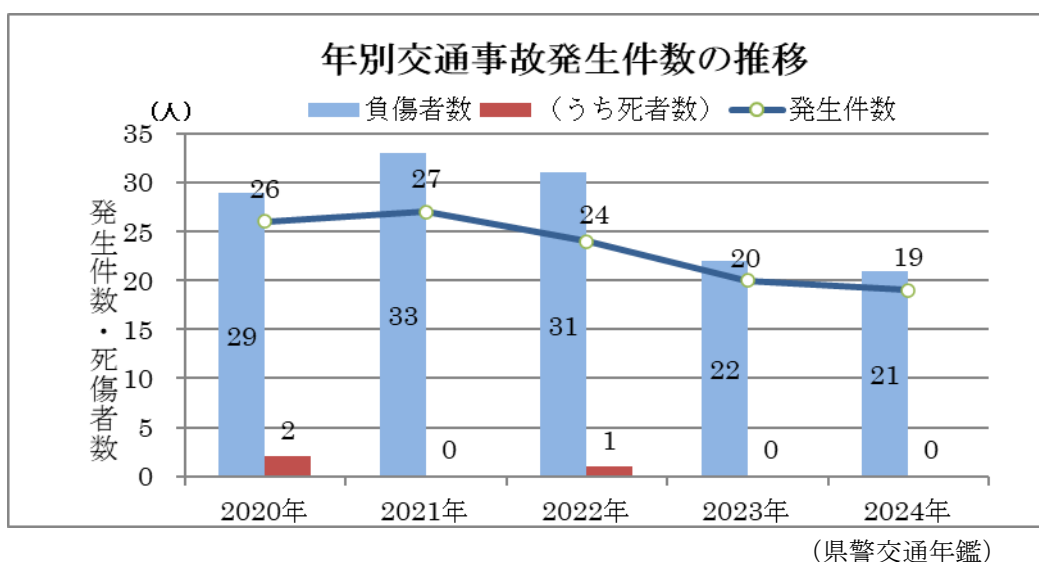
- 全国的に高齢者の交通事故件数が増加傾向にあることから、加齢による身体機能の低下の自覚や、道路交通状況の変化に適切な対応ができる安全運転意識を身につけるため、安全運転講習会の実施や、高齢者等世帯を訪問し、高齢者の交通安全の意識の向上を図ります。
- 近隣市と連携した研修を実施し、交通安全指導員の育成強化に努めます。
- 交通事故被害者の生活救済のため、交通災害共済制度などの普及や積極的な加入促進に努めます。

(2) 道路交通環境の整備

- 安全な道路交通の確保を図るため、危険箇所の啓発看板、カーブミラーや歩道など、交通安全施設の整備を推進するとともに、老朽化した施設については、計画的に修繕を行います。
- 安全な道路交通の確保を図るため、警察及び関係機関に対し、必要に応じて規制標識や信号機などの設置による効果的な交通規制を要望します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|------------|--|------------------|
| 交通安全思想普及事業 | 各世代や生活環境に合わせた交通安全教室等を実施するなど、町民の交通安全思想の普及を図ります。 | 生活環境課 |
| 道路交通環境整備事業 | 交通安全施設を計画的に整備し、警察に規制標識や効果的な交通規制を要望します。 | 生活環境課 ふるさと整備課 |



4 防犯対策の充実

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(防犯活動の推進)

- ・ 現在、防犯対策については、集落区長・隣組長を構成員とする聖籠町防犯組合、新潟東港聖籠地区防犯連絡協議会、安全で安心なまちづくり推進協議会などで連携し実践しています。
- ・ 犯罪対策は、警察、行政だけで進めていくには限界があり、町民、事業者、ボランティア団体などがそれぞれの役割を認識することで、安全・安心なまちづくりができます。
- ・ 今後も、「聖籠町安全で安心なまちづくり条例¹⁵」に基づき、警察や地域団体などと協議しながら防犯活動を推進する必要があります。

(新潟東港の防犯対策の強化)

- ・ 新潟東港区域の防犯対策として、「新潟東港聖籠地区防犯連絡協議会」で情報の交換や意識の啓発に努めています。また、新潟東港西地区との連携を密にするため、2005年3月から新潟東港地区は新潟北警察署管内に編入され、防犯・交通の取締りを行っています。

(防犯施設の整備)

- ・ 近年、全国的に、防犯カメラの設置が犯罪の抑止につながっていることなどから、本町においても「安全で安心なまちづくり推進協議会」を活用し、警察や関係団体などと協議し、防犯灯や防犯カメラなどの防犯施設の計画的な整備について、検討を行う必要があります。
- ・ 防犯灯については、犯罪防止の観点から定期的に見回りを行い、維持管理を徹底して行っていくことが求められています。

【基本方針】

防犯対策については、警察、行政だけで進めていくには限界があることから、町民、事業者、ボランティア団体などと連携して取り組んでいきます。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|-----------|-----------------|--------------------|----------------|---------------|--------|
| 犯罪発生件数 | 防犯対策の効果の状況を示す指標 | 町内における犯罪（刑法犯）の発生件数 | 68件 (2024) | 50件以下 | 生活環境課 |
| 防犯カメラ稼働日数 | 登下校の安全確保を示す指標 | (稼働日数/年間日数) × 100 | 100% (2024) | 100% | 子ども教育課 |

¹⁵ 聖籠町安全で安心なまちづくり条例：生活の安全に関し、町、町民、事業者及び土地建物所有者などの責務を明らかにすることにより、安全意識の高揚と自主的な生活安全活動の推進を図り、安全で安心なまちづくりの実現に寄与することを定めた条例。

【施策の方向】

防犯対策の充実



- (1) 防犯活動の推進
- (2) 新潟東港の防犯対策の強化
- (3) 防犯施設の整備

(1) 防犯活動の推進

- 防犯組合などの組織と連携し、通学児童・生徒に対するパトロールの推進や地域ぐるみで犯罪のない社会環境づくりに取り組みます。
- 犯罪の発生を未然に防止するため、防災行政無線等による広報活動を行い、町民へ防犯意識の啓発を図ります。
- 犯罪の発生防止や再犯防止の対策について、民間事業所、警察、関係機関との連携を図り取り組んでいきます。

(2) 新潟東港の防犯対策の強化

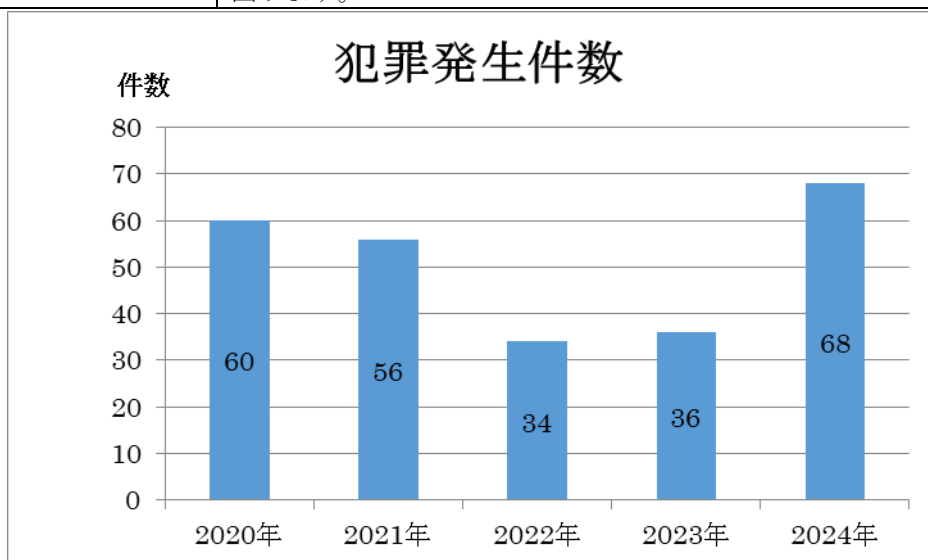
- 新潟東港地域は、社会環境の変化が著しく、犯罪発生危険性が高いことから、地区の防犯協議会や新潟市及び警察署と連携を図り防犯対策に努めます。

(3) 防犯施設の整備

- 「安全で安心なまちづくり推進協議会」を活用し、警察や関係団体などと協議し、防犯灯や防犯カメラなどの防犯施設の計画的な整備について、検討を行います。
- 夜間の犯罪や事故防止のため、通学路や集落間の防犯灯の維持管理を行います。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|----------|---|--------|
| 防犯対策強化事業 | 町防犯組合をはじめとした各協議会と連携を図り、防犯パトロールや広報活動などを実施して防犯の対策強化に努めます。 | 生活環境課 |
| 防犯灯整備事業 | 夜間の犯罪や事故防止のため、通学路や集落間の防犯灯の維持管理を行います。 | 生活環境課 |
| 防犯施設整備事業 | 危険個所と考えられる通学路への防犯カメラ、学校玄関オートロックなどにより必要に応じて防犯施設の整備を図ります。 | 子ども教育課 |



(新潟県警 HP 「市町村別犯罪発生状況」)

5 空家対策の推進

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(空家等の適切な管理の促進)

- 空家等の件数は増加傾向にあり、適切な管理が行われていない空家等が町民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理を促進する必要があります。

(空家等の利活用の促進)

- 地域の活力の維持・向上を図るためには、空家等を資源として捉え、空家や除却後の跡地の活用を進める必要があります。空家等の所有者への働きかけをはじめ、空家等の利用希望者が必要な情報を取得できる体制整備が求められています。

【基本方針】

本町において、空家等の件数が増加傾向にあることから、「聖籠町空家等対策計画」に基づく空家等の総合的かつ計画的な取組を推進します。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|--------------------|--------------------------|-----------------------------|--------------------|--------------------|----------------|
| 管理不全空家等及び特定空家等解消件数 | 管理不全空家等及び特定空家等対策の効果を示す指標 | 管理不全空家等及び特定空家等解消件数（5年間の累計） | 17件 (2020～2024) | 20件 (2026～2030) | 生活環境課 |
| 空家等の活用件数 | 空家等の活用に関する取組の効果を示す指標 | 空家や除却後の跡地を利用し定住した件数（5年間の累計） | 20件 (2020～2024) | 22件 (2026～2030) | 総合政策課 生活環境課 |

【施策の方向】

空家対策の推進



- (1) 空家等の適切な管理の促進
- (2) 空家等の利活用の促進

(1) 空家等の適切な管理の促進

- 現地調査や空家等の所有者等に意向調査を行うなど、町内の空家等の実態把握に努めます。
- 空家等の所有者等に対する相談体制を整備します。
- 地域住民との協働による監視体制を構築し、適切な管理が行われていない所有者等に対しては「空家等の適正管理に関する条例¹⁶」に基づき、適切な対応を図ります。

¹⁶ 空家等の適正管理に関する条例：空家等が放置され管理不全な状態となることを防ぎ、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めた町の条例。

(2) 空家等の利活用の促進

- 空家等の所有者に働きかけ、「空家再生支援センター（空家バンク）¹⁷」への登録を促し、空家等の利用希望者が必要な情報を取得できる体制を整備します。
- 空家等を活用した町内への定住者等に対し助成を行うなど、空家等の有効活用を推進します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|--------------|---|-------|
| 空家再生支援センター事業 | 町内の空家等の売買、賃貸希望情報を空家バンクとして登録し、情報提供を行うことにより、空家等の有効活用を促し、定住促進による地域の活性化を図ります。 | 総合政策課 |
| 管理不全空家除却補助事業 | 管理不全な状態と認められた空家について、防災・防犯の観点から危険を取り除き、被害の発生を未然に防止するため、除却に要する経費の一部を助成します。 | 生活環境課 |

6 消費生活の充実

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(消費者への情報提供等の充実)

- ・ 急速なデジタル化の進展は、消費者が商品・サービスのさまざまな情報を手軽に入手できるとどまらず、時間や場所が制約されないインターネット取引の普及や決済サービスの多様化等をもたらし、消費者の利便性や生活の質を大きく向上させました。その一方で、商品・サービスや取引・決済手段の選択肢の増加等、取引環境が複雑化・多様化したことに伴い、事業者とのトラブルや特殊詐欺等の被害が増加しています。デジタル社会において消費者被害に遭わずに安心して暮らすためには、消費者が的確な判断のもとでより良い選択ができるよう、消費生活に関する情報提供を積極的に行い、意識の啓発を図る必要があります。

(消費者の相談体制の充実)

- ・ 聖籠町消費生活センター（以下、消費生活センターという。）では、事業者とのトラブルや被害相談に対し、適切な助言やあっせん¹⁸を行っています。2022年10月からは聖籠町消費者被害防止見守りネットワーク¹⁹を設置し、町のさまざまな窓口から、消費者トラブルを抱えた町民を適切に消費生活センターへ案内できる連携体制を構築しました。今後は、自治会や老人クラブ、地域のサロンなど地域に根ざした組織との連携体制を整備し、消費者被害の未然防止や拡大防止のための見守り活動の強化を図る必要があります。

¹⁷ 空家再生支援センター（空家バンク）：取り壊し後の更地や良好な空家物件の登録を促し、購入・賃貸希望者へ情報提供を行う機関。

¹⁸ あっせん：消費者と事業者間のトラブルについて、消費生活センターの相談員が間に入り、交渉をサポートすること。

¹⁹ 聖籠町消費者被害防止見守りネットワーク：消費生活センター、保健福祉課、生活環境課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、新発田警察署で構成される組織で、各組織が相談窓口となり連携することで消費者被害の予防・拡大防止に努める。

（消費者教育の充実）

- ・ 2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、若年層が「契約」によって社会に主体的に参加できるようになりました。その一方で、事業者とのトラブルに巻き込まれ、消費者被害に遭う危険性が高まっています。児童生徒に対しては、トラブルを回避し、消費者として積極的な社会参加ができるように、学校における消費者教育の機会の充実を図る必要があります。
- ・ 消費生活センターでは、消費生活に関する知識の普及や理解を深めるため、各種団体からの依頼に即した出前講座を行っています。より多くの町民が消費生活について学ぶ機会を得られるよう、既存のイベントや集まり等を活用し、さらなる消費者教育の充実を図る必要があります。

【基本方針】

町民の消費者被害の予防や拡大防止に努めるとともに、町民自らが消費者意識を高め行動できるよう、きめ細かな情報提供や消費者教育の機会の充実に努めます。また、相談体制及び関係機関との連携体制などの強化充実を図りながら、消費者として安心して暮らせる環境づくりを目指します。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|------------------|---|---------------------------|-----------------|---------------|-----|
| 相談件数 | 消費者相談体制の取組状況を示す指標 | 消費者相談の件数 | 106件 (2024) | 90件 | 町民課 |
| 消費生活相談員のあっせん割合 | 消費者相談のうち、被害防止や救済のために専門的な知識を要したトラブルの発生率を示す指標 | (あっせん件数 / 消費者相談の件数) × 100 | 10.4% (2024) | 10.0% | 町民課 |
| 消費者教育の機会の充実と意識啓発 | 消費者教育を目的とした取組の状況を示す指標 | 広報掲載回数 | 12回 (2024) | 12回以上 | 町民課 |
| | | イベント等での啓発活動実施回数 | 1回 (2024) | 3回 | 町民課 |
| | 自ら消費者意識を高め、行動する町民を増やす取組の状況を示す指標 | 出前講座等の参加延べ人数 | 176人 (2024) | 300人 | 町民課 |

【施策の方向】

消費生活の充実



- (1) 消費者への情報提供等の充実
- (2) 消費者の相談体制の充実
- (3) 消費者教育の充実

(1) 消費者への情報提供等の充実

- 消費者が的確な判断でより良い選択をするため、消費生活に関する情報提供を幅広い世代に対して積極的に行い、意識の啓発を図ります。
- 町民に対して不審な電話や訪問等に関する情報を求めるなど情報収集の強化を図り、迅速に情報提供するため SNS 等の活用を検討します。

(2) 消費者の相談体制の充実

- 事業者とのトラブルや被害相談に対し、適切な助言やあっせんを行います。
- 自治会や老人クラブ、地域のサロンなど地域に根ざした組織との連携体制を整備し、消費者被害の予防や拡大防止のための見守り体制の強化を図ります。

(3) 消費者教育の充実

- 児童生徒がトラブルを回避し、消費者として積極的な社会参加ができるように、学校における消費者教育の機会の充実を図ります。
- より多くの町民が消費生活について学ぶ機会が得られるよう、既存のイベントや集まり等を活用し、さらなる消費者教育の充実を図ります。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|---------|--|-----|
| 消費者行政事業 | 消費生活センターにより、相談窓口や見守り体制を強化することで消費者トラブルへの対応、被害の予防や拡大防止を図ります。また、情報収集を行い、幅広い世代に対して積極的に情報提供するとともに、消費者教育の充実等を行うことで、町民の消費者意識の啓発を図ります。 | 町民課 |

II 生涯健康に暮らせるまちづくり

1 健康づくりの充実

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(生涯を通じた健康づくり)

- 健康寿命の延伸及び健康格差（地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差）の縮小、すべての町民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会を実現するためには、個人の行動と健康状態の改善、それらを促す社会環境の質の向上との関係性を念頭に取組を進めることが重要です。

特に町の重点健康課題である高血圧・糖尿病をはじめとする生活習慣病に対しては、妊娠期やこどもの頃から一次予防（疾病の発生予防・健康づくり）への取組をより一層推進するとともに、二次予防（病気の早期発見・早期治療と重症化予防）、三次予防（病気や障がいの再発や進行の抑制、社会復帰に向けた取組）にも取り組み、病気や障がいがある人を含めた生涯を通じた健康づくりを推進していくことが必要です。

(こころの健康づくり)

- こころの健康は、自分らしく生きるための重要な条件であり、個人の資質や能力だけでなく、身体状況、労働環境の変化、生活困窮、家庭内・地域の中での孤立、対人関係など多くの要因が影響します。なかでも、身体の状態とこころは相互に強く関係しており、適度な運動やバランスのとれた栄養・食生活が身体だけでなくこころの健康においても重要な基礎となります。また、十分な睡眠と休養をとり、ストレスと上手に付き合うこともこころの健康に欠かせない要素です。

また、自殺の背景にはうつ病などの様々な要因があります。うつ病は多くの人がかかる可能性のある精神疾患であることから、多くの人が自身と他者のために、こころの健康を保つ生活のあり方やこころの病気への適切な対応について理解することが不可欠です。

(生涯を通じた健康を支える環境づくり)

- 健康的な食環境や身体活動・運動の促進など、自ら意識することなく健康行動が促される環境づくりの取組を実施し、健康に関心の薄い人を含む幅広い対象への健康づくりの推進が必要です。

また、学業や就労の場、ボランティアや地域活動など社会参加の場においても、個人の健康への取組を支える環境づくりが重要です。多様な組織が主体となって健康づくりを推進し、多方面からこれらの取組を個人に促す仕組みを構築するため、地区組織や学校園、職域、医療機関、民間企業等の関係団体との連携及び協働のためのネットワークの確立と強化が必要です。

(感染症対策と災害時健康対策)

- 町民をとりまく環境が大きく変わり、人の移動が広範囲になったことから、新型インフルエンザや新型コロナウイルスなど海外で発生した感染症が容易に国内で発生する時代と

なりました。このことから、町民の健康を守るため予防対策及び拡大防止などの感染症対策を充実させる必要があります。

- ・ 毎年全国各地で発生している自然災害において被災地で大きな課題となっているのが健康被害であり、本町においても、いつ起きても不思議ではない自然災害に備え、平時から健康を守るための準備が重要です。町民一人ひとりが災害時の健康被害と対策に関する知識を持ち、最低限の備えができるよう町民への周知・教育が必要です。また、被災後の災害関連死を防ぐために、町が迅速に関係団体と連動して対応できるよう平時から連携体制を構築する必要があります。

【基本方針】

町民一人ひとりが健康的な生活習慣を確立し、誰もが生涯にわたり健康的に暮らせるように取り組みます。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|----------------------|---|---|----------------------------------|------------------------|-------|
| 健康寿命 | 日常生活動作が自立している期間の平均を健康寿命とし、その延伸に向けた健康維持・増進の効果を示す指標 | 介護保険要介護2以上を不健康と定義したKDBシステム ²⁰ より抽出 | 男性 78.8 年 女性 84.2 年 (2024) | 男性 81 年 女性 87 年 | 保健福祉課 |
| 健康づくり事業協力店数 | 健康づくりのための環境づくり推進状況を示す指標 | 町健康づくり事業協力店数 | 7 か所 (2024) | 10 か所 | 保健福祉課 |
| 保健推進員経験者数 | 健康づくりの実践者・普及活動の状況を示す指標 | 2020 年度から 2030 年度までの委嘱者実数 | 57 人 (2024) | 85 人 | 保健福祉課 |
| 自殺者数 (5 年間平均自殺者数) | 自殺対策の状況を示す指標 | 5 年間の自殺者数の平均 | 1.8 人 (2020～ 2024) | 0 人 (2026～ 2030) | 保健福祉課 |
| 定期予防接種率 | 予防接種による町の免疫水準維持状況を示す指標 | 1 歳までの BCG（結核）、2 歳までの麻しん・風しん（1 期）接種終了者割合 | BCG100% 麻しん風しん100% (2024) | BCG100% 麻しん風しん100% | 保健福祉課 |
| | | 65 歳以上高齢者インフルエンザワクチン接種率 | 49.5% (2024) | 55% | 保健福祉課 |

²⁰ KDB システム：国民健康保険者や後期高齢医療広域連合における保険事業の計画作成や実施を支援するため、国保連合会が「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを利活用して統計情報や個人の健康に関するデータを作成するシステム。

【施策の方向】

健康づくりの充実



- (1) 生涯を通じた健康づくり
- (2) こころの健康づくり
- (3) 生涯を通じた健康を支える環境づくり
- (4) 感染症対策の充実と災害時健康対策

(1) 生涯を通じた健康づくり

- こどもの時に身についた生活習慣は生涯の健康に結びつくため、生活習慣病の予防には早い時期からの意識づけをする必要があります。そのため、胎児期・乳幼児期からの取組を推進し、成人期、さらには高齢期となっても「予防」の視点に重点を置き、栄養・食育・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙及び歯・口腔に関する健康づくり事業を家族ぐるみで推進できるよう支援します。
- 社会の多様化や、人生100年時代の本格的な到来を踏まえ、様々なライフステージ²¹において、各ステージ特有の健康づくりの取組を引き続き推進します。また、ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり）についての取組を推進します。

(2) こころの健康づくり

- 一人ひとりが望ましい生活習慣を認識し、ストレスやこころの不調に対する適切な対処ができるように、ライフステージに応じた「こころの健康づくり」の取組を学校・職域・地域と連携を強化し、推進します。
また、引き続き過度なストレスへの適切な対応や社会的なつながりを通じた孤立防止を図ります。
- 「休養」、特に「睡眠」は、心身の疲労を解消し、元の状態に戻る働き、心身の能力を自ら高める作用があります。睡眠問題の慢性化は、生活習慣病や精神疾患の発症・症状悪化につながるおそれがあることから、質の高い睡眠とこころの健康づくりに関する普及啓発に取り組みます。

(3) 生涯を通じた健康を支える環境づくり

- 「健康づくり推進協議会」「保健推進員」をはじめとした各地区組織と協働の健康づくり体制を構築するとともに、町の健康課題を即時に掌握し、町民の暮らしに密着した町民主体の健康づくり事業の推進を図ります。
- 地域・医療機関・民間企業やNPO等関係団体、及び学校・職域分野と連携を強化し、健康づくりの優先度が低い人であっても特別に意識しないうちから健康行動をとることができ、健康状態の維持・悪化防止につながる環境づくりを推進します。
- 温泉施設「聖籠町観音の湯ざぶ一ん館」をはじめ健康づくり事業協力店を増やし、生活習慣改善などの健康づくり活動に取り組みます。また、インセンティブを提供する協力企業や飲食店を増やし、健康づくり活動が継続するよう努めます。
- 「聖籠町観音の湯ざぶ一ん館」は、健康増進施設として町民の健康増進に努めるとともに、町を代表する観光施設としても位置付けられていることから、引き続き安定的な事業経営策の検討や施設の計画的な改修に努めます。

²¹ ライフステージ：人の一生における「乳幼児期・学童生徒期・青年期・壮年期・高齢期」の各段階のことをいう。

(4) 感染症対策の充実と災害時健康対策

- 日本は、予防接種により国民全体の免疫水準を維持してきましたが、今後も社会全体として一定の接種率を確保することが重要であり、町民が接種機会の安定的な確保や健康被害など予防接種に関する正しい理解を得られるよう努め、平常時から感染症に関する知識や感染症に強い生活様式の普及啓発を図ります。
- 新型インフルエンザや新型コロナウイルスだけではなく、あらゆる未知のウイルスや細菌による感染症が町民の生活への脅威となり得ることから、「聖籠町新型インフルエンザ等対策行動計画」の見直しやそれに伴う業務継続計画の策定など感染症発生に備えた対策の充実を図ります。
- いつ起きるかわからない自然災害に備え、災害関連死を防ぐため、平時から災害により起きる健康被害と対策に関する知識を持てるよう普及啓発を実施するとともに、町が迅速に対応できるよう平時から県や医療機関等の関係団体との連携体制を構築します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|-----------------|--|----------------|
| 保健師による地区保健活動 | 保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、年代に関わらず全ての町民を一人ひとり、また世帯単位・集落単位で支援し、暮らしと健康を守る体制を強化します。 町の健康課題（感染症予防も含む）を住民と共有し、正しい情報を普及させるとともに、町の健康づくりを共に考える機会を自治会、育児サークル、老人クラブ、地域のお茶の間や自主グループ等と連動してつくとともに、協働で健康課題に取り組む活動を推進します。 | 保健福祉課 |
| 地域保健対策事業 | 健康づくりの実践者として、また家族や友人、地域の人々との健康づくりの輪（仲間）を広げる役割の保健推進員を担う人材を増やしていきます。健康づくり協議会委員、保健推進員とともに、町民の総合的な健康づくりの方策と実践について審議するとともに、組織の力で健康づくり対策を推進します。 医療機関や民間企業、総合型地域スポーツクラブ等関係団体とも連動した健康づくり対策を講じていきます。 | 保健福祉課 |
| 教育分野と協働の健康づくり事業 | 保育や教育の場を通し、子どもから家庭への波及効果も念頭に置き、食育・歯の健康・こころの健康づくり等について連携し、普及啓発の強化を図ります。 | 保健福祉課 教育未来課 |
| 食育の支援事業 | 「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活が実践できるよう、家庭・地域・学校園・職場での取組を支援します。また、地域の食文化が継承されるよう、地場農産物を給食に取り入れます。 | 保健福祉課 教育未来課 |
| 職域と連携した健康づくり事業 | 働き盛り年代に対する「減塩」や「バランス食」、「運動習慣」、「メンタルヘルス対策」等について職域と連携し、普及啓発の強化を図ります。 | 保健福祉課 |
| さぶ一館施設管理事業 | 健康増進施設として町民の健康増進に努めるとともに、にぎわいのある魅力的な観光資源として充実を図るため、安定的な事業運営の検討や施設の計画的な改修など、適切な施設管理を実施します。 | 保健福祉課 |
| 自殺予防対策事業 | こころの健康相談・各種生活相談に関する窓口体制を整備し、周知を図りながら関連事業を推進します。 また、保健、福祉、職域、教育など、地域の関係諸機関、事業所との連携を強化するため、自殺対策推進組織の活動を充実させるとともに、自殺予防ゲートキーパー ²² 育成を積極的に推進します。 | 保健福祉課 |

²² 自殺予防ゲートキーパー：専門性の有無に関わらず、それぞれの立場で悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援につなぎ見守る人。

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|------------------|---|----------------|
| 予防接種事業 | 定期予防接種は個人の健康を守るとともに、感染症の蔓延を防ぐため、接種率を高める指導・支援を強化します。また任意予防接種についても、個人の健康を守るために、接種料の一部を助成します。 | 保健福祉課 |
| 感染症対策 | 新型コロナウイルスなど未知のウイルスや細菌による感染症に対し、「聖籠町新型インフルエンザ等対策行動計画」の見直しやそれに伴う業務継続計画の策定など感染症発生に備えた対策を実施します。 | 保健福祉課 生活環境課 |
| 感染症拡大防止事業 | 児童生徒の感染拡大防止を図るために、感染症に対応した学校の新しい生活様式の推進及び必要な環境整備を図ります。 | 教育未来課 |
| 災害への備え (健康分野) | 災害時に備え、個人・家族が日頃から備えることができるよう、災害後の避難生活で起こり得る健康被害とその対策に関する知識を広く周知します。 | 保健福祉課 生活環境課 |
| 災害時健康対策 | 災害関連死を防ぎ、被災後も平時と変わらぬ健康状態を維持できるよう、医療・保健・福祉に係る関係団体との連携体制を平時から構築していきます。 | 保健福祉課 生活環境課 |

2 母子保健の充実

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策)

- ・ 合計特殊出生率は国・県平均より高い値ではありますが、年々減少傾向にあり、本町でも少子化は進行しています。
核家族化が進み、地縁のない転入家族も増加していること、出産年齢も幅広く、多様な事情に応じた支援が必要であり、妊娠期から切れ目なく、継続的に支援を行うことが重要となっています。

(子育てにかかる負担軽減策の充実)

- ・ 不妊治療希望者の増加や離婚率が高いこと、核家族化、若年世帯等家族構成等の変化に伴い、経済面の負担が多くなることから、育児不安等につながっていく家庭も少なくありません。医療費助成の充実など子育てにかかる負担を少しでも軽減させる対策が必要となっています。

【基本方針】

妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組み、各事業間や関係機関との連携体制を強化し、切れ目ない支援体制を推進します。

< 施策目標（分野別目標） >

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|------------------------|-----------------------|---|-----------------|---------------|-------|
| 今後もこの地域で子育てをしたいと思う親の割合 | 母子保健・子育て支援の取組の状況を示す指標 | 3歳児健康診査における「この地域で、今後も子育てをしていきたいですか」の設問に対し、「そう思う」と回答した割合 | 64.5% (2024) | 80% | 保健福祉課 |

【施策の方向】

母子保健の充実



- (1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- (2) 子育てにかかる負担軽減策の充実

(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

- 誰もが安心して、妊娠、出産、子育てができるよう、母子保健・児童福祉の一体的な支援体制を強化したこども家庭センターを充実させ、妊娠期から出産、子どもの成長発達に沿って、その時々にかかるさまざまな課題や不安、家族の暮らしと健康まで全て切れ目なく、総合的に支援する体制づくりを推進します。

(2) 子育てにかかる負担軽減策の充実

- 町独自の妊産婦医療費助成事業や、高校卒業までの医療費を無償化する子ども医療費助成事業の継続により、医療を受けやすい体制を整備し、疾病の早期発見と早期治療を促し、健康の増進と経済的負担の軽減を図ります。また、各種任意予防接種の助成も充実させ、感染症予防に対する意識向上も併せて推進します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|--------------------|---|----------------|
| 保健師による地区保健活動 | 保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、年代に関わらず全ての町民を一人ひとり、また世帯単位・集落単位で支援し、暮らしと健康を守る体制を強化します。 2か月児全数訪問や転入児訪問などにおいて、発達課題や子育て不安等の有無に関わらず、全ての子どもとその家庭とつながり、顔のわかる関係性を築き、相談しやすい体制を強化します。 | 保健福祉課 |
| こども家庭センターにおける一体的支援 | 各種支援事業の参加率・利用率の向上、乳幼児健診受診率100%を目指すとともに、町の課題、社会情勢に沿った支援事業を推進していきます。地区担当保健師は、こどもソーシャルワーカー ²³ 等関係専門職・関係機関と連携し、妊娠期から子育て期（児童・生徒期も含む）にわたり全ての子育て世代を把握し、つながり、相談しやすい体制とさまざまな課題に対応できる個別支援を強化して、誰もが安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援していきます。 | 保健福祉課 教育未来課 |
| 妊産婦・子ども医療費助成事業 | 妊産婦及び乳幼児から高校生までの医療費を助成し、今後も町民ニーズや社会情勢を踏まえながら検討していきます。 | 保健福祉課 |

²³ こどもソーシャルワーカー：国家資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」とは異なり、問題を抱えている子どもについて、置かれている環境やその子の特徴などを考慮しながら、他の学校職員や関係機関、子どもの家庭と連携して問題を解決していく活動を行う、従前より町単独で配置している社会福祉専門職。

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|-------------------|---|-------|
| 予防接種費助成事業 | 任意予防接種の接種料の一部を助成し、疾病予防に係る経済的負担を軽減するだけでなく、感染症予防に対する意識向上も併せて推進していきます。 | 保健福祉課 |
| 特定不妊治療・不育症治療費助成事業 | 不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精に要した費用及び不育症治療に要した費用の一部を助成します。今後も町民ニーズや社会情勢を踏まえながら検討していきます。 | 保健福祉課 |
| 産後ケア事業 | 出産直後で心身の不調や育児不安がある母子に対して、産後の母体管理、授乳指導、沐浴などの必要な保健指導を実施することにより、安心して子育てができる支援体制の整備を図ります。 | 保健福祉課 |
| 電子アプリを活用した子育て支援事業 | 多様化している子育て世代のニーズに対し、妊娠から子育てまでを切れ間なくサポートし、全ての家庭が安心して子育てができるよう、電子アプリを活用した情報提供を行い、子育て世代の負担感や不安感を解消し、子育てに対する充実感の増加を図ります。 | 保健福祉課 |
| あそび教室事業 | 発達支援が必要な親子に対し、母子関係の強化と発達を促す対応方法の指導を行うとともに、一般参加者ともつながり、ハンディのあるなしに関わらず互いに育ちあう場を開催します。遊びを通じて母子関係を築く場となり、こども・保育者ともに仲間づくりの場となるよう支援します。 | 保健福祉課 |
| 妊産婦及び乳幼児健診等事業 | 妊産婦及び乳幼児の健診体制を整備し、各種健診を無料で受診できるようにすることで、全ての妊産婦、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。 | 保健福祉課 |
| 新生児聴覚検査扶助事業 | 新生児の聴覚検査の一部助成を行い、聴覚障害の早期発見、早期治療を図ります。 | 保健福祉課 |

3 成人保健・高齢者保健事業の充実

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(健診受診率の向上)

- 本町の死亡者の死因は、がん・心疾患・脳血管疾患が上位に位置しています。特に、がんでは、気管・気管支及び肺のがん、胃がん、大腸がんが多くなっています。また、近年、糖尿病、高血圧の若年化と働き盛り年代での重症化もみられ、国保医療費が増加傾向にあります。

このことから、働き盛り年代のがん検診及び特定健診受診率をさらに向上させ、がんの早期発見、生活習慣の早期見直しが地域の課題となっています。

(保健指導の充実)

- 高血圧・糖尿病・脂質異常症などの生活習慣病が脳血管疾患、心臓病、慢性腎臓病などを誘発しており、これらの重症化を予防するため、健診事後指導や医療機関と連携したハイリスク者への支援も充実させる必要があります。

- ・ 介護予防の観点からも生活習慣病予防・重症化予防は重要であり、加えてフレイル²⁴予防、フレイルからの早期改善を図るため、高齢者への保健指導等も充実させる必要があります。
- ・ 生活習慣病の発症は、家庭環境や労働環境、地域文化、社会情勢など多様な背景があることから、個別指導だけでなく地域ぐるみで町の健康課題を共有し、生活習慣の改善に住民が主体的に取り組めるよう地区別健康教育や住民の通いの場を活用した健康講話、地区組織へのグループ支援、職域と連携した企業健康教育など充実させる必要があります。

【基本方針】

町民一人ひとりが生活習慣病予防・重症化予防に主体的かつ積極的に取り組むことができるよう支援します。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|-------------------|--------------------|--|-----------------|---------------|-------|
| 国保特定健診受診率（40代50代） | 健康の維持・増進活動の状況を示す指標 | $(\text{受診者数} / \text{対象者数}) \times 100$ | 43.4% (2024) | 60% | 保健福祉課 |
| 胃がん検診受診率（40～60代） | | $(\text{受診者数} / \text{町 40～60代人口}) \times 100$ | 54.4% (2024) | 60% | 保健福祉課 |

【施策の方向】

成人保健・高齢者保健事業の
充実



- (1) 健診受診率の向上
- (2) 保健指導の充実

(1) 健診受診率の向上

- 生活習慣病予防・重症化予防・早期発見早期治療につなげるために、働き盛り年代の新規受診者の掘り起こしや継続受診の勧奨を行い、特定健診やがん検診の受診向上を図ります。

(2) 保健指導の充実

- 生活習慣病は食事・運動・休養・喫煙・飲酒などの生活習慣の積み重ねにより発症・進行するため、年齢に関係なく町民自らが生活改善に主体的・積極的取り組み、病気の予防、重症化の予防ができるように個別保健指導と集団健康教育の充実を図ります。また、重症化のハイリスク者には、医療機関と連携しながら、個々の課題に応じた支援体制を強化します。

²⁴ フレイル：加齢とともに、運動機能や認知機能が低下し、生活に影響が出たり意欲低下が見られたりするが、適切な介入や支援により回復が可能な状態。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|-------------------|--|-------|
| 保健師による地区保健活動 | 保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、個々の健康課題が小さいうちからつながり、解決策を一緒に考え、個人・家族の暮らしと健康を守る活動を強化します。 | 保健福祉課 |
| 各健診事業 健診受診勧奨事業 | 若い頃からの特定健診受診や働き盛り年代が受けやすい健診について体制整備等の改善を加えるとともに、受診勧奨を強化させ、特定健診・各種がん検診の受診率向上に取り組みます。 | 保健福祉課 |
| 各健診事後指導 | 要精密検査・要受診対象者への確実な受診勧奨を実施し、早期に適正医療が受けられるよう保健師等専門職による支援を図ります。 生活習慣の振り返りや生活改善など自主的に取り組めるよう個別支援を強化します。 重症化予防事業として、ハイリスク者への個別指導・集団支援を医療機関と連携を図り強化します。 | 保健福祉課 |
| 健康教育 | 地域の健康課題を町民と共有し、共に考える機会としての健康講演会や健康教育の場を充実させます。 | 保健福祉課 |

【死因上位の推移】

単位：人（％）

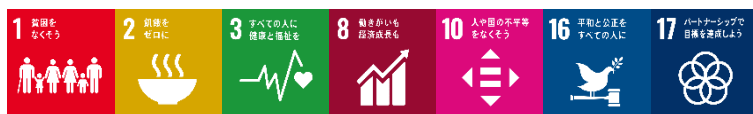
| 年度 順位 | 2020 | | 2021 | | 2022 | | 2023 | | |
|----------|---------------------------------|-----------------|-----------------------------|-----------------|-----------------|---------------|----------------|---------------|---------------|
| | 1 | 悪性新生物 37(23) | 悪性新生物 56(31) | 悪性新生物 35(25) | 悪性新生物 43(28) | 2 | 心疾患 22(14) | 心疾患 25(14) | 心疾患 20(14) |
| 3 | 脳血管疾患 老衰 19(12) 19(12) | 老衰 16(9) | 脳血管疾患 17(12) | 心疾患 13(8) | 4 | 肺炎 8(5) | 脳血管疾患 15(8) | 老衰 15(11) | 肺炎 11(7) |
| 5 | 不慮の事故 5(3) | 腎不全 8(4) | 肺炎 不慮の事故 4(3) 4(3) | 脳血管疾患 7(5) | 参考 | その他 50(31) | その他 62(34) | その他 46(33) | その他 60(39) |

※端数調整の関係で合計が100%とならない場合があります。

(人口動態調査)

4 精神保健の充実

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(個別支援の充実)

2024 年度末現在、本町では精神保健福祉手帳の交付を受けている人が 142 人、自立支援医療（精神通院医療）を受けている人が 190 人、入院医療費助成を受けている人が 26 人となっています。

疾病分類を国保の診療報酬（レセプト）からみると、統合失調症²⁵のほかうつ病、神経症、パニック障害²⁶、パーソナリティ障害²⁷、アルコール依存症などこころの病気が多様化し、それに伴い患者数も増えています。特にうつ病は近年増加している自殺の背景としても注目されており、こういった疾病・症状も少なからず影響しています。精神疾患や障がいがあっても、地域の中で生活するために、個人や家族で抱え込むことなく、専門職への相談を通じて早いうちに医療につながるができるよう、情報提供や周知をし、相談しやすい体制づくりが必要です。

(精神疾患・障がい理解の普及啓発)

疾患・障がいのあるなしに関わらず、共に町で暮らしていくためには、当事者の変化や苦しみ、悩みに本人も周りの人も気づき、早期に適切に対応できること、障がいを理解することが重要です。そのため、町民への啓発活動を推進し、精神保健への理解が浸透した地域づくりが必要です。

また、同じような障がいや疾患の経験を持つ人同士の力、家族の力、地域の住民同士の力で、共に町で暮らし、共に育ちあい、共に支え合う地域の仕組みや取組を充実させていく必要があります。

²⁵ 統合失調症：幻覚や妄想という症状に伴って、生活の障害、病識の障害を併せ持つ、およそ 100 人に一人弱がかかる頻度の高い病気。

²⁶ パニック障害：予期しないパニック発作（激しい動悸などの身体症状を伴った強い不安に襲われる）や広場恐怖による QOL（生活の質）の低下が見られる疾患。

²⁷ パーソナリティ障害：認知（ものの考え方）、感情のコントロール、対人関係といった種々の精神機能の偏りから生じる大多数の人とは違う反応や行動をすることで、本人が苦しんだり、周囲が困り、生きづらさを抱え、ほかの精神疾患を合併することが多い疾患。

【基本方針】

精神疾患・障がいの理解や対応、相談窓口に関する啓発活動を推進し、相談体制の充実を図ります。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|--------------------|----------------------------|----------------------------------|----------------|---------------|-------|
| 相談延件数 | 精神疾患・障がいに関する相談体制の取組状況を示す指標 | 精神に関する保健師の相談（訪問・面談・電話相談など）実施延べ件数 | 446件 (2024) | 700件 | 保健福祉課 |
| 当事者・経験者同士の活動への参加者数 | 障がいの理解を深める取組の状況を示す指標 | 家族会・当事者会・交流会等の活動への参加延べ人数 | 417人 (2024) | 550人 | 保健福祉課 |

【施策の方向】

精神保健の充実



- (1) 個別支援の充実
- (2) 精神疾患・障がい理解の普及啓発

(1) 個別支援の充実

- 身近な相談機関として、地区担当保健師、福祉関係者、保健所、医療機関など関係機関との連携を深め、相談体制の充実を図ります。
- 自殺予防対策として、相談窓口の周知はもちろん、各組織・部署・関係機関との有機的な連携による総合的な対策を展開し、命を守るためのネットワーク体制を築きます。

(2) 精神疾患・障がい理解の普及啓発

- 疾患・障がい理解のための正しい情報を発信し、自殺予防ゲートキーパーや精神保健事業のボランティア育成など精神保健への理解が根付いた地域づくりに努めます。
- 既存の家族会・当事者会のみでなく、多様化した疾患や障がいによる同じような悩みや苦しみをもち当事者や経験者、家族等が互いに学び支え合う場づくりを協働で取り組みます。

また、当事者・経験者を通して、広く町民へ向けた疾患・障がい理解のための正しい情報発信や交流する場、共に活動する機会を支援していきます。

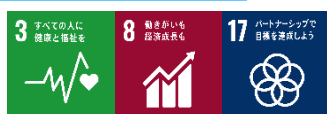
【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|------------|--|-------|
| 保健師による地区活動 | 保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、年代に関わらず全ての町民を一人ひとり、また世帯単位・集落単位で支援し、暮らしと健康を守る体制を強化します。 引きこもりや依存症（アルコール、薬物、ギャンブル、ゲーム等）の問題も含め、課題が潜在化しているうちから早期につながり、当事者・家族をまるごと支援するために、多種の専門機関や支援者と連携し、個別支援を充実させていきます。 | 保健福祉課 |

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|-----------------|--|-------|
| 家族会・当事者会支援 | 既存の会のみでなく、個々の課題等に沿って当事者同士、家族同士のつながりづくりを福祉関係者と協働で取り組みます。 交流会や学習会・講演会等を通じ、疾患・障がいへの理解者を増やし、精神保健事業、当事者・家族会活動への協力を得ながら、共に町で暮らしていく環境づくりを推進していきます。 | 保健福祉課 |
| 精神疾患・障がい理解の普及啓発 | 学習会や講演会、広報やホームページ等を活用し、精神疾患や障がいへの理解を深める機会を充実させます。 | 保健福祉課 |

5 歯科保健の充実

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(歯科保健サービスの充実)

- 「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という「8020運動」は、1989年から全国で推進されてきました。8020運動を達成するには、生涯にわたる歯科保健対策が必要で、本町においても小児期から成人期・高齢期までの各年代においてう蝕・歯周病予防対策を実施してきました。すべての町民が生涯を通じた歯・口腔の健康を実現するという意識を持つことを目指し、これらの取組をより充実させ、推進していく必要があります。
- 本町の12歳児のむし歯有病率、一人平均のむし歯本数は、年々減少しているものの、県平均と比べるとかなり高い状況にあります。乳幼児期でのフッ化物の歯面塗布、学校園でのフッ化物洗口も導入していますが、依然として食生活や歯みがき習慣に課題があり、改善していく必要があります。

特に食生活は、むし歯予防やかみ合せ、歯周病予防、生活習慣病予防の基本であり、家庭、地域を巻き込んだ取組が必要です。

- 成人歯科検診は、受診者が少なく、歯や口腔の健康に関する意識が低い町民がまだまだ多い状況です。大人の意識が不十分であることは、子どもの歯の健康にも大きく影響するだけでなく、咀嚼力や嚥下機能などの口腔機能の低下にもつながります。口腔機能の低下は、生活習慣病の重症化や認知症・肺炎などを併発させ、生活の質そのものにも大きな影響を与えます。生涯を通じていきいきと元気に生活するために、全ての年代の町民一人ひとりが積極的に歯や口腔の健康づくりを実践していけるよう、情報を発信し、事業を展開していく必要があります。

【基本方針】

すべての町民が豊かな食生活を楽しみ、歯と口腔の健康に関心を高め、むし歯や歯周病の予防、口腔機能低下予防に取り組めるよう行政、関係機関、町民一体の歯科保健の充実を図ります。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|--------------------|---------------------------|---|-----------------|---------------|----------------|
| 8020 運動を達成している者の割合 | 全ての年代における歯の健康維持増進の状況を示す指標 | 75～84歳で自分の歯を20本以上持っている者の割合（介護予防・日常生活圏ニーズ調査） | 36.4% (2023) | 65% | 保健福祉課 長寿支援課 |

【施策の方向】

歯科保健の充実



(1) 歯科保健サービスの充実

(1) 歯科保健サービスの充実

- 「8020 運動」を推進するため、全ての年代に合わせたむし歯予防と歯周病予防対策、口腔機能向上対策を推進します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|-------------------|--|-----------------|
| 乳幼児期における歯科保健事業 | 妊娠期から歯・口腔の健康に関心を高め、乳幼児期の歯科健診・歯みがき指導・フッ化物歯面塗布・栄養指導等を通して、家族ぐるみで歯の健康、食生活、規則正しい生活等の基礎をつくるための支援強化を図ります。 | 保健福祉課 |
| 学校園における歯科保健事業 | 子どもたちが生涯にわたって、健康な歯を保つことができるよう、学校園において実施する歯科検診、歯科医受診勧奨を支援するとともに、フッ化物洗口、歯みがき指導を推進します。 | 子ども教育課 教育未来課 |
| 成人期・高齢期における歯科保健事業 | 歯周病や口腔機能の低下を早期発見早期治療し、生活改善につなげるために、節目年齢者を対象に歯科検診の受診率向上に向けた周知を強化し、かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯・口腔の健康状況を確認する定期受診の習慣化を推進します。 | 保健福祉課 |

6 医療体制の確立

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(町の医療体制の充実)

- 本町の医療施設は、国保診療所を含む8箇所（歯科4箇所含む）が設置されています。このうち入院設備を有する医療機関は、新潟聖籠病院と新潟手の外科研究所病院があります。

- ・ 本町には、一般小児医療を担う医療機関が無いことから、子どもの病気などについて、いつでも相談できる身近な医療機関の設置を要望する声が多くなっています。
- ・ 健康づくりから疾病管理まで個人の特性にあった対応が求められるなど、プライマリケア²⁸の重要性が増す中、町国保診療所をはじめとするかかりつけ医、かかりつけ歯科医の普及・定着化を図るとともに、医療連携体制を促進する必要があります。

（下越圏域における救急医療、災害医療体制の確立）

- ・ 初期救急医療（入院治療を必要としない救急医療）として、新発田地区救急診療所で休日、平日夜間の診療を実施しています。
- ・ 第二次救急医療（手術や入院治療が必要な重症者に対する救急医療）として、県立新発田病院、中条中央病院及び新潟手の外科研究所病院が救急告示病院となっています。
- ・ 第三次救急医療（第二次救急医療で対応できない重篤者に対する救命救急医療）として、県立新発田病院は、救命救急センターを併設し、高度・専門的医療を担っており、聖籠町を含む下越圏域内の基幹的な病院となっています。しかし、年間の救急外来の受診者のうち、軽症者が80%近い状況が続いています。
- ・ 地域で支える救急医療体制を確立するためには、救急医療機関の適正受診及び適切な救急車利用について普及啓発を図り、町民の意識・行動に働きかける必要があります。
- ・ いつでも起こり得る大規模災害の発生に備えるため、町内のみでなく下越圏域全体の医療体制や医療授受体制を構築する必要があります。

【基本方針】

今後ますます高まる医療の需要に対し、それぞれの医療機関が担っている機能・役割に応じた町民の適正受診に向けた普及啓発と救急医療を含む新発田地域における医療体制を充実するために、関係機関との連携体制の構築を図ります。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|-----------------------|-------------------------|---|-----------------|---------------|-------|
| かかりつけ医 (内科)がある者の割合 | 町民の受療行動及び医療機関の充実状況を示す指標 | かかりつけ医がある20歳以上の割合 (町民の健康に関するアンケート調査) | 68.8% (2023) | 80% | 保健福祉課 |

【施策の方向】

医療体制の確立



- (1) 町の医療体制の充実
- (2) 下越圏域における救急医療、災害医療体制の確立

(1) 町の医療体制の充実

- 高齢化が進む状況下で、町民により身近でなんでも相談でき医療が提供される町国保診療所のかかりつけ医としての役割は大きく、診療所と各病院、薬局との連携など病診連携、病診薬連携を今後も促進していきます。
- かかりつけ医、かかりつけ歯科医の普及・定着を図るために、町民への普及啓発を強化

²⁸ プライマリケア：患者の抱える問題の大部分に対処でき、かつ継続的なパートナーシップを築き、家族及び地域という枠組みの中で責任を持って診療する臨床医によって提供される、総合性と受診のしやすさを特徴とするヘルスケアサービス。

し、適切な医療機関紹介等により、地域医療支援病院である県立新発田病院等との医療連携体制の構築を図ります。

- 在宅医療の基盤整備のために、多様化する町民ニーズを継続的に把握し、在宅医療を実施する医療機関の拡充、在宅医療を支える福祉サービスとの連携体制の充実も図っていきます。

(2) 下越圏域における救急医療、災害医療体制の確立

- 救急医療の機能分担と連携体制を強化するため、医師会、医療機関、消防機関、行政等の関係機関による協議・検討に積極的に参画します。
- 救急医療機関の適正受診や救急搬送の適切な利用等について、医療機関、消防機関等と協働して町民に普及啓発を図ります。
- 災害時でも迅速に医療体制を確保するために、新発田地域災害医療コーディネーターチームの調整機能や対応力強化のための実践的な研修や訓練に積極的に参加し、本町の医療救護活動の構築を目指します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|-------------------|--|----------------|
| 国保診療所の役割充実 | 診療所と各病院、薬局との連携など病診連携、病診薬連携を今後も促進し、町民にとって身近で受診しやすい体制を保つとともに、多様化する町民ニーズを継続的に把握し、在宅医療の基盤整備に努めていきます。 | 国保診療所 保健福祉課 |
| 救急医療体制に関する正しい情報提供 | 救急医療機関の適正受診や救急搬送の適切な利用等について、医療機関、消防機関等と協働して町民に普及啓発を図ります。 | 保健福祉課 |
| 災害医療体制の構築 | 新発田地域災害医療コーディネーターチームの調整機能や対応力強化のための実践的な研修や訓練に積極的に参画し、災害時医療体制の構築を目指します。 | 保健福祉課 |

7 国民健康保険事業の充実

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(国保の広域化対策)

- ・ 2015年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、2018年度から県が市町村とともに保険者となりました。県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的役割を担っています。市町村は従来どおり資格管理、保険給付、保険料（税）率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を担います。この広域化の取組を円滑に進めるため市町村は県と引き続き協議が必要となっています。

(国保税の収納率向上対策)

- ・ 国保の安定した運営を行うには、国保財政の18%（2024年度決算値）を占める保険税収入はきわめて重要となります。目的税という観点及び被保険者間の公平性を維持するためにも、収納率向上は重要な課題となっています。
- ・ 収納率の向上を図るため、納入忘れのない口座振替を推奨していますが、近年の口座振替率は伸びていない状況です。引き続き口座振替への移行を推進するとともに、納入者の利便性を図るため、様々な費用決済サービスの導入が課題となっています。

(医療費の適正化対策)

- ・ 2023年度町国保の医療費状況によると、がん・高血圧疾患・糖尿病といった生活習慣病の増加が見られ、その結果、高度医療を必要とするがん治療の増加や脳血管疾患、心筋梗塞、腎不全などの重症化がみられています。被保険者が健康な時から健康づくりに関心を持つために、健康維持・増進を図っていく一次予防対策の推進が重要となります。
- ・ 生活習慣病は、早期発見・早期治療で重症化を防ぐことができるので、医療費適正化を図る観点から、日頃から自身の健康状態を把握し、適正な医療・保健事業等につなぐことが必要となっています。

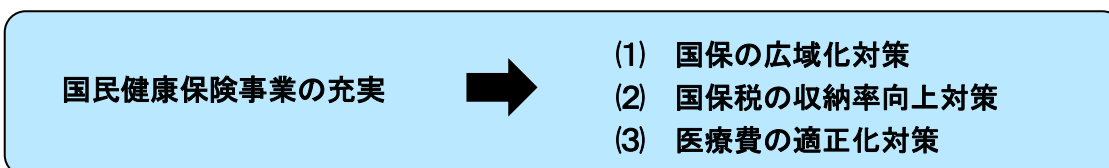
【基本方針】

公平な税負担で、被保険者が必要とする適正な医療・保健事業等につなぐことができる国保の運営に努めます。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|-----------|-------------------------|-------------------------------|-----------------|---------------|-----|
| 国保税口座振替率 | 口座振替を行っている納税義務者の割合を示す指標 | (口座振替者／普通徴収者) × 100 | 60.3% (2024) | 65.0% | 町民課 |
| 国保税収納率 | 現年一般分の調整交付金基準の確保状況を示す指標 | (収入額／調定額) × 100 | 98.0% (2024) | 98.5% | 町民課 |
| 特定健診受診率 | 保健事業の充実の状況を示す指標 | (受診者数／特定健診対象者数) × 100 | 57.7% (2024) | 60% | 町民課 |
| 特定保健指導実施率 | | (特定保健指導実施者数／特定保健指導該当者数) × 100 | 37.0% (2024) | 60% | 町民課 |

【施策の方向】



(1) 国保の広域化対策

- 保険料水準のあり方について、市町村ごとの医療費水準や医療提供体制等の差に留意しつつ、将来的な統一を視野に、統一化の定義や前提条件及び統一に必要な要素ごとの課題の整理と対応方法を協議します。
- 国保運営の広域化とともに、保険料水準の将来的な統一を見据えた国保税の適正賦課や保険給付費の適正化に努めるとともに、レセプト等のデータ分析に基づく加入者の健康増進と医療費適正化のため、データヘルス計画²⁹に基づいた保健事業を実施し、健康寿命の延伸を図っていきます。

(2) 国保税の収納率向上対策

- 税務課との連携を図りながら、適切な納税相談が受けられる体制を整備します。納税相談に応じない場合は、資格証審査委員会に諮り、適正な対応を行います。
- 広報紙への掲載や納税通知書へのチラシの同封により口座振替を積極的に勧めるとともに、様々な費用決済サービスの導入を検討していきます。

(3) 医療費の適正化対策

- 日頃から健康の大切さを認識してもらうために、一次予防などの取組を充実・拡大し、保健師や管理栄養士、健康運動指導士などと連携し、魅力ある取組の実現に努めます。また、「人間ドック・肺がん検診」や「脳ドック」に対する補助を継続して実施し、受診率の向上を図るとともに、一次予防と合わせ二次予防（早期発見早期治療・重症化予防）にも取り組み、医療費の適正化に努めます。また、高齢になると老年症候群の症状の影響により、生活習慣病が重症化することがあるため、後期高齢者医療制度の保健事業と介護保険の地域支援事業を一体的に実施し、年代によって途切れることのない支援を実施します。
- 2024年3月に策定した、「特定健康診査等実施計画」に定められている数値目標や基本事項に従い、受診率の向上を図るための広報活動のほか保健事業の機会を通じて、健康診査の意義や有用性の理解を求めます。また、特定健診後の要指導対象者の特定保健指導の実施は、個別訪問などさまざまな方法で対象者と接触を図り、早期の治療や身体状態の回復、改善のための保健指導を実施します。
- 国保資格の取得・喪失などの届出は、速やかに行われるよう周知を図るとともに、過誤給付の事務処理を適正に行い、医療費の適正給付に努めます。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|------------|--|-------|
| 国保特定健康診査事業 | 40歳から74歳を対象に、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及び受診後の指導が必要な被保険者を対象とした特定保健指導事業を行います。 | 保健福祉課 |
| 人間ドック等助成事業 | 30歳から74歳の被保険者のうち、人間ドック及び肺がん検診の受診希望者に対し、7割相当額を国保（町）が費用負担します。 | 町民課 |
| 脳ドック助成事業 | 40歳以上の被保険者のうち、脳ドックの受診希望者に対し、7割相当額を国保（町）が費用負担します。 | 町民課 |

²⁹ データヘルス計画：健診情報等のデータ分析に基づく効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための計画。

Ⅲ 幸せに暮らせる福祉のまちづくり

1 地域福祉の充実

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(暮らしに充実感のあるまちづくりの推進)

- ・ 住んで充実感を味わえるような地域社会となるためには、誰もが地域生活に参加できるまちづくりが必要です。そのためには、本人や家族のニーズに対応できる福祉サービスの提供とともに、住民同士の支えあいが必要不可欠となります。身近な地域で気兼ねなく付きあえる人間関係をつくることのできるよう、子どもから高齢者に至るまでのライフステージに応じた仲間づくりを進める必要があります。また、子ども、高齢者、障がい者など世代や属性にとらわれない交流づくりが必要となります。
- ・ 地域福祉の町民アンケート調査によれば、ボランティア活動への参加意向は過半数となっていますが、「継続的な参加」よりも「機会があれば取り組んでも良い」という意向が多くなっていることを踏まえ、町民の多くが参加しやすいような活動内容の検討を行うとともに、ボランティアへの参加しやすい環境づくりを追求する必要があります。また、公的な福祉サービスの質の向上も引き続き求められることから、町内の福祉サービス事業所が安定した福祉人材の確保ができるように方策を検討する必要があります。
- ・ 自分や家族の健康、収入や家計、仕事、人間関係、家族の介護、子育てなど、多くの人が何らかの悩みや不安を抱えています。町では、相談窓口を高齢者、障がい者、子ども等各分野に設置し、相談支援体制を整えています。相談内容は多様化、複雑化しており、特に単身世帯の高齢者や障がい者の安否に関する相談、配偶者や子どもに対する暴力に関する相談など迅速な対応が必要なものも増えています。迅速で確実な対応のためには、地域と協力して早期発見、早期対応を行い、情報の一元化や相談窓口の連携と専門性を高めることが必要です。
- ・ 犯罪、交通事故、自然災害など、さまざまな脅威から町民、特に高齢者、障がい者、女性や子どもを守る取組が求められています。単身世帯など特に支援が必要な人に対しては、安否確認の声かけなど、近所に住む方々をはじめ、民生委員・児童委員、学校、福祉サービス事業所・企業などによる地域ぐるみの見守りの充実を図る必要があります。
- ・ 2011年に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍にも上りました。こうした教訓を踏まえ、災害発生時の円滑な避難確保のため、介護を必要とする高齢者や障がい者などの自ら避難することが困難で、特に支援が必要な方（避難行動要支援者）の事前把握を行い、発災時の情報伝達や避難支援、安否確認に活用できる体制づくりが必要です。
- ・ 社会福祉協議会における地域福祉推進センターでは、生活支援コーディネーター³⁰により地域のグループ活動の組織化や支援が行われています。また、ボランティアセンターでは、

³⁰ 生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的に全国の市町村に配置されている推進員。

ボランティア活動の育成支援を行っています。今後も、地域福祉の推進のため、これらの活動を充実させていく必要があります。

【基本方針】

住民の誰もが住み慣れた地域（集落、学区、町全体）で暮らすことの充実感を味わえるように、住民、事業者、町が協働してまちづくりに取り組みます。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|----------------|--------------------------|--|----------------|---------------|---------|
| ボランティア数 | 地域福祉活動の取組状況を示す指標 | 福祉ボランティア数 (団体) | 2団体 (2024) | 8団体 | 保健福祉課 |
| | | 福祉ボランティア数 (個人) | 36名 (2024) | 40名 | 保健福祉課 |
| | | 聖籠さわやかクリーンサポート事業登録団体数 | 42団体 (2024) | 47団体 | ふるさと整備課 |
| | | 図書館ボランティア登録人数 | 24人 (2024) | 25人 | 図書館 |
| 要支援者災害時避難方法検討率 | 避難行動要支援者が安心して暮らせる状況を示す指標 | 避難行動要支援者のうち個別避難計画の作成に向けて避難方法の検討が行われた者の割合 | 4.0% (2024) | 70% | 保健福祉課 |

【施策の方向】

地域福祉の充実



(1) 暮らしに充実感のあるまちづくりの推進

(1) 暮らしに充実感のあるまちづくりの推進

- 子どもから高齢者、すべての町民が、住み慣れた地域でお互いにふれあい、尊重し、支えあいながら、ともにいきいきと生きることができるまちづくりを目指して策定された地域福祉計画を推進します。
- 住民主体の地域づくりを支援するネットワーク組織の構築を推進します。
- 福祉サービス事業所の人材確保と育成について、仕組みづくりを検討します。
- 社会福祉協議会と連携し、地域活動やボランティア活動の様子を紹介するなど活動に対するきっかけづくりを推進します。
- 介護を必要とする高齢者や障がい者など災害時に自力での円滑な避難が困難な方を掲載する避難行動要支援者名簿を整備するとともに、要支援者一人ひとりの状況に合わせた個別避難計画の作成を集落や関係機関と連携をしながら推進します。
- 現在の保健福祉に関する町単独事業は、助成事業の割合が大きくなっているため、重要度が増している事業のニーズを踏まえ、町単独事業の在り方を見直し、必要な保健福祉事業に財源を割り当てます。
- 社会福祉協議会で実施している地域福祉推進センターやボランティアセンターの活動を支援し、共に地域福祉の推進に努めます。
- ボランティア団体同士が横のつながりを持ち、時には協働して活動する関係性を築くことができるよう社会福祉協議会が進めるボランティア団体連絡会の設立を支援します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|-------------------------|--|-------|
| 地域福祉計画の推進及び地域福祉活動計画との連携 | 「地域福祉の向上と推進」の理念を明確にするため、地域福祉計画を推進します。 社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、地域福祉計画とともに聖籠町の地域福祉の推進を目的とする計画です。二つの計画が一体となって様々な地域課題の解決に取り組めるよう社会福祉協議会との連携・協力を強化します。 | 保健福祉課 |
| 町社会福祉協議会助成事業 | 町社会福祉協議会の地域福祉推進センターやボランティアセンターで行っている事業の充実、拡大を目的に業務委託や助成事業を行います。 | 保健福祉課 |
| 避難行動要支援者名簿等作成事業 | 避難行動要支援者名簿を整備するとともに、要支援者の個別避難計画を作成し、地域や関係機関との情報共有により、地域における避難支援体制の強化を推進します。 | 保健福祉課 |

2 高齢者福祉及び介護予防の充実

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(生きがい活動づくりの応援)

- ・ 少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少を背景に、65 歳以上の就労者が増加しています。また、家庭内での役割の変化、趣味や生涯学習等の多様な活動への参加等の影響により、老人クラブの加入者数は減少しています。
- ・ 高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会とのつながりや生きがいを持ちながら生活続けることができるように、社会的交流活動への参加を促進していく必要があります。

(見守り・支援体制の強化)

- ・ 超高齢社会の進展に伴い、単身高齢者及び高齢者のみ世帯に加え、認知症の高齢者が増加し、買い物、ゴミ出し、金銭管理等の日常生活に見守りや支援を必要とする高齢者が増加しています。
- ・ 高齢者が住み慣れた地域での生活を希望しても、認知症や日常生活での判断力の低下、家族や親戚等の支援が受けられない等の理由により、在宅生活の継続が困難になる事例が増加しています。
- ・ 家族、地域、関係機関との連携を図り、支援を必要とする高齢者の見守り体制及び支援体制を充実していく必要があります。

(介護予防の充実)

- ・ 高齢者のフレイル予防のために、地域での介護予防の取組への支援を実施していますが、参加者が固定化している傾向があり、介護予防に取り組む地域主体の数の増加など、更なる参加を促進する必要があります。

- ・ 要介護認定者のうち、新規認定者の約6割が要支援1から要介護1までの回復が見込める方であり、自分らしくいきいきとした生活を取り戻すための取組を推進していく必要があります。
- ・ 高齢者が住み慣れた地域でいきいきした生活を続けることができるように、高齢者への健康教育や運動指導などの介護予防の普及啓発に関する取組を継続的に実施していく必要があります。

【地域包括支援センターの充実】

- ・ 高齢者人口は年々増加しており、高齢者及び家族を取り巻く課題は多様化・複雑化の傾向があります。
- ・ 在宅介護実態調査の結果では、日中及び夜間の排泄や食事の準備（調理）、認知症の対応に不安をもつ介護者が多くなっています。高齢者及び介護者が地域で不安が少なく生活を継続できるように、在宅介護ニーズを効果的にサービスにつなげる方策を検討していく必要があります。
- ・ 高齢者への支援に関する中核的な機関として、地域包括支援センター³¹の機能を強化していく必要があります。

【基本方針】

誰もがその人らしく健康で自立した生活を実現するため、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、ともに生きるまちづくりを推進します。

＜施策目標（分野別目標）＞

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|----------------|------------------------------|----------------------------|-----------------|---------------|-------|
| 介護認定率 | 高齢者における介護認定状況を示す指標 | (65歳以上の介護認定者数/65歳以上人口)×100 | 16.9% (2024) | 16.8% | 長寿支援課 |
| 地域のつどいの場の開催団体 | 社会的・運動的フレイルの予防の拠点を示す指標 | 地域のお茶の間や体操団体等の数 | 33か所 (2024) | 39か所 | 長寿支援課 |
| 認知症普及啓発事業の参加人数 | 町民の権利擁護（認知症、成年後見など）への理解を示す指標 | 認知症サポーター講座及び講演会等の参加延べ人数 | 255人 (2024) | 290人 | 長寿支援課 |

【施策の方向】

高齢者福祉及び介護予防の充実



- (1) 生きがい活動づくりの応援
- (2) 見守り・支援体制の強化
- (3) 介護予防の充実
- (4) 地域包括支援センターの充実

³¹ 地域包括支援センター：高齢者が地域で生活していくために介護、医療、財産管理、虐待防止などさまざまな問題に対し、総合的に支援していく中核機関。

(1) 生きがい活動づくりの応援

- 地域活動の担い手である老人クラブ活動を継続支援するとともに、高齢者が気軽に通える地域の通いの場の充実を図ります。
- 地域活動、ボランティア活動、社会教育活動等において、高齢者のもつ能力や技術、趣味活動が発揮できる場の充実を図ります。
- 生活支援コーディネーターが、地域活動の中で地域の課題及びニーズを把握し、活動の支援をします。
- 高齢者のやりたいことを通じた社会参加を促すため、高齢者の働き、学び、交流したいというニーズに応えられるような体制の整備を、関係機関と連携しながら推進します。
- 生活の安定と福祉の増進のため、高齢者の生きがいづくりを支援します。

(2) 見守り・支援体制の強化

- 地域、社会福祉協議会その他関係機関との連携を図り、支援を必要とする高齢者のニーズを把握しつつ、必要なサービスの構築に努めます。
- 認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるように、必要に応じてサービス導入支援や権利擁護支援を行いつつ、総合的な認知症施策等を推進します。
- 日常生活で判断能力が不十分の人に対する相談体制を充実し、成年後見制度の普及啓発及び利用の促進に取り組みます。

(3) 介護予防の充実

- 集落や老人クラブ等が主体的に健康体操教室等の介護予防の取組を実施できるように、運動指導や健康教育等の支援を行い、地域での介護予防活動の活性化に努めます。
- 認知症や障がいの有無にかかわらず、地域に暮らす高齢者が自立した生活を送ることができる支援体制を構築し、住民が活動を選択できるよう支援します。
- フレイルの早期発見及び重度化予防のための普及啓発活動を地域で推進します。

(4) 地域包括支援センターの充実

- 高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で可能な限り自立した生活が送れるように、地域包括ケアシステムの深化・推進のための取組を継続します。
- 町の介護保険のサービス水準を適正に維持しつつ、可能なかぎり介護保険料の抑制を図るとともに、地域ケア会議及び地域包括支援センターの各種事業、また地区担当保健師、地域住民及び関係機関を通じて地域課題及びニーズを把握し、必要なサービスの提供及び創出を図っていきます。
- 高齢者の課題に迅速かつ適切に対応するため、地区担当保健師及び関係機関の多職種との連携を強化するとともに、地域包括支援センターの機能強化を目指して、必要な専門職の確保などの体制整備を更に推進していきます。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|---------------------|---|--------------|
| 老人クラブ活動費補助事業 | 老人クラブへの活動費助成により、高齢者の社会参加活動の活性化を図ります。 | 長寿支援課 |
| 高齢者フレイル対策事業 | 運動指導や健康教育を通してフレイルを改善し、いきいきした生活を送れるよう支援します。 | 長寿支援課 |
| 地域の通いの場の充実 | 高齢者が日常的に地域の方々とふれあう場所の拡充を図ります。 | 長寿支援課 |
| 認知症総合支援事業 | 認知症に関する相談窓口を整備し、関連事業を推進します。特に保健、医療、福祉、教育、職域等と連携を強化し、町民の認知症に対する理解を深め、介護力の強化・向上を図ります。 | 長寿支援課 |
| 成年後見制度利用促進事業 | 成年後見制度についての普及啓発を行い、利用促進を図ります。 | 長寿支援課 |
| 地域包括支援センターの体制整備 | 地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、専門職の確保及び高齢者や地域全体の課題に対する取組の拡充を図ります。 | 長寿支援課 |
| 高齢者福祉計画・介護保険事業計画見直し | 高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険町関連計画、県計画との整合を図り、計画を見直します。 | 町民課 長寿支援課 |
| 長寿応援給付金事業 | 高齢者の長寿を祝い、誰もがその人らしく住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるよう、生活の安定と福祉の増進を図ります。 | 長寿支援課 |
| 高齢者タクシー利用料金の助成 | 運転免許を保有していない高齢者がタクシーを利用する場合の費用を一部助成することで高齢者が自立した生活を送るために必要な外出を支援するとともに社会参加を促進します。 | 長寿支援課 |
| 通所型サービスC事業 | フレイルの状態にあり、その状態の改善が期待できる高齢者を保健・医療・介護の専門職が、短期的集中的に運動・口腔・栄養面で関わることで改善に導き、自分らしい生活をめざすために支援します。 | 長寿支援課 |

3 障がい者福祉の充実

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(地域でともに生活するための施策の推進)

- ・ すべての町民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない平等な社会を築くため、地域住民の誰もが各自の生き方を尊重し、理解しあえるよう、相互交流や地域連帯の意識の醸成を図る必要があります。
- ・ 障がい者や障がいに対する理解を深める上でも、障がい者が気兼ねなく参加できる交流の場や機会づくりの必要があります。

(健康で自立した生活を実現するための体制整備)

- ・ 心身の障がいは、ライフステージのあらゆる時期での発生が想定されることから、各時期において予防、早期発見、治療のための施策を推進する必要があります。
- ・ 障がい児の教育施策の推進については、学校園が連携を保ち、地域社会との関わりを深めながら、状況に応じた保育、教育を行うことが大切です。
- ・ 自立生活への支援については、障がい者が住み慣れた家庭や地域で、いきいきと安心して生活が送れるようさまざまな活動の場を確保するとともに、サービスの提供体制と相談支援体制の整備が必要となっています。
- ・ 障がいのある子どもを介護している親の高齢化や予期せぬ生活変化に備えて、親なき後の生活について考えていく必要があります。

(自立と社会参加への支援)

- ・ 障がい者の就労を通じた自立や社会参加を支援するため、ハローワーク等の関係機関との連携を図りながら取り組んでいく必要があります。
- ・ 就労はもとより地域における自治活動、経済活動、文化活動など幅広い分野にわたって障がい者がチャレンジし参加できるような支援がさらに必要となっています。
- ・ 建築物や道路などの物理的バリア、情報伝達に関するバリア、理解不足や偏見など心のバリアを取り除き、障がい者一人ひとりが自ら関心のある活動に積極的に参加できるような支援やきっかけづくりが必要です。
- ・ 障がい者が通勤、通学、買い物等の社会参加をするために必要な交通手段の整備が必要です。


【基本方針】

「誰もがその人らしく自立し、ともに生きるまちづくり」を推進します。

< 施策目標（分野別目標） >

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|----------------------|--------------------------------------|---|-----------------|---------------|-------|
| 障がい福祉サービス利用率 | 障害者手帳所持者におけるサービス利用状況を示す指標 | 利用者数（18歳以上65歳未満）／手帳所持者数（18歳以上65歳未満）×100 | 47.1% (2024) | 50.0% | 保健福祉課 |
| 地域生活支援事業利用率 | 障害者手帳所持者における地域生活支援事業の利用状況を示す指標 | 利用者数／手帳所持者数×100 | 35.0% (2024) | 35.0% | 保健福祉課 |
| 障がい児通所支援事業利用率 | 障害者手帳所持者におけるサービス利用状況を示す指標 | 利用者数（18歳未満）／手帳所持者（18歳未満）×100 | 52.1% (2024) | 55.0% | 保健福祉課 |
| 日頃から外出している障がい者（児）の割合 | 障害者手帳所持者及びサービス利用者（65歳未満）の社会参加状況を示す指標 | 3年ごとに実施する障がい福祉計画のアンケートによる外出頻度が週数回以上と回答される方の割合 | 85.1% (2023) | 90.0% | 保健福祉課 |

【施策の方向】

障がい者福祉の充実  (1) 地域でともに生活するための施策の推進
(2) 健康で自立した生活を実現するための体制整備
(3) 自立と社会参加への支援

(1) 地域でともに生活するための施策の推進

- 町民すべての共通認識として、人権尊重を基本としたきめ細かな情報提供を行い、障がい特性の理解や障がい者に対する正しい理解と認識を深めます。
- 福祉教育を積極的に推進し、ボランティア活動への参加や自主的な福祉活動の普及を推進します。
- 町、社会福祉協議会が主体となって、障がい者やその家族等に対する相談、支援を行います。
- 地域の自治活動などに障がい者が参加できるよう、交流及び学びあいを促進し、情報提供や活動の場の提供に努めます。
- ボランティアの自主性や自立性を尊重し、地域住民と障がい者自身が、ボランティア活動へ気軽に参加できる環境づくりのための人材育成など、活動支援策の推進に努めます。
- 障がい者やその家族等がお互いの悩みを分かちあい、共有し、連携することで、お互いを支えあうことができるように当事者会、家族会等の場の提供に努めます。
- 障がいの種類によって抱えている問題や必要な手助けが違っていることを多くの人ができるような取組を進めていきます。

(2) 健康で自立した生活を実現するための体制整備

- 乳幼児健康診査などにおいて身体、運動、精神発達の状況を確認し、障がいの早期発見、治療、療育に対応するとともに、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制を整備するため地域の医療機関や県の関係機関等との連携を強化します。
- 教育機関や関係機関との連携を図り、障がい児の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加を進めるとともに多様な進路の確保に努めます。

- 自らの生活を自らの意思で選択・決定し、希望する生活を実現できるよう、専門的な相談だけでなく生活全般にわたる相談支援体制の充実に努めます。
- ホームページ、広報紙、民生委員・児童委員を通じて障がい者への情報提供に努めます。
- 年金・手当制度、医療費助成制度、税の減免制度、また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障がい福祉サービスなどの周知及び活用の促進を図ります。
- 「親なき後」の不安を軽減、解消し、障がい者等が生涯にわたり安心して暮らせる社会を実現するため、自らの意思を表明することが困難な障がい者の財産管理や身上の監護などを行う成年後見制度の利用を促進するなど、障がい者の権利を守る仕組みを充実します。

(3) 自立と社会参加への支援

- 能力や障がいの状況に応じた職業能力の開発機会を提供するとともに、福祉的就労、企業への就労促進に努め、障がい者の雇用機会の拡大を図ります。
- 自主的文化活動などを通して多様な学習の場や機会の確保に努めます。また、障がい者が身近に参加できるスポーツ・レクリエーション環境を充実し、スポーツ観戦や体験する機会の拡大を図ることやそのための移動支援の充実に努めます。
- 障がい者などの移動手段について町循環バスや福祉有償運送などさまざまな事業について検討し、福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業などの周知及び利用促進に努め、障がい者の積極的な社会参加を促進します。また、道路、歩道、公共施設のバリアフリーやユニバーサルデザイン化を推進し、すべての住民にやさしいまちづくりを進めていきます。
- 障がいのある子どもを介護している親の高齢化や予期せぬ生活変化に備えて、グループホームや施設入所、また、現在の住居やアパートで生活を送るための居宅介護等の障がい福祉サービスを体験でき、今後の生活について障がい者自らが選択できるための取組を進めていきます。
- 災害発生時に自力で避難できない障がい者に対して、近隣住民や民生委員・児童委員、消防団などの関係機関と連携し、避難誘導、救助体制づくりを進めます。また、防犯知識の周知徹底や悪質商法などによる消費者被害防止に向けた情報を提供するなど、障がい者の防犯・防災対策の充実に努めます。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|------------------------|--|-------|
| 総合相談窓口の設置 | 障がい者やその家族等に対する相談窓口を強化し、支援します。 | 保健福祉課 |
| 障がい者施設運営支援事業 | 町の障がい者が入所、または、通所する施設に対し、運営経費を支援します。 | 保健福祉課 |
| 障がい者助成事業 | 障がい者の日常生活用具、通所交通費、医療費、入院費などを助成します。 | 保健福祉課 |
| 福祉タクシー利用料金及び自動車燃料費助成事業 | 心身障がい者に対し、タクシーの利用料金や自動車の燃料費を助成することにより、生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図ります。 | 保健福祉課 |
| 社会復帰支援事業 | 障がい者を対象に、社会復帰のための訓練と居場所づくりを支援します。 | 保健福祉課 |
| 成年後見人制度利用支援事業 | 障がい者の財産管理や身上の監護などを行う成年後見人制度の利用を進めるとともに、費用の一部を助成することにより利用促進を図ります。 | 保健福祉課 |

第3章 未来を創る子どもの育成

| | | |
|---------------------|---------------------|--|
| I 学校・家庭・地域の協働 | 1 協働体制の構築 | (1) 基盤組織の体制強化 (2) 地域とともにある学校づくりの推進 |
| | 2 学校の中の地域づくり | (1) 地域交流棟を軸とした展開 (2) 地域人材・資源の活用 |
| | 3 教育の充実に向けた社会の力の活用 | (1) 専門機関との連携 (2) 学校における働き方改革の推進 |
| II 情報化社会を切り拓く子どもの育成 | 1 科学技術の進展に対応できる力の伸長 | (1) 1人1台のICT機器の活用 (2) 情報活用能力の向上 |
| | 2 世界とつながる力の伸長 | (1) 英語によるコミュニケーション活動を推進する環境整備 (2) 地域や町に関する知識・理解の獲得 (3) 英語力の確認・挑戦 |
| | 3 子どもたちの主体的な社会参画 | (1) 地域教育プログラムの充実 (2) 子どもの意見を反映させる受け皿の整備 |
| | 4 多様な子どもたちへの深い学びの提供 | (1) 主体的・対話的で深い学びの実装 (2) 多様性の包摂 |
| III 教育環境の整備・充実 | 1 施設の経年劣化等への対応 | (1) 学びを支える教育環境の充実 |
| | 2 支援を必要とする子どもたちへの対応 | (1) 特別な支援を必要とする子どもたちへの支援 (2) 不登校や不登校傾向の状況にある子どもたちへの支援 (3) いじめ防止・対策 |
| | 3 学校内外での安全確保への対応 | (1) 安全確保のための環境整備・充実 (2) 環境衛生対策（感染症対策等への対応） (3) 安全教育の推進 |
| IV 安心して子育てできる町 | 1 幼児教育・保育の充実 | (1) 子育てシステムの充実 (2) 幼児教育の充実 |
| | 2 子育て環境の整備 | (1) 子育て支援策の充実 (2) 放課後児童対策 (3) 屋内遊び場施設の整備 |
| | 3 子育てにかかわる相談対応 | (1) こども家庭センターの機能強化 |
| | 4 就学支援体制の充実 | (1) 就学援助 (2) 育英資金貸与 |
| V 人生100年時代の学び | 1 生涯学習の展開 | (1) 生涯学習の推進 (2) 図書館の充実 |
| | 2 青少年健全育成の推進 | (1) 健全育成体制の充実 |
| | 3 文化の振興 | (1) 文化の創造・遺産の保存 |

I 学校・家庭・地域の協働

1 協働体制の構築

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(基盤組織の体制強化)

- ・ 全国的に広がる少子高齢化や人口減少社会の加速化や、当町でも広がりつつある地域のつながりの希薄化、学校や家庭が抱える課題の複雑化・困難化に対応していくため、学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子どもたちの成長を支えていく必要があります。
- ・ 今後、学校のみならず、家庭や地域住民が相互に連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支え、持続可能な地域コミュニティ（学校運営協議会や地域学校協働本部）を実現する必要があります。

(地域とともにある学校づくりの推進)

- ・ 子どもたちにとって最も身近な社会は地域社会といえますが、核家族化、就業構造の変化等により、子どもが地域社会に対して能動的に関わる機会や多様な人間関係に触れる機会が減少しています。
- ・ 地域、家庭からの学校への支援と学校から地域や社会への貢献という双方向の活動を通して、地域とともにある学校づくりを推進し、社会全体で子どもを育む風土を醸成する必要があります。
- ・ 地域社会のつながりや支え合いを再構築して、「こどもをまんなか」にとらえ、その健やかな成長と課題解決に向けて、地域社会全体で対応していく必要があります。

【基本方針】

学校の運営を支える「PTA」「学校運営協議会」「地域学校協働本部」などの組織・団体の役割を明確化し、それぞれの活動について支援します。

協働体制の基盤づくりのために、学校運営協議会と地域学校協働本部を両輪とした連携を推進します。

< 施策目標（分野別目標） >

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 | 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|-------------|-----------------------------|---|----------------|-------|-------|
| 協働事業の実現割合 | 学校と地域学校協働本部との協働体制の活動状況を示す指標 | 地域学校協働本部における総活動数（学校から依頼を受けた活動と学校へ提案した活動の合計数）のうち実現できた活動の割合 | 100% (2024) | 100% | 社会教育課 |
| 学校運営協議会開催割合 | 学校運営協議会の開催状況を示す指標 | 学校運営協議会を町内の学校園で開催した回数 | 27回 (2024) | 20回 | 教育未来課 |

【施策の方向】

協働体制の構築



- (1) 基盤組織の体制強化
- (2) 地域とともにある学校づくりの推進

(1) 基盤組織の体制強化

- 学校・家庭・地域が連携・協働し、自立的・継続的に子どもを取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指し、学校運営協議会と地域学校協働本部がそれぞれの役割を適切に果たせるよう支援します。
- 学校・家庭・地域社会がそれぞれ適切な役割を果たしつつ相互に連携して行うことの重要性について、学校・地域・家庭に意識啓発を図ります。

(2) 地域とともにある学校づくりの推進

- 学校運営の改善や子どもたちの健全育成に取り組むためコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進します。
- 地域と学校が連携・協働し地域全体で未来を創る子どもたちの成長を支えていくため、学校運営協議会と地域学校協働本部が連携し合いながら、地域の実情に応じた地域学校協働活動を推進します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|-------------|--|-------|
| 学校運営協議会運営事業 | 学校と地域住民が力を合わせて「地域とともにある学校」づくりを目指します。地域の声を学校運営に積極的に取り入れ、地域と一体となって特色ある学校づくりを推進します。 | 教育未来課 |
| 地域学校協働本部事業 | 学校・家庭・地域及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を推進することを通じて社会全体の教育力の向上を図ります。 | 社会教育課 |

2 学校の中の地域づくり

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(地域交流棟を軸とした展開)

- ・ 地域とともにある学校づくりを進めるために、学校という場を核とした協働の取組が重要であり、学校施設を有効活用することが必要となります。
- ・ 統合中学校開校から 2025 年度末で 25 年が経過し、地域住民と学校との交流の場として聖籠中学校の地域交流棟及び各小学校の地域交流ルームの活用方法や「ふるさとの森」の管理のありかたについて時代の変化に適した見直しを行っていく必要があります。

(地域人材・資源の活用)

- ・ 地域とともにある学校づくりを進めるためには、学校支援活動、地域社会における地域活動など地域と学校の協働体制を維持・充実させるためのボランティア等の地域人材の確保が重要となっていますが、就労環境の変化や個人の価値観の多様化等により、人材が確保しづらくなっています。
- ・ 地域社会の一員としての自覚を育成するため、地域の歴史や文化、産業などの地域資源を活用した学習を通じ、地域を知り、理解することが必要となっています。

【基本方針】

学校は社会の一つであり、社会と分離した空間ではないという理念のもと、中学校の地域交流棟（地域が存在する空間）での活動を基盤として小学校や幼稚園へも拡大するとともに、地域の人材と資源の活用を図ります。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|--------------------|------------------|-------------------------------------|-----------------|---------------|--------|
| 地域交流棟の利用状況 | 地域交流棟の活動を示す指標 | 地域住民の年間利用回数 | 62 回 (2024) | 60 回 | 社会教育課 |
| 学校の地域との交流の場設置率 | 地域交流の場の提供状況を示す指標 | 交流の場設置校/小中学校数×100 | 100% (2024) | 100% | 社会教育課 |
| 学校給食等への地産地消率 | 地産地消の推進状況を示す指標 | 聖籠町共同調理場で使用する本町産の野菜、果物及び米の割合 | 43.5% (2024) | 45% | 子ども教育課 |
| 食育を通じた交流事業実施数(農産物) | 食育振興の状況を示す指標 | 生産者等と幼稚園・小学校・中学校との会食年間実施回数(各園・学校1回) | 3 回 (2024) | 5 回 | 子ども教育課 |

【施策の方向】

学校の中の地域づくり



- (1) 地域交流棟を軸とした展開
- (2) 地域人材・資源の活用

(1) 地域交流棟を軸とした展開

- 中学校の地域交流棟及び「ふるさとの森」の有効活用を推進します。
- 地域人材を活用した活動を通じて学校教育の充実を図るとともに、郷土愛の醸成及び地域活動への展開を図ります。

(2) 地域人材・資源の活用

- 地域学校協働本部に、「コーディネート機能」「多様な活動」「継続的な活動」の3つの要素を備え、「支援」から「連携・協働」へ、「個別」から「総合化・ネットワーク化」へと発展させていきます。
- 教員が持ち合わせていない生活体験や技術を豊かに持ち、学校教育に協力できる地域住民（地域学習のゲストティーチャー、学校支援活動のボランティア等）を発掘します。
- 町に関する知識や理解を深め、郷土愛をもった子どもを育成するために、町の歴史や文化、産業、地場農産物を取り入れた食育などについて学ぶ機会を確保します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|------------------------|--|----------------|
| 地域学校協働本部事業（再掲） | 学校・家庭・地域及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を推進することを通じて社会全体の教育力の向上を図ります。 | 社会教育課 |
| 生涯学習施設維持管理事業 | 中学校の地域交流棟を核とし、小学校と幼稚園での地域交流の場を整備します。 | 社会教育課 |
| 小学校における「ふるさとだいすき講座」の実施 | 生まれ育った町の歴史や文化、産業、方言などについての見識を深めることを目的とした小学生対象の出前講座「ふるさとだいすき講座」を実施することで、郷土愛の醸成を図ります。 | 教育未来課 |
| 食育の支援事業（再掲） | 「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるよう、家庭・地域・学校園・職場での取組を支援します。また、地域の食文化が継承されるよう、地場農産物を給食に取り入れます。 | 保健福祉課 教育未来課 |

3 教育の充実に向けた社会の力の活用

【関連する SDGs】



【現状と課題】

（専門機関との連携）

- ・ 未来を担う子どもたちには、厳しい挑戦の時代を乗り越え、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら未来を創り出し、課題を解決する能力を身に付ける必要があります。
- ・ 教員が全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、多様な教育課題に対応するため、専門機関と連携した適切な研修の機会を確保する必要があります。

(学校における働き方改革の推進)

- ・ 子どもたちが抱える困難さが多様化・複雑化するとともに、保護者・地域からの学校や教師に対する期待が高まっていることから、依然として教員を取り巻く勤務環境は厳しく、教員の健康確保、授業準備時間・研修時間の確保に懸念が生じています。また、本来必要な子どもと向き合う時間の確保が困難となっていることから、学校における働き方改革の更なる推進は喫緊の課題として取り組む必要があります。
- ・ 中学校においては、部活動指導が教員の大きな負担となっていることから、地域全体で関係者が連携して支える、部活動の地域展開をさらに進めていく必要があります。

【基本方針】

求められる教育の質の向上に適切に対応するため、必要に応じて大学や県立教育センター等の教育専門機関との連携を図ります。

また、子どもと向き合う時間を確保し、子どもたちに対して効果的な教育を行うことができるよう、社会の教育力を活用して、学校現場における教員の働き方改革を推進します。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|------------------|--------------------|-------------------------------|-------------|---------------|-------|
| 教員の月平均 超過勤務時間 | 教員の働き方改革 度を示す指標 | 小中学校教員における 月間の平均超過勤務時 間 | — | 30時間 以下 | 教育未来課 |

【施策の方向】

教育の充実に向けた社会の力の
活用



- (1) 専門機関との連携
- (2) 学校における働き方改革の推進

(1) 専門機関との連携

- 全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、多様な教育課題に対応するために、必要に応じて専門機関の活用や連携を図ります。

(2) 学校における働き方改革の推進

- 業務の3分類（①学校以外が担うべき業務、②教師以外が積極的に参画すべき業務、③教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務）のうち、重点的に取り組む事項を「業務量管理・健康確保措置実施計画³²」に位置付け、働き方改革に向けた取組を促進します。
- 将来にわたって、子どもたちがスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、希望する教員と地域の協力者が連携して支える体制を整備します。

³² 業務量管理・健康確保措置実施計画：改正給特法（教職員給与特別措置法等の一部を改正する法律）により、教員の健康及び福祉の確保を図るために、服務監督を行う市町村教育委員会が講ずる措置を示したもの。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|---------------|---|-------|
| 学校支援事業 | 教員の資質・能力向上のため、専門機関と連携した研修を実施し、園、小、中学校で行われる教育の充実を図ります。 | 教育未来課 |
| 教育環境整備事業 | 教育活動において民間企業や地域の人材・ノウハウを積極的に取り入れることにより、教員が子どもと向き合う時間と授業準備時間を確保し、教育活動の充実を図ります。 | 教育未来課 |
| 中学校部活動の体制構築事業 | 教員の負担を軽減し、生徒と向き合う時間を確保することを目的として地域で支える中学生の部活動の体制構築（地域展開）を目指します。 | 社会教育課 |

Ⅱ 情報化社会を切り拓く子どもの育成

1 科学技術の進展に対応できる力の伸長

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(1人1台のICT機器の活用)

- ・ 本町は、国の GIGA スクール構想第2期を迎え、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、小中学校において、1人1台のICT機器（タブレット端末）を2025年9月に更新しています。加えて、学校DX³³の前提ともなる学校のネットワーク環境の改善、情報セキュリティ対策、教職員のICTリテラシーの向上にも取り組んでいます。
- ・ 端末の故障時や災害発生時、感染症対策、不登校対策等においても、子どもたちの学びを止めない観点から、ICT環境整備を推進する必要があります。

(情報活用能力の向上)

- ・ めざましく進展する科学技術により、情報技術を自由自在に活用し、自らの人生や社会のために課題解決や探求ができる力がこれからの時代を生きる上で不可欠であることから、小中学校におけるプログラミング教育³⁴をはじめとして情報活用能力の向上に向けた支援を行っています。
- ・ 本町においては、授業でのICT機器の活用頻度は小中学校ともに高い状況であり、ほぼ毎日使用されていますが、文章作成や情報整理、プレゼンテーション作成などの情報活用能力を一層伸長する必要があります。

【基本方針】

子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びを充実するために、1人1台端末や高速大容量通信ネットワーク等のICT環境整備を図るとともに、子どもたちの情報活用能力を伸長するための指導體制の充実を図ります。

³³ 学校DX：教育分野におけるデータやデジタル技術を活用して教育の質を向上させる取組。

³⁴ プログラミング教育：簡単な図形やブロックなどの部品を組み合わせる行うプログラミング体験を通じて、プログラミング的思考を育成するための教育。

< 施策目標（分野別目標） >

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 | |
|-------------------------|-----------------|--|------------------------------|---------------|-------|-------|
| PC等のICT機器を毎日使用する割合 | ICT機器の活用度を示す指標 | 全国学力・学習状況調査 児童質問紙項目「ICT機器をどの程度使用したか」に対して「ほぼ毎日」と回答した児童の割合 | 町 59.4% 国 46.7% (2024) | 全国平均を上回る | 教育未来課 | |
| | | 全国学力・学習状況調査 生徒質問紙項目「ICT機器をどの程度使用したか」に対して「ほぼ毎日」と回答した生徒の割合 | 町 84.8% 国 53.2% (2024) | 全国平均を上回る | | |
| PC等のICT機器で文章を作成できるという割合 | ICT機器技能習熟度を示す指標 | 全国学力・学習状況調査 児童質問紙項目「ICT機器で文章を作成することができる」に対して肯定的な回答をした児童の割合 | 町 59.4% 国 81.8% (2024) | 全国平均を上回る | 教育未来課 | |
| | | 全国学力・学習状況調査 生徒質問紙項目「ICT機器で文章を作成することができる」に対して肯定的な回答をした生徒の割合 | 町 77.6% 国 83.6% (2024) | 全国平均を上回る | | |
| プログラミングに対する興味関心の高まりの割合 | ICT教育の推進を示す指標 | 肯定的評価者数/回答者総数×100 (プログラミング授業実施後アンケート) | 小 | — (2024) | 80% | 教育未来課 |
| | | | 中 | — (2024) | 70% | |

※全国学調は4月調査のため2025年度実施の結果が2024年度の数値となる。

【施策の方向】

科学技術の進展に対応
できる力の伸長



- (1) 1人1台のICT機器の活用
- (2) 情報活用能力の向上

(1) 1人1台のICT機器の活用

- 時代に即した教育に対応するICT機器、学校の通信ネットワーク環境、情報セキュリティ対策の整備・充実を図ります。また、教職員のICTリテラシーの向上を支える研修を実施するとともに、ICT機器を安定して活用する学校環境を整えるためのICT支援員を配置します。
- ICT機器の故障時や災害、感染症対策、不登校対策においても、予備機の確保等、ICT環境を適切に整備し、子どもたちの学びの保障に備えます。

(2) 情報活用能力の向上

- 情報活用能力は探究的な学びを支える基盤であることから、情報技術力の伸長、情報技術の適切な取扱いや特性の理解について、小・中学校を通じた一貫した指導ができるよう支援します。

- 情報領域を専門とする外部人材が中学校の情報・技術科、小学校における総合的な学習の時間等の指導者として参画し、質の高い授業が実施されるよう支援します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|------------------|--|--------|
| 学校情報管理事業 | 国の GIGA スクール構想に基づき、小・中学校において整備した 1 人 1 台の GIGA スクール端末及び高速大容量通信ネットワークの維持管理を行うとともに、ICT 機器を活用し、時代に即した教育を推進するために必要な情報機器の整備を行います。 | 子ども教育課 |
| 教育環境整備事業 (再掲) | 教育活動において民間企業や地域の人材・ノウハウを積極的に取り入れることにより、教員が子どもと向き合う時間と授業準備時間を確保し、教育活動の充実を図ります。 | 教育未来課 |
| プログラミング教育 事業 | 情報領域を専門とする外部人材が小・中学校の指導者として参画し、質の高い授業が実施されるよう支援します。 | 教育未来課 |
| タイピングコンテスト 事業 | ICT 機器でのタイピング技能の向上のため、小学 3 年生以上から中学 3 年生までの希望者が参加するタイピングコンテストを開催します。 | 教育未来課 |

2 世界とつながる力の伸長

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(英語によるコミュニケーション活動を推進する環境整備)

- ・ 急速にグローバル化が進む社会において、世界の人々とつながりながら生きる能力を伸長するためには、異文化理解の精神、主体性、積極性、英語によるコミュニケーション能力を身に付けていく必要があります。そのため、町では ALT³⁵を幼稚園と小学校に 1 人、中学校に 1 人の計 2 人を配置し、外国人とのコミュニケーションの場を提供するとともに、小学校には英語専科教員を 1 人配置し、幼稚園から中学校までを貫く英語教育を確立しています。
- ・ 英語によるコミュニケーション能力を高めるためには、コミュニケーションを図る場や機会を充実させる必要があります。

(地域や町に関する知識・理解の獲得)

- ・ グローバル化に対応していくためには、世界の人々に語ることでできる郷土や日本の文化等の教養を備えた上でのコミュニケーションが大切であることから、町の歴史や文化、産業などについて学ぶ機会を確保するとともに、地域について学ぶ「地域教育プログラム」を実施し、地域への愛着を育んでいます。
- ・ このような学びを自分のものとするには、他者に対して発表する、提案する、自ら行動

³⁵ ALT：外国語指導助手のこと。英語の授業で補助教員として指導に当たる外国籍者。

するなどの主体的な表現が必要です。

(英語力の確認・挑戦)

- 子どもたちが自分の英語力を確認し、挑戦する機会を提供するため、英語検定を含む検定料補助事業を実施しています。本事業を活用し、より多くの子どもたちが検定に挑戦しようとする意欲を高めるため、本事業の周知方法及び申請方法等の改善を図る必要があります。

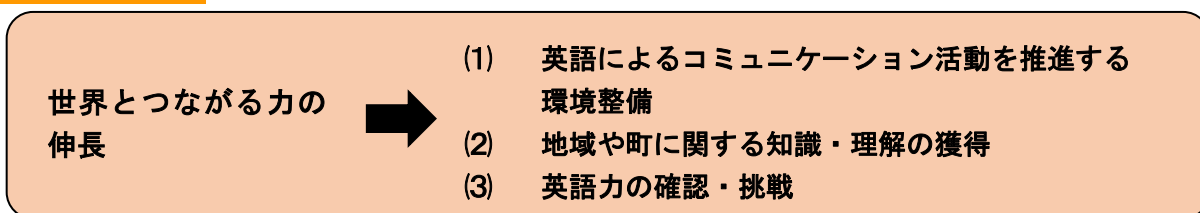
【基本方針】

地域への愛着をもったグローバル人材として、外国人と臆せずコミュニケーションできる能力を伸長するため、コミュニケーションを必要とする機会やふるさとについて学ぶ場を創出するとともに、英語学習へのモチベーションの維持・向上を図ります。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|---------------------|--------------------|--|-----------------|---------------|-------|
| 英語の上達意欲に対する肯定的評価の割合 | 英語教育の充実度を示す指標 | 肯定的評価生徒数/中学2年生徒数×100 (オンライン国際交流後のアンケート調査) | 87.5% (2024) | 90% | 教育未来課 |
| 英検3級レベル以上の割合 | 一定レベルの英語力到達度を示す指標 | 中学3年受験者数のうち、英検 IBA において英検3級レベル以上の割合 | 37.3% (2024) | 50% | 教育未来課 |
| 英語検定料補助の申請者数 | 英検に挑戦する意欲の高まりを示す指標 | 検定料補助金申請のうち英語検定の補助申請者数 | 47人 (2024) | 60人 | 教育未来課 |

【施策の方向】



(1) 英語によるコミュニケーション活動を推進する環境整備

- 幼稚園から中学校までを貫く英語教育を確立するために、適切な人数のALTを配置し、県の小学校英語専科教員の配置継続を働きかけることで、英語によるコミュニケーションを図る場の充実を図ります。
- 英語学習への意欲向上のための環境整備を図るとともに、授業だけでなく長期休業を利用したイングリッシュキャンプによる語学研修など学習意欲を持つ子どもたちの誰もが英語に親しむことのできる場を提供します。

(2) 地域や町に関する知識・理解の獲得

- 地域への愛着をもったグローバル人材の育成のため、地域教育プログラムの創造・実施・評価・改善を支援します。
- 町に関する知識や理解を深め、子どもたちの郷土愛を育むために、町の歴史や文化、

産業などについて学ぶ機会の創出を支援します。

(3) 英語力の確認・挑戦

- 英語検定（実用英語技能検定）の受験推奨を図り、中学終了段階における3級合格者の増加を促進します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|----------------------------|---|-------|
| 英語教育事業 | 国際社会に対応できる人材育成を目指すため、ALTを適切に配置するとともに、イングリッシュキャンプ、AI英会話学習ソフト、英検補助などを整備し、子どもたちの英語力の充実と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。 | 教育未来課 |
| 小学校における「ふるさとだいすき講座」の実施（再掲） | 生まれ育った町の歴史や文化、産業、方言などについての見識を深めることを目的とした小学生対象の出前講座「ふるさとだいすき講座」を実施することで、郷土愛の醸成を図ります。 | 教育未来課 |

3 子どもたちの主体的な社会参画

【関連するSDGs】



【現状と課題】

（地域教育プログラム³⁶の充実）

- ・ 本町の各小中学校では、教科等で学んだ知識及び技能を「確かな知識」として他の場面でも活用し、よりよい社会の在り方を考え、企画し、行動する力を育むことができるよう、地域教育プログラムを実践してきました。
- ・ 子どもたちが地域教育プログラムをきっかけに、地域の良さや課題を知るだけでなく、自分の考えを持ち、行動を起こす経験は、自己肯定感を高め、主体的に社会参画するために必要となることから地域教育プログラムを一層充実させる必要があります。

（子どもの意見を反映させる受け皿の整備）

- ・ 各小中学校では、児童生徒が主体となって学校行事における学習の発表や意見の表明、ルールの形成や学校生活の改善など、子どもたちの発段階階に応じて取り組んできました。
- ・ 子どもたちがより主体となって社会参画を進めていくためには、意見表明や合意形成、参画など、子どもたちの意見が反映される機会を提供する必要があります。

【基本方針】

子どもたちの主体的な社会参画を促すため、小中学校における地域教育プログラムの充実を支援するとともに、子どもの意見を反映させる受け皿の整備を推進することで、他者から信頼され、自立した社会人としての資質の醸成を図ります。

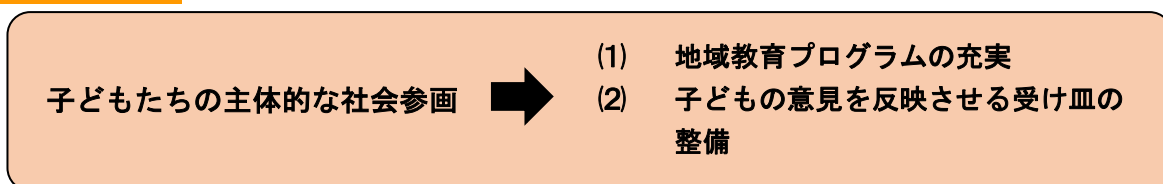
³⁶ 地域教育プログラム：学校と地域社会が連携・協働して実施する、地域に根ざした実践的で主体的な学びを促す教育活動。

< 施策目標（分野別目標） >

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | | 目標値 (2030) | 主管課 |
|--------------------|-------------|---|-------------|------------------------------|---------------|-------|
| 人の役に立つ人間になりたいと思う割合 | 社会貢献意欲を示す指標 | 全国学力・学習状況調査の質問項目「人の役に立つ人間になりたい」の肯定的回答割合 ³⁷ | 小 | 町 98.6% 国 96.4% (2024) | 全国平均を上回る | 教育未来課 |
| | | | 中 | 町 97.6% 国 96.6% (2024) | | |

※全国学調は4月調査のため2025年度実施の結果が2024年度の数値となる。

【施策の方向】



(1) 地域教育プログラムの充実

- 子どもたちの主体的な社会参画の必要性についての理解を促し、学校ごとに地域性を考慮してテーマを設定し、学年ごとに発展性をもった地域教育プログラムの取組を支援します。

(2) 子どもの意見を反映させる受け皿の整備

- 子どもたちの発達段階に応じて、意見表明、合意形成、参画、意見反映などの機会を提供します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|---------------|--|-------|
| 地域教育プログラム推進事業 | 子どもたちが地域の現状を学び、自分たちにできることを考え、行動に移す力を育む地域教育プログラムの充実を図ります。 | 教育未来課 |

³⁷ 肯定的回答割合：質問に対する回答が例として①「思う」②「だいたい思う」③「あまり思わない」④「思わない」の場合、①②の割合をいう。

4 多様な子どもたちへの深い学びの提供

【関連する SDGs】



【現状と課題】

（主体的・対話的で深い学びの実装）

- ・ 生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる社会の作り手を育むために、当町では、2020 年度からいち早く 1 人 1 台のタブレット端末を配備するとともに、個別最適な学びと協働的な学びの実現のため、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善に取り組んできました。
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の実装は、次期学習指導要領において中核となることであり、その実現には、全ての活動の基盤としての心理的安全性の確保と綿密な授業準備、専門性の高い研修が欠かせません。子どもと向き合う時間を確保し、充実した教育活動を実現するために、学校における働き方改革の更なる推進が必要となります。

（多様性の包摂）

- ・ 多様な個性や特性、背景を有する子どもが多くなっているなか、こうした多様性を個人及び社会の力に変える観点から、一人ひとりの意欲を高め、可能性を開花し、個性が輝く教育を実現するため、本町では、基礎的環境整備と合理的配慮により、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム³⁸の構築を推進してきました。
- ・ 多様な子どもたちが「好き（興味・関心）」を育み、「得意」を伸ばしながら（とんがりの伸長）、それらを原動力として学び全体への動機づけを図り、学びに向かうエネルギーを高める必要があります。

【基本方針】

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図るため、教員の授業づくりに関わる研修の充実を図るとともに、子どもと向き合う時間や授業準備、研修等の時間確保を目指した働き方改革を支援します。また、子どもたちの学びたい意欲に応える場を設定し、学ぶ力の伸長を図ります。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|----------------------|-------------|---|------------------------------|---------------|-------|
| 主体的に学び方を考えている児童生徒の割合 | 学ぶ力の伸長を示す指標 | 全国学力・学習状況調査児童質問紙項目「自分で学び方を考え、工夫している」に対して肯定的回答をした児童の割合 | 町 91.3% 国 81.7% (2024) | 全国平均を上回る | 教育未来課 |
| | | 全国学力・学習状況調査生徒質問紙項目「自分で学び方を考え、工夫している」に対して肯定的回答をした生徒の割合 | 町 82.4% 国 77.5% (2024) | 全国平均を上回る | 教育未来課 |

※全国学調は 4 月調査のため 2025 年度実施の結果が 2024 年度の数値となる。

³⁸ インクルーシブ教育システム：障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちが共に学び、多様性を尊重し、支え合える共生社会を築くことを目指す教育の仕組み。

【施策の方向】

多様な子どもたちへの深い学びの提供



- (1) 主体的・対話的で深い学びの実装
- (2) 多様性の包摂

(1) 主体的・対話的で深い学びの実装

- UDL³⁹に基づいて、「学習課題」と「まとめ」、「振り返り」のある授業を基本とし、個別最適な学びと協働的な学びについて理解を深め、実践できるよう支援します。
- 子どもと向き合う時間を確保し、充実した教育活動を実現するために、学校における「3分類」に基づいた働き方改革の推進を支援します。

(2) 多様性の包摂

- 多様な個性や特性、背景を有する子どもたちが輝く教育の実現のために、基礎的環境整備と合理的配慮により、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を引き続き推進します。
- 多様な子どもたちが「好き（興味・関心）」を育み、「得意」を伸ばしながら（とんがりの伸長）、それらを原動力として学び全体への動機づけを図り、学びに向かうエネルギーを高める場を提供します。また、学習意欲の向上と学習習慣が定着するきっかけとなるような機会を設定します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|------------------|---|--------|
| 指導主事訪問事業 | 教員の授業力向上のため、指導主事による日常的な授業づくり支援を展開します。 | 教育未来課 |
| 学古堂事業 | 個別指導を通して中学生の学習意欲の向上と家庭学習の習慣化を図るとともに、中学生の進路実現のため、中学生のニーズに応じた学習の場を提供します。 | 教育未来課 |
| 教育環境整備事業 (再掲) | 教育活動において民間企業や地域の人材・ノウハウを積極的に取り入れることにより、教員が子どもと向き合う時間と授業準備時間を確保し、教育活動の充実を図ります。 | 教育未来課 |
| 学校支援事業 (再掲) | 教員の資質・能力向上のため、専門機関と連携した研修を実施し、園、小、中学校で行われる教育の充実を図ります。 | 教育未来課 |
| 学校情報管理事業 (再掲) | 国のGIGAスクール構想に基づき、小・中学校において整備した1人1台のGIGAスクール端末及び高速大容量通信ネットワークの維持管理を行うとともに、ICT機器を活用し、時代に即した教育を推進するために必要な情報機器の整備を行います。 | 子ども教育課 |

³⁹ UDL (Universal Design Learning) : どのように学習するかについての科学的洞察に基づいて、すべての人々の教育の学習改善及び最適化するためのフレームワーク。学びのユニバーサルデザインとも略される。

Ⅲ 教育環境の整備・充実

1 施設の経年劣化等への対応

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(学びを支える教育環境の充実)

- ・ 児童生徒が1日の大半を過ごす学習の場、生活の場としての学校施設は常に安全で快適な環境下とする必要があります。
- ・ 町立の学校・幼稚園や共同調理場など建築後数十年が経過し老朽化が進んでおり、安全面での不具合や機能面での不具合が発生し、健全な状態に保つために大規模改修・改築が必要となっています。
- ・ 教育の充実のためには必要な教材の確保とともに、ICT教育等時代に応じた教育環境に適応した施設の整備・充実が今後においても肝要となってきます。
- ・ 遠距離から通学している児童生徒の負担が他児童生徒よりも大きいことから、通学への配慮が必要となっています。
- ・ 社会教育施設及び体育施設は建築後数十年が経過し老朽化が進んでおり、安全面や機能面での不具合が発生しており、健全な状態に保つために大規模改修が必要となっています。
- ・ 図書館は2014年の建築から11年が経過し、設備の経年劣化が進んでおり、各種設備に不具合が発生し始めており、今後の故障リスクへの備えが課題となっています。

【基本方針】

安全で安心できる適切な教育環境が確保され、継続的な施設運営ができるよう学校や共同調理場等の施設の適切な維持管理に努めるとともに必要な整備を図ります。

また、望ましい食習慣等を身に付けるための学校給食の提供や登下校通学における負担軽減策など学びに向き合うための環境対策を図ります。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|-----------------------|-------------------------------------|-------------------|-------------|---------------|--------------|
| 長寿命化計画に基づき長寿命化が図られた施設 | 学校施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めていくための指標 | 計画に基づく実施 (累計数) | 3 (2024) | 6 | 子ども教育課 |
| | 社会教育及び体育施設の老朽化対策を効率的・効果的に進めていくための指標 | 計画に基づく実施 (累計数) | 1 (2024) | 2 | 社会教育課 図書館 |

【施策の方向】

施設の経年劣化等への対応



(1) 学びを支える教育環境の充実

(1) 学びを支える教育環境の充実

- より良い教育環境を確保し、効率的・効果的な老朽化施設再生によるトータルコストの縮減・予算の縮減化のために定められた学校施設の長寿命化計画の施設毎の個別計画の着実な推進とともに緊急的な必要性が生じた際での適切な修繕に努めます。
- 時代に即応した教育環境の整備・充実に努めます。
- 適切な栄養の摂取による健康保持や望ましい食習慣を養うなどのため学校給食の適切な運営を図ります。
- 通学の負担軽減等のため登下校におけるスクールバス運行等の支援を図ります。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|----------------------|--|--------------|
| 小・中学校維持管理事業 | 学校施設の維持管理を行い、利用する児童・生徒の安全・安心を確保できる環境を整備します。 | 子ども教育課 |
| 小・中学校施設環境整備事業 | 学校施設長寿命化計画に基づき、「社会情勢の変化に対応できる」、「安全・安心に学習できる」、「持続可能な」学校づくりの観点から必要となる学校施設の整備（工事・修繕）を実施します。 | 子ども教育課 |
| 社会教育・体育施設及び図書館維持管理事業 | 長寿命化計画の推進とともに、その他老朽化や緊急的事態が発生した場合に対応した社会教育・体育施設及び図書館の適時適切な維持修繕を図ります。 | 社会教育課 図書館 |
| ICT 教育環境整備事業 | 社会の情報化に対応できる ICT 教育を進めるため学校における情報機器環境維持整備・充実に努めます。 | 子ども教育課 |
| 学校給食運営事業 | 学校給食の適切な運営及び保護者の負担軽減のための支援を図ります。 | 子ども教育課 |
| スクールバス運行事業 | 遠距離による通学の負担を軽減するためスクールバスを運行します。 | 子ども教育課 |

2 支援を必要とする子どもたちへの対応

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(特別な支援を必要とする子どもたちへの支援)

- ・ 発達障害の子どもたちの増加に伴い保護者や学校現場からの基礎的環境整備のニーズが高まっていることから、専門機関との連携及び支援体制の整備を行うとともに、特別支援学級の増設・新設、特別支援教育支援員（介助員）の配置及び研修を行ってきました。
- ・ 特別な支援を必要とする子どもたちを誰一人取り残さず、連続性のある多様な学びの場において、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう、

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の更なる充実を図る必要があります。

(不登校や不登校傾向の状況にある子どもたちへの支援)

- ・ 国の「登校という結果のみを目的とするのではない」という方針に基づき、教育支援センター（フレンドルーム）を家庭と学校の架け橋となる居場所として運営するとともに、校内教育支援センターを各小中学校に開設してきました。
- ・ 当町においても不登校児童生徒数は増加しており、2022年12月に改訂された生徒指導提要に基づく未然防止や早期発見・対応の観点から、誰一人取り残されない学びの保障に向けた対策を推進する必要があります。

(いじめ防止・対策)

- ・ いじめ防止対策推進法を受け、当町ではいじめ防止等対策委員会を設置し、いじめの重大事態発生を防ぐ危機管理研修も実施してきました。早期発見・解決に努めることがいじめの防止に役立っているため、学校におけるいじめの対応を、引き続き全教職員で推進する必要があります。
- ・ いじめはどこでも誰にでも起こりうるものであるという認識と早期発見・対応が重要であることを共有し、学校、保護者、地域全体での「いじめ見逃しゼロ運動」を推進する必要があります。

【基本方針】

障がいのある子どもや不登校をはじめとしたさまざまな悩みを抱えている子どもの状況を的確に把握し、一人ひとりに適切に対応できるよう相談・支援体制を整備・充実します。

また、いじめはどこでも誰にでも起こりうるものであるという認識を共有し、学校、保護者・地域全体での取組を推進します。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|-----------------------|---------------|----------------------------|----------------|---------------|-------|
| 教育支援センター「フレンドルーム」開設割合 | 支援環境の充実度を示す指標 | (フレンドルーム開設日/小中学校授業日) × 100 | 100% (2024) | 100% | 教育未来課 |
| 校内教育支援センターの設置状況 | | (設置校数/小中学校総数) × 100 | 50% (2024) | 100% | |

【施策の方向】

支援を必要とする子どもたちへの対応



- (1) 特別な支援を必要とする子どもたちへの支援
- (2) 不登校や不登校傾向の状況にある子どもたちへの支援
- (3) いじめ防止・対策

(1) 特別な支援を必要とする子どもたちへの支援

- 必要に応じて特別支援教室の整備を行うとともに、特別支援教育支援員（介助員）を配置します。
- 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちに対し、通級指導教室での学習を支援するとともに必要に応じて介助員を配置します。
- 町や医療機関・専門関係機関との密な連携を図り、就学の支援体制・相談体制の充実を図ります。

(2) 不登校や不登校傾向の状況にある子どもたちへの支援

- こども家庭センターのこどもソーシャルワーカーと特別支援教育主事によるサポート体制を強化します。
- 教育支援センター「フレンドルーム」での支援体制を強化し、子どもたちの状況に応じた支援に加え、不登校の状況にあっても学習できる環境を整備します。また、校内教育支援センターの支援活動がより充実するよう支援します。

(3) いじめ防止・対策

- いじめ防止等対策委員会を設置し、いじめの重大事態発生を防ぐための教員研修の充実を図ります。
- いじめはどこでも誰にでも起こりうるものであるという認識と早期発見・対応の重要性を共有し、学校、保護者、地域全体での取組を推進します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|--------------|--|-------|
| 特別支援教育事業 | 障がいのある子どもたちが地元の学校に就学できるよう介助員を配置し、特別支援教育を充実させます。 | 教育未来課 |
| 教育支援センター運営事業 | 教育支援センター（フレンドルーム）の機能を強化し、家庭と学校との架け橋となる居場所を提供します。 | 教育未来課 |

3 学校内外での安全確保への対応

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(安全確保のための環境整備・充実)

- 全国において通学路や学校での児童生徒の安全を脅かす事件・事故が発生し、安全対策が課題となっていたことから、当町では、2022年度までに通学路に防犯カメラを27台設置したところであります。
- 防犯カメラ等の防犯対策については、学校等と必要に応じ協議を行いながら、引き続き整備に努める必要があります。

(環境衛生対策（感染症対策等への対応）)

- ・ 2020年から世界的規模で拡大した新型コロナウイルス感染症に対しては、感染防止対策に必要な消毒液、体温測定器等の措置を行うとともに、学校園に対して対応策の徹底を指示してきました。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、2023年5月には季節性のインフルエンザと同じ5類感染症へと移行したところではありますが、引き続き、学校教育活動における適切な各種感染症対策等環境衛生対策に努める必要があります。

(安全教育の推進)

- ・ 学校教育活動中や登下校中における事件・事故、地震をはじめとする自然災害等、子どもたちを取り巻く学校安全上の課題が複雑化・多様化しており、より一層学校安全体制を強化するためにスクールガードリーダー⁴⁰を配置し、学校においては避難訓練や交通安全教室を行ってきました。
- ・ 日常生活及び災害等発生時における安全確保のために、必要な事項を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送るための知識と行動する力を身につけることが課題となっています。

【基本方針】

児童生徒等が生き生きと活動し、学べるようにするために、その安全確保を図るための安全対策について施設、衛生、見守り、教育の観点から総合的・効果的に推進します。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|---------------|---------|
| 防犯カメラ稼働日数（再掲） | 登下校の安全確保を示す指標 | 稼働日数/年間日数×100 | 100% (2024) | 100% | 子ども教育課 |
| 歩道整備延長（再掲） | 通学路の歩道整備状況を示す指標 | 通学路歩道整備延長（累計） | 1,863m (2024) | 2,238m | ふるさと整備課 |
| スクールガードリーダー巡回日数 | 学校安全体制の強化状況を示す指標 | スクールガードリーダー巡回日数 | 120日 (2024) | 120日 | 教育未来課 |

【施策の方向】

学校内外での安全確保への対応



- (1) 安全確保のための環境整備・充実
- (2) 環境衛生対策（感染症対策等への対応）
- (3) 安全教育の推進

⁴⁰ スクールガードリーダー：警察官 OB など防犯の知識を有する専門家。通学路や各学校園を定期的に巡回・訪問する。

(1) 安全確保のための環境整備・充実

- 学校施設の安全性の確保、非常時における安全に関わる設備の整備・充実を図ります。
- 登下校時の安全を確保するために学校・家庭・地域で連携した安全対策を実施します。

(2) 環境衛生対策（感染症対策等への対応）

- 集団感染防止対策及びそのリスクを可能な限り低減するための学校運営を支援します。
- 児童生徒等の健康保持増進に向けた保健管理及び保健教育を推進します。

(3) 安全教育の推進

- 子どもたち自身が学校生活だけでなく生涯においても安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育を促進します。
- 子どもたちを取り巻く学校安全上の課題を題材とした新潟県防災教育プログラムの学校における教育実践を支援します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|-------------|---|---------|
| 防犯施設維持管理等事業 | 通学路の防犯カメラ、学校玄関オートロック等の既存の防犯施設の維持管理を行うとともに、必要に応じて防犯施設の整備を図ります。 | 子ども教育課 |
| 通学路歩道整備（再掲） | 通学路の歩道整備を推進します。 | ふるさと整備課 |
| 安全安心推進事業 | 学校園や地域と連携して校内外での子どもたちの安心・安全を確保するため環境整備を図ります。 | 教育未来課 |

IV 安心して子育てできる町

1 幼児教育・保育の充実

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(子育てシステムの充実)

- ・ 本町では、就労環境の変化、核家族化の進行に加えて、国の幼保無償化政策等により、保護者の保育所及び幼稚園に対するニーズが大きく変化し、従前の町立こども園・私立保育園の体制では保護者の要望に十分な対応を成し得なくなってきたことから、子育てシステムの見直しを行い、2022年度に新体制での運用を開始しました。
- ・ 新しい子育てシステムにおいては、民間と町とが協力・連携して、それぞれ提供すべき教育・保育サービスを確実に提供する必要があります。

(幼児教育の充実)

- ・ 2022年度に子育てシステムの見直しが行われたことから、民間との連携による町全体の幼児教育の質向上を図るため、2020年度に設置された幼児教育センターを核として、幼児教育アドバイザーによる訪問研修、架け橋期カリキュラム⁴¹の編成、架け橋メッセージ⁴²のシステム構築などに取り組んできました。
- ・ 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期の特性を踏まえ充実した教育が求められるため、その中核を担う幼稚園教諭及び保育士の資質・能力の向上を推進する必要があります。

【基本方針】

子育てシステムの充実を図るとともに、子どもの興味・関心を刺激する教育内容を構成し、子どもの可能性を見取り、その良さを子どもに伝える教育を推進します。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|-----------------|------------------|------------------------------------|---------------|---------------|--------|
| こども園等における待機児童数 | 保育環境の整備状況を示す指標 | 「保育所等利用待機児童数調査」（こども家庭庁）による4月1日現在人数 | 0人 (2024) | 0人 | 子ども教育課 |
| 幼児教育センター主催の研修回数 | 幼児教育の専門性の育成を示す指標 | 幼児教育センター主催の研修回数 | 13回 (2024) | 13回 | 教育未来課 |

⁴¹ 架け橋期カリキュラム：幼児教育と小学校教育の円滑な接続を目指す教育課程。

⁴² 架け橋メッセージ：幼稚園やこども園から小学校へ引き継ぐ、幼児期の育ちを明記したもの。

【施策の方向】

幼児教育・保育の充実



- (1) 子育てシステムの充実
- (2) 幼児教育の充実

(1) 子育てシステムの充実

- 園児の適正な定員設定を図ることで待機児童の発生を未然に防ぎ、こども園等での教育・保育サービスを確実に提供します。
- 町と民間の協力・連携を強化し、町保育士を民間へ派遣し不足する保育士等の確保と安定的な園運営に努めます。

(2) 幼児教育の充実

- 幼児教育センターが核となって、家庭及び地域に対し幼児教育の重要性について啓発活動を行います。
- 子どもの興味・関心を刺激し、子どもの可能性を見取り、その良さを子どもに伝える教育を推進できるよう、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質・能力向上のための研修を実施します。
- 幼児教育で育まれた子どもの力を小学校教育へ引継ぎ、子どもの成長を円滑に発展させる架け橋期カリキュラムの充実を図ります。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|-------------|---|--------|
| 子育てシステム支援事業 | 保育ニーズに対応するため、保育士等の不足を補う職員派遣の人的支援等、必要に応じた支援を行います。 | 子ども教育課 |
| こども園等運営事業 | 保護者が就労している等、自宅での保育が困難な場合の保育ニーズに対応するため、町内の私立認定こども園等において児童を保育することで、安心して就労と育児の両立ができる環境を整備します。 | 子ども教育課 |
| 幼児教育の質向上事業 | 幼児教育の質向上をめざし、幼児教育アドバイザーの育成と活用、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質・能力向上研修等を行います。また、園小の円滑な接続を図るために、架け橋期コーディネーターの育成と活用、架け橋期カリキュラム作成などを支援します。 | 教育未来課 |

2 子育て環境の整備

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(子育て支援策の充実)

- ・ 町の人口は、これまで緩やかな増加傾向でしたが、将来においては人口減少が着実に進行し、特に年少人口は減少すると見込まれています。
- ・ 町では、子育て支援施策の拡充により、安心して生活できる環境を整備し、子育て世帯に選ばれる地域を目指す必要があります。

(放課後児童対策)

- ・ 児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう児童クラブ、放課後子ども教室などの事業を実施してきました。
- ・ 今後も、放課後の児童の豊かな時間、安全・安心な居場所を確保することは、次代を担う人材を育成する視点で重要であり、また、共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点からも取組を推進する必要があります。

(屋内遊び場施設の整備)

- ・ 近年、社会情勢、生活様式、並びに気象状況等が大きく変化し、安全・安心で天候に左右されることなく利用できる屋内遊び場のニーズが高まっています。当町においても、子どもの屋内遊び場を求める声が多く寄せられており、早期の施設整備が求められています。
- ・ 子どもたちが天候に左右されず、思いきり体を動かし、保護者も安心して見守れる心地よい居場所となる屋内遊び場施設を設置する必要があります。

【基本方針】

子育てにやさしい支援の充実を図るとともに、児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができる事業を充実させ、子どもたちにとっても保護者にとっても心地よい居場所となる屋内遊び場施設を設置します。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|--------------------|------------------------|---|-----------------|---------------|--------|
| 子育てしやすい町だと思ふ保護者の割合 | 子育て環境に対する評価を示す指標 | 子ども・子育て支援計画に関するニーズ調査で「子育てしやすい町だと思ふ」「どちらかという」と子育てしやすい町だと思ふ」と回答した割合 | 67.2% (2023) | 70% | 子ども教育課 |
| 児童クラブにおける待機児童数 | 就労に対応した子育て環境の整備状況を示す指標 | 入会申請者数－入会者数 | 0人 (2024) | 0人 | 子ども教育課 |

【施策の方向】

子育て環境の整備



- (1) 子育て支援策の充実
- (2) 放課後児童対策
- (3) 屋内遊び場施設の整備

(1) 子育て支援策の充実

- 子育てに希望を持ち、安心して子どもを産み育てられるような支援の充実と制度の周知徹底に努めます。

(2) 放課後児童対策

- 共働きや核家族化による家庭環境の変化に対応する子育て支援策として、児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後の居場所や見守り人材を確保することで、児童の放課後の環境を充実します。

(3) 屋内遊び場施設の整備

- いつでも子どもたちが楽しく遊べ、喜ばれる屋内遊び場施設及び保護者が気軽に利用できる子育て支援施設として整備します。また、多様な学び・体験を与える場やウォーキング等が可能な健康づくりの場としても整備することにより、子どもを中心に全世代が利用できる施設となるよう、施設の有効活用を図ります。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|------------------|---|----------------|
| 子ども・子育て支援事業 | 多様な保育ニーズに対応するため、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、休日保育事業を実施し、保育サービスの充実を図ります。 | 子ども教育課 |
| 健やか子育て支援事業 | 子どもを出産した者又は親権者及び第4子以降の乳幼児を療育する親権者に対して支援をすることで、出生率の向上と若者の定住を図ります。 | 子ども教育課 |
| 給食費助成事業 | 社会情勢によって経済面での影響を受けやすい子育て世帯に対し、給食費等の支援を行い、安心して子育てできる環境を整備します。 | 子ども教育課 |
| 放課後子ども教室運営事業 | 放課後の子どもの居場所づくりの一環として町内3小学校に放課後子ども教室を開設し、安全・安心な居場所を提供します。 | 教育未来課 社会教育課 |
| 児童クラブ運営事業 | 放課後及び休業日に保護者等が不在の家庭の小学生に対し、適切な遊び、生活の場を提供することにより健全な育成を図ります。 | 子ども教育課 |
| 屋内遊び場施設整備事業 | 既存施設を改修し、天候にかかわらず遊べる子どもの屋内遊び場施設、保護者が気軽に利用できる子育て支援施設とするとともに、多様な学び・体験の場や健康づくりの場としても提供することにより、全世代が利用できる施設となるよう整備します。 | 子ども教育課 |
| 保健師による地区保健活動（再掲） | 保健師が「予防」の視点を持ちながら地区を担当し、年代に関わらず全ての町民を一人ひとり、また世帯単位・集落単位で支援し、暮らしと健康を守る体制を強化します。 2 か月児全数訪問や転入児訪問などにおいて、発達課題や子育て不安等の有無に関わらず、全ての子どもとその家庭とつながり、顔のわかる関係性を築き、相談しやすい体制を強化します。 | 保健福祉課 |

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|----------------------------|--|----------------|
| こども家庭センターにおける一体的支援 (再掲) | 各種支援事業の参加率・利用率の向上、乳幼児健診受診率 100%を目指すとともに、町の課題、社会情勢に沿った支援事業を推進していきます。地区担当保健師は、こどもソーシャルワーカー等関係専門職・関係機関と連携し、妊娠期から子育て期（児童・生徒期も含む）にわたり全ての子育て世代を把握し、つながり、相談しやすい体制とさまざまな課題に対応できる個別支援を強化することで、誰もが安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援していきます。 | 保健福祉課 教育未来課 |
| 妊産婦・子ども医療費助成事業 (再掲) | 妊産婦及び乳幼児から高校生までの医療費を助成し、今後も町民ニーズや社会情勢を踏まえながら検討していきます。 | 保健福祉課 |
| 産後ケア事業 (再掲) | 出産直後で心身の不調や育児不安がある母子に対して、産後の母体管理、授乳指導、沐浴などの必要な保健指導を実施することにより、安心して子育てができる支援体制の整備を図ります。 | 保健福祉課 |
| 電子アプリを活用した子育て支援事業 (再掲) | 多様化している子育て世代のニーズに対して、妊娠から子育てまでを切れ間なくサポートし、全ての家庭が安心して子育てができるよう、電子アプリを活用した情報提供を行い、子育て世代の負担感や不安感を解消し、子育てに対する充実感の増加を図ります。 | 保健福祉課 |
| あそび教室事業 (再掲) | 発達支援が必要な親子に対し、母子関係の強化と発達を促す対応方法の指導を行うとともに、一般参加者ともつながり、ハンディのあるなしに関わらず互いに育ちあう場を開催します。遊びを通じて母子関係を築く場となり、児・保育者ともに仲間づくりの場となるよう支援します。 | 保健福祉課 |

3 子育てにかかわる相談対応

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(こども家庭センターの機能強化)

- これまでの「子育て包括支援センター（保健福祉課）」と「子ども家庭総合支援拠点（教育未来課）」の一体的な組織として「こども家庭センター」を設置し、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目ない対応と適切な支援や関係機関との連携を進めてきました。
- 児童虐待やヤングケアラー⁴³等、多様化・複雑化する子どもや家庭の問題に対し、適切かつ迅速に対応するため、更なるネットワークの強化やこどもソーシャルワーカーの力量形成を図る必要があります。

【基本方針】

子育てにかかわる相談に適切かつ迅速に対処するため、地域の子育て・教育に関する関係機関と連携した総合相談体制により、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援と子どもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を進めます。

⁴³ ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家族の世話や介護などを日常的に行っている 18 歳未満の子ども。

< 施策目標（分野別目標） >

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|------------------|--------------------------|-------------------------|-----------------|---------------|-------|
| 連携する関係機関数 | ネットワークの強化度合いを示す指標 | 連携を行った関係機関数 | 15 機関 (2024) | 15 機関 | 教育未来課 |
| こどもソーシャルワーカーの研修数 | こどもソーシャルワーカーの力量形成状況を示す指標 | こどもソーシャルワーカーを対象とした研修の回数 | 7 回 (2024) | 7 回 | 教育未来課 |

【施策の方向】

子育てにかかわる相談対応



(1) こども家庭センターの機能強化

(1) こども家庭センターの機能強化

- 保健・医療・福祉・教育のネットワークを構築し、こども家庭センターを核として子育てに関わる相談対応の体制を整えます。
- すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、個々の家庭の課題・ニーズを踏まえた支援を継続的に行います。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|------------------------|--|----------------|
| こども家庭センター運営事業 | 多様化する子育て相談へのきめ細かな対応と適切な支援や多職種（保健・医療・福祉・教育）連携のネットワークを構築し、子どもの健やかな成長を支えます。また、こどもソーシャルワーカーの資質向上を図るため、事例検討や教育分析を深める研修会を行います。 | 教育未来課 |
| こども家庭センターにおける一体的支援（再掲） | 各種支援事業の参加率・利用率の向上、乳幼児健診受診率100%を目指すとともに、町の課題、社会情勢に沿った支援事業を推進していきます。地区担当保健師は、こどもソーシャルワーカー等関係専門職・関係機関と連携し、妊娠期から子育て期（児童・生徒期も含む）にわたり全ての子育て世代を把握し、つながり、相談しやすい体制とさまざまな課題に対応できる個別支援を強化して、誰もが安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援していきます。 | 保健福祉課 教育未来課 |

4 就学支援体制の充実

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(就学援助)

- ・ 経済的理由により援助が必要な児童生徒に対し、学用品の一部や学校給食費を援助しており、世帯の経済状況が急激に変化した場合においても、年度途中での申請を可能としています。
- ・ 町の認定基準について、「世帯の所得額が生活保護基準額の 1.1 倍未満」という県内の他自治体と比較しても低い水準であったことから、2021 年度より「1.3 倍未満」へと引き上げました。これにより、より多くの保護者が制度を利用できるようになったところです。
- ・ 制度の利用を必要とする方に情報が行き届くよう周知の徹底に努める必要があります。

(育英資金貸与)

- ・ 向学心があるにも関わらず、経済的な理由で就学が困難な大学・短大・専門学校 of 学生を対象にして、育英資金の貸与を行っています。

【基本方針】

経済的な理由により就学が困難な児童生徒のため、就学援助、育英資金などの支援制度をより利用しやすいものとするとともにその周知徹底を図ります。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|-----------|-----------------------|---------|-------------|---------------|--------|
| 就学援助の周知回数 | 制度の周知を目的とした取組の状況を示す指標 | 広報等掲載回数 | 1 回 | 2 回 | 子ども教育課 |
| 育英制度の周知回数 | | 広報等掲載回数 | 1 回 | 2 回 | 子ども教育課 |

【施策の方向】

就学支援体制の充実



- (1) 就学援助
- (2) 育英資金貸与

(1) 就学援助

- 経済的理由により援助が必要な児童生徒に対して適切に支援できる制度の充実と制度の周知徹底に努めます。

(2) 育英資金貸与

- 向学心があるにもかかわらず経済的な理由で就学が困難な者及び経済状況の変動により

就学が困難になった者に対しても柔軟に支援できる制度にするとともに、制度の周知徹底に努めます。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|----------|---|--------|
| 就学支援事業 | 経済的に困窮している家庭の児童生徒や特別支援学級に在籍している児童・生徒を支援します。 | 子ども教育課 |
| 育英資金貸与事業 | 大学などへ進学する者及び在学中の者で経済的理由により修学が困難な者を支援します。 | 子ども教育課 |

V 人生100年時代の学び

1 生涯学習の展開

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(生涯学習の推進)

- ・ 「だれでも、いつでも、どこでも学べる」生涯学習の機会を継続して町民に提供していくことが必要です。また、参加者の満足度を常に意識した事業を展開することが重要です。この取組により、生涯学習活動への参加率の向上を図り、町民参画による地域社会の形成を促していく必要があります。
- ・ 芸術とスポーツが育む「芸術・スポーツ文化のまち⁴⁴」の実現に向けて、生涯学習活動の活性化を図るためには、優れた技能を有する人材への支援と、そのための仕組みづくりを進めることが重要です。
また、多様化する町民の学習ニーズに応えていくため、行政のみでなく、学校・家庭・地域・企業・NPO⁴⁵などが連携できる仕組みをつくり、活動を支援していく必要があります。
- ・ 生涯学習活動への参加率を向上させることで、生涯にわたって文化・芸術・スポーツに親しむ習慣を身につけ、活動を発展させていくことが望まれます。
また、これらの活動が自立・継続して行えるよう、指導者並びに後継者の育成を目指します。

(図書館の充実)

- ・ 「人生 100 年時代」における図書館には、誰もが生涯を通じて学び続けることができるよう幅広い年代の多様なニーズに対応する機能が求められます。そのため、デジタル資料を含め幅広く資料を収集するとともに ICT を活用した図書館サービスを充実する必要があります。
- ・ 図書館は「すべての人に開かれた場」として、さまざまな理由で読書に困難を感じる方に対しても環境の整備や支援の充実を進める必要があります。
電子書籍を含め、視覚や理解の特性に配慮した資料の収集や、より一人ひとりの状況やニーズに応じたサービスの検討が求められます。
- ・ 中高生を中心とした若者の読書離れは依然として課題であり、読書や図書館利用を促す魅力ある蔵書・事業の充実が必要であります。
- ・ 移動図書館車については、2024 年度に車両を更新し、小型トラック型から軽トラック型に変更しました。積載量は減少したものの、公募で決定した愛称「としょまる」による親しみや新車効果もあり、貸出冊数は増加しました。今後も利用者ニーズに応じた選書により、読書環境の維持・拡充を目指し、移動図書館車の活用目的を達成する必要があります。

⁴⁴ 芸術・スポーツ文化のまち：2007 年町政施行 30 周年の際に、芸術とスポーツ文化を振興することを町内外に表明するものとして町が宣言したもの。郷土の美しい自然と先人によって培われた歴史と伝統に誇りをもち、生涯にわたって芸術やスポーツ活動を通じて自らを育て、互いの個性を开花させ心身ともに健やかで心豊かな人となり、魅力あるまちづくりの実現を目指す。

⁴⁵ NPO (Non-Profit Organization)：民間非営利団体。政府や企業などではできない社会的問題に、非営利で取り組む民間団体。

【基本方針】

生涯学習の推進を図るため、学校・家庭・地域・企業・NPOなどとの連携の強化を推進するとともに、町民のニーズと満足度の把握に努め、町民視点に立った事業を展開します。また、地域社会の情報拠点として、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層の読書活動を支援し、町民の多様なニーズに対応できるよう図書館機能の充実を図ります。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|------------------|--------------------------|------------------------------|------------------------|---------------|-------|
| 講座参加者数 | 生涯学習の充実度を 示す指標 | 講座延べ参加者数 | 延べ 4,022人 (2024) | 延べ 4,100人 | 社会教育課 |
| 生涯学習事業 参加者満足度 | 生涯学習の充実度を 示す指標（アンケート） | （「満足」回答者 数／回答者総数） ×100 | 100% (2024) | 96.0% | 社会教育課 |
| 人口一人当た りの貸出点数 | 図書館の利用状況を 示す指標 | 総貸出点数／人口 | 8.5点 (2024) | 10点 | 図書館 |

【施策の方向】

生涯学習の展開



- (1) 生涯学習の推進
- (2) 図書館の充実

(1) 生涯学習の推進

- 町民が自らの関心や生活課題に応じて、だれでも・いつでも・どこでも学べる環境を整備します。
- 「町生涯スポーツ推進計画」に基づき、スポーツ指導者の育成、障がい者スポーツなどの分野も強化していきます。また、スポーツ関係団体、総合型地域スポーツクラブ⁴⁶の支援を継続し、スポーツ文化の形成に努めます。
- 学校・家庭・地域・企業・NPOなどが互いの強みを生かしながら、共に学び・共に支えるネットワークを形成します。
- 学びの場や機会に関する情報を町民に分かりやすく届けるため、ホームページやSNS、広報紙などを活用した多様な情報発信を行います。
- 多様化する町民ニーズを把握し、行政と町民との協働が促進されるよう、地域学校協働本部サポーターをはじめとするボランティアの育成と確保に努めます。

(2) 図書館の充実

- 子どもたちの心を豊かに育み、また生涯学習時代における「地域社会の情報拠点」として「だれでもが学び、培い、集い、情報を活用できる、暮らしの中の図書館」というコンセプトに基づいて、図書館の充実に努めます。
- 幅広い年代の多様な情報ニーズに対応するため、デジタル資料を含め広く資料の充実を図ります。特に町への理解を深めることができるよう郷土・行政資料の収集に努めます。

⁴⁶ 総合型地域スポーツクラブ：人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。

- 会議室など館内の施設や設備、スペースを活用し、町民のニーズに即した事業やサービスを行うことにより図書館の利用の促進を図ります。また、学校園と連携し、家庭や地域のボランティアと協働することにより、図書館の機能と運営の充実を目指します。
- 「聖籠町こども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちの読書環境づくりを推進します。
- 図書館の各種イベント、資料、テーマ展示等に関する情報をホームページや SNS などさまざまな媒体で効果的に発信し、町民の利用機会を広げます。
- 専門的知識を有する職員を配置し、研修や自己研鑽により資質の向上に努めます。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|----------------|--|-------|
| 企業・団体等との連携 | 企業・団体等が持つノウハウを採り入れた生涯学習事業を展開するため、情報交換・共有の仕組みをつくります。 | 社会教育課 |
| 指導者・後継者育成 | 生涯学習活動の活性化を図るため、指導者研修等を実施します。また、新たな学習参加者の増加を目指し、広報での啓発、定期利用団体との連携を促進します。 | 社会教育課 |
| 町民ニーズ調査の実施及び反映 | 町民のニーズを把握するため、定期的にアンケート調査を実施し、事業の改善に反映させます。 | 社会教育課 |
| 効果的な情報発信 | ホームページや SNS、広報紙等を通じ、学び情報を複数媒体で周知し、ターゲット層に届けます。 | 社会教育課 |
| 本に親しめる環境の整備 | 乳幼児から高齢者まで幅広く本に親しめる環境を整備し、町民の多様なニーズに合わせた運営に取り組みます。 | 図書館 |

2 青少年健全育成の推進

【関連する SDGs】



【現状と課題】

（健全育成体制の充実）

- ・ 青少年が自主性と社会性を身につけて、健全に育っていくためには、家庭生活での家族のコミュニケーションや信頼関係の形成が、青少年が人と人との関わりを深め自己肯定感を育むうえで重要です。それとともに、学校・家庭・地域と連携しながら、「共に育てる（共育）⁴⁷」を進め、それぞれの役割を果たすことが一層必要になっています。
- ・ 青少年育成員や青少年健全育成町民会議、保護司、民生委員・児童委員などを通して、青少年が健全に育つための活動を展開しており、地域の居場所づくり・体験活動の機会拡大など今後も青少年の健全育成のために環境の整備・充実に努めていく必要があります。
- ・ 健全育成や就労・就学、健康などに関する青少年の情報が行政の部署間で共有されていない面があります。町として、より有効な対応を図るために、組織の横断的な連携を強化

⁴⁷ 共育：親・教師・学校など教育権を持つ主体だけでなく、多様な立場や領域の人や組織が連携して教育を担うこと。

する必要があります。

- ・ スマートフォンなどメディア媒体による非行、犯罪やネットトラブル、いじめなどが増加する懸念があります。この問題への対策としては、青少年がインターネット等を適切に活用できるよう、大人も含めたメディアに関する意識改革と、学校・家庭・地域との連携による取組が必要です。

【基本方針】

青少年が自らの可能性を信じ、社会の一員として主体的に生きる力を育むために、家庭・学校・地域・行政が一体となって支援する体制整備はもとより、青少年健全育成町民会議や保護司会、民生委員児童委員協議会との協力や、行政組織等との横断的な連携を強化し、地域社会の環境の整備・充実と青少年の健全育成に向けた取組を推進します。

また、メディア媒体に起因する非行、犯罪を防止するため、メディアに関する正しい知識の啓発を行うとともに学校・家庭・地域との連携の強化を推進します。

＜施策目標（分野別目標）＞

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|------------------|------------------------|--------|----------------|---------------|-------|
| 青少年健全育成 実施事業数 | 青少年の非行等の実態と対策の周知度を示す指標 | 実施事業数 | 3事業 (2024) | 4事業 | 社会教育課 |
| 週末体験くらの 参加者数 | 体験活動の機会の充実度を示す指標 | 延べ参加者数 | 427人 (2024) | 430人 | 社会教育課 |

【施策の方向】

青少年健全育成の推進



(1) 健全育成体制の充実

(1) 健全育成体制の充実

- 青少年育成員や青少年健全育成町民会議、保護司、民生委員・児童委員などとの協力で、情報提供や地域社会の環境整備に努めます。
- 青少年が地域社会の中で人との関わりを学び、社会性・自立心・共感力を育てることができる環境を整備します。
- 保護司、民生委員・児童委員、こどもソーシャルワーカーなどとの協力や行政組織等の横断的な連携を強化し、若者の自立支援に努めます。
- 青少年健全育成町民会議をはじめ関係組織間での情報共有を図るとともに学校・家庭・地域との連携を推進し、広範囲にわたる非行防止ネットワークの構築を目指します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|-------------|---|-------|
| 社会環境整備・充実事業 | 青少年の動向に関する情報提供・共有を目的とした会議を開催するとともに、有害図書等の実態把握やこども110番の家 ⁴⁸ の充実を図ります。 | 社会教育課 |
| 青少年非行防止連携事業 | 青少年健全育成町民会議をはじめ関係組織間での情報共有を図るとともに学校・家庭・地域との連携を推進し、広範囲にわたる非行防止ネットワークの構築に努めます。 | 社会教育課 |
| 青少年健全育成事業 | 地域が一体となり、青少年による非行・犯罪の防止に取り組む意識啓発を図るための事業を実施します。 | 社会教育課 |
| 放課後子ども対策事業 | 週末体験くらぶなどの事業を推進し、各種体験教室の拡充を図ります。 | 社会教育課 |

3 文化の振興

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(文化の創造・遺産の保存)

- ・本町では、芸術鑑賞会や講演会、文化・芸能祭などの催しが実施されているものの、町民の参加者数が十分に伸びていないという課題があります。町民の参加者数を向上させるため、ニーズの調査・把握や宣伝・周知の方法を充実させていく必要があります。
また、芸術振興のため、関係団体の文化、芸能祭などへの参加促進や世代間の交流により、さらなる活性化を図る必要があります。
- ・本町の歴史的財産として文化財を保護していくため、専門職員を配置し、建物や施設の所有者の理解を得ながら的確な調査や維持管理をしており、今後も埋蔵文化財や地域に伝承されてきた無形文化（祭り・風習・芸能）の保存・継承に関しては、所有者・地域団体の理解・参画をさらに促進していく必要があります。
- ・地域の集落に伝わる祭りや芸能・風習が、高齢化・担い手不足・地域構造の変化・資金不足等により、継続が危ぶまれているケースがあります。集落に伝えられてきた祭りや良き風習が失われないよう、既存の芸能文化を守るとともに、新たな文化においても支援を継続する必要があります。

【基本方針】

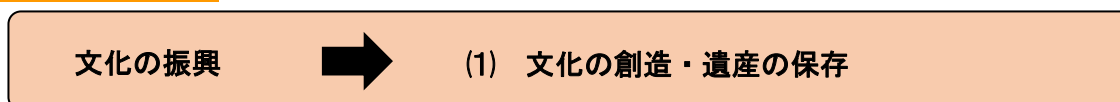
文化は町民の心を豊かにし、地域の誇りと魅力を形づくるものであります。先人の築いた豊かな文化は、次世代へ継承すべき地域資源であることから、文化財の保護、管理や民俗資料館での効果的な展示に努めるとともに、「地域の教育力再生」の一環として、町民が多様な文化活動に親しみ、創造的な文化を育むとともに、地域の良き風習の継承や集落住民間の結びつき、伝統芸能の担い手の育成などに向けた支援を行います。

⁴⁸ こども 110 番の家：子どものための緊急避難所設置の取り組み、その取組によって設置された避難所

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|-----------------|---------------------|--------------------------------|------------------|---------------|-------|
| 文化会館事業 の来場者数 | 芸術文化振興の状 況を示す指標 | 来場者数 | 6,737人 (2024) | 6,800人 | 社会教育課 |
| 民俗資料館利 用者数 | 民俗資料館等の充 実度を示す指標 | 来館者（資料展示 館含む）及び出前 授業参加者数 | 559人 (2024) | 650人 | 社会教育課 |

【施策の方向】



(1) 文化の創造・遺産の保存

- 町民が気軽に文化・芸術に親しみ、多様な文化体験を通して心豊かな時間を過ごせる環境を整備します。
- 本町の誇れる歴史的価値を掘り起こし、次世代に受け継ぐとともに、地域の誇りとして発信します。
- 町民の芸術文化活動の支援を図り、町民が自ら芸術文化を創造し、発表できる環境の充実に努めます。
- 文化的遺産の保存管理及びその所有者への支援保護の体制づくりの推進に努めます。
- 町の民俗資料館等に、漁村・農村の暮らしの歴史を保存・展示し、町民が歴史を学び地域に誇りを持てる環境を整備します。
- 本町内に点在している歴史的財産について、町全体の文化的つながりを可視化し、歴史文化の発信に努めます。
- 本町の文化・伝統の継承・創造・発展の担い手を地域で支え育てる体制づくりを推進し、支援します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|----------------|--|-------|
| 芸術文化鑑賞の推進事業 | 豊かな感性を育むため芸術鑑賞や講演会を開催します。 | 社会教育課 |
| 文化的遺産の保存支援整備事業 | 本町の遺産として文化財を発掘、保護し、保存管理に努めます。 | 社会教育課 |
| 伝統芸能、新たな文化の支援 | 伝統芸能の担い手や、新たな文化活動を育成、支援します。 | 社会教育課 |
| 歴史と文化の拠点づくりの推進 | 民俗資料館の整備、文化財の保護、資料収集、保管展示や調査研究の専門職員を配置します。 | 社会教育課 |

第4章 豊かさと活力を創出する産業の振興

| | | |
|---------------------------|------------------------|---|
| I 農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強化 | 1 担い手の確保・育成と生産基盤の整備 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 新規就農者対策 (2) 多様な担い手の確保・育成 (3) 生産基盤の整備 (4) 遊休農地対策 (5) 農地集積対策 |
| | 2 良質な農産物の安定生産と経営安定化の支援 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 担い手の経営安定対策 (2) 高付加価値品の生産・販売促進 (3) ふるさと納税制度を活用した農産物の販路拡大 (4) 観光農業の推進 (5) 稲作を中心とした複合周年経営の振興 |
| | 3 安定して続けられる漁業の促進 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 豊かな漁場づくりの継承 (2) 漁業施設の周辺整備 |
| | 4 町内資源の有効活用及び他産業との協働 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 食品産業・観光産業との連携による価値創造 (2) 通年にわたる食育の促進 (3) 農業・農村の多面的機能の維持及び発揮・継承 |
| II 地域資源を活かした魅力あふれる観光 | 1 観光資源の保全と魅力向上 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 観光客を迎える環境づくり (2) 観光イベントの充実 |
| | 2 観光交流の総合的な推進 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 周辺施設と地場農産物を活かした観光ビジネスの活性化 (2) 新たな観光資源の整備・PR |
| III 地域の未来をけん引する商工業 | 1 中小企業の活性化と新潟東港の振興 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 中小企業活性化支援 (2) 小規模企業の振興 (3) 新潟東港の振興と港湾機能の充実 (4) 町内産業の認知による活性化 |
| | 2 地域に根ざす多様な産業の連携・協働 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の魅力を活かした商品の開発・製造・販売 (2) 商業エリアの見直し・活性化 |

I 農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強化

1 担い手の確保・育成と生産基盤の整備

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(新規就農者対策)

- ・ 高齢化や後継者不足により農業従事者の減少が進む中、これまで継承されてきた農地や経験豊かな農業従事者の持つ知識・技術を残していくため、新たな農業参入希望者を確保する対策が必要となっています。

(多様な担い手の確保・育成)

- ・ 農業従事者の減少に伴い、中心的な担い手へ経営資源の集中が加速すると考えられることから、さまざまな課題に対応できる広い視野と経営感覚を持つ多様な担い手の育成が必要となっています。
- ・ 担い手への農地等の集積に伴い、経営の大規模化・効率化を進展するための組織化が必要となっています。

(生産基盤の整備)

- ・ 全体的な経営耕地面積が減少している中、農地の保全を図る必要があります。また、化学肥料の多用によって水田地力が衰退し、生産物の品質低下が懸念されます。
- ・ 必要なほ場整備とともに、法人や組織営農等における農業機械の導入支援及び有機質利用による早急な土壌改良に取り組む必要があります。

(遊休農地対策)

- ・ 遊休農地対策は、発生防止と解消に向けて、組織的な対応と全町的な取組が重要となっています。

(農地集積対策)

- ・ 概ね 10 年先を見据えた地域計画⁴⁹や基盤整備事業の推進に係る話し合いの中で、農業経営の縮小やリタイアを考える高齢の農業従事者が増えていることから、その農地を担い手に集積するとともに、農地の集約を図る取組が必要となっています。

【基本方針】

農地などの農業資源のかん養とその保全に向けた取組を強化するとともに、それを支える担い手の確保及び育成並びに担い手への農地の集積を推進します。

⁴⁹ 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）：地域の話し合いにより策定される将来の農地利用の姿を明確化した設計図であり、概ね 10 年後を見据え、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを地域の話し合いに基づきまとめた計画。

＜施策目標（分野別目標）＞

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|----------|-------------------|-------------------------|-------------------|--------------------|----------------|
| 新規就農者の確保 | 新規就農者の状況を示す指標 | 認定新規就農者となった人数（5年間の累計） | 7人 (2020～2024) | 10人 (2026～2030) | 産業観光課 |
| 遊休農地面積 | 遊休農地の改善状況を示す指標 | 遊休農地の総面積 | 6.4ha (2024) | 4.5ha | 産業観光課 農業委員会 |
| 農地集積率 | 担い手への農地の集積状況を示す指標 | 全ての担い手の経営農地 / 全農地 × 100 | 73.5% (2024) | 90% | 産業観光課 農業委員会 |

【施策の方向】

担い手の確保・育成と生産基盤の整備



- (1) 新規就農者対策
- (2) 多様な担い手の確保・育成
- (3) 生産基盤の整備
- (4) 遊休農地対策
- (5) 農地集積対策

(1) 新規就農者対策

- 農業従事者の高齢化や後継者問題が進んでいることを踏まえ、新規就農者などの多様な担い手の確保と育成対策を推進します。
- 担い手の不足は、遊休農地（耕作放棄地）の発生といった問題とも深く関わっています。そのため、新規就農者等の新たな担い手の確保・育成を推進するとともに、担い手のいなくなった農地をこうした新たな担い手に結び付ける取組も検討します。

(2) 多様な担い手の確保・育成

- 専業・兼業農家、高齢農家など多様な構成員からなる地域農業を持続的な地場産業として推進するため、中心的な担い手として集中していく経営資源の受け皿となる認定農業者⁵⁰や認定新規就農者、法人など、多様な担い手の確保・育成を図るとともに、その経営の安定に向け支援に努めます。
- 担い手の減少に伴い、限られた担い手への農地集積が加速していきます。これにより経営の大規模化や生産コストの削減、作業の効率化の観点から、法人化等の組織化やスマート農業⁵¹の導入が重要な取組となるため、その動きを支援します。

(3) 生産基盤の整備

- 水田農業におけるほ場は、大型化と稲作以外の作物に対応できる汎用化が求められている現状から、基盤整備事業が継続して推進されるよう県等へ働きかけます。
また、農地や農業用水、農業用排水施設等は、農業生産活動にとって重要な生産資源であり、国土・環境保全、水源のかん養、水田が持つ保水による防災機能、やすらぎなど、広く町民の暮らしを支える多面的機能を発揮してきました。そして、長い歴史・文化の中で、地域に住む人々の協働により、維持保全が図られてきており、こうした農地等を公的

⁵⁰ 認定農業者：農業経営基盤強化法に基づく農業経営改善計画が、聖籠町農業経営改善協議会の審査に付され、その計画が認定された農業者

⁵¹ スマート農業：ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。（農林水産省ホームページより）

な観点から保全します。

さらに、有機質資源を活用した土づくりの促進に努め、自然循環型機能の維持増進を図るため、補助制度も取り入れた有機質資源利活用対策を推進します。

(4) 遊休農地対策

- 遊休農地は、農産物のみならず生活環境への影響も懸念されるため、農地が有効活用されるよう所有者に是正を促します。また、社会的な問題として認識し、関係機関との連携を図り、組織的な施策を講じて解消に努めるとともに活動の支援を推進します。
- 農業委員による農地の巡回や、農地の適正な管理へ向けた指導を行う等、遊休農地の解消に努めます。

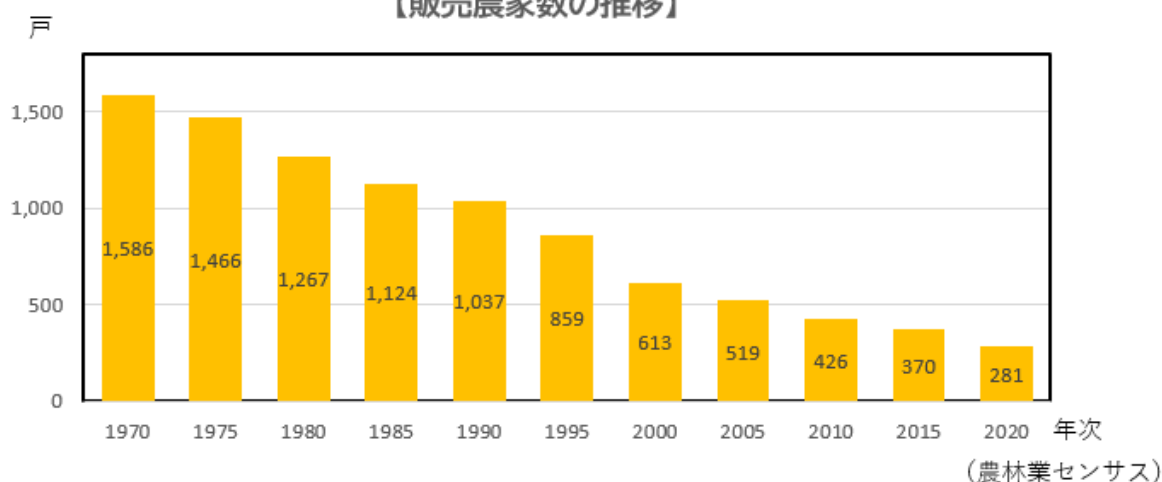
(5) 農地集積対策

- 農地中間管理事業を活用して、認定農業者等への農地集積を促進します。また、地域計画や基盤整備事業を推進する過程で、地域の担い手に農地を集積するとともに農地の集約を図り、併せて遊休農地の解消や耕作放棄地発生防止に努めます。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|-----------------|--|----------------|
| 農地のマッチング事業 | 主に果樹経営における新規就農者や規模拡大を目指す担い手が、必要な農地を確保できるよう、離農等で担い手のいなくなる農地とのマッチングを支援します。 | 産業観光課 農業委員会 |
| 担い手育成事業 | 生産法人・女性認定農業者・新規就農者等の育成を推進するとともに、経営の組織化に向けた取組を支援します。 また、販路拡大や担い手確保の取組を支援します。 | 産業観光課 |
| 有機堆肥利用助成事業 | 有機農法や減化学肥料栽培に取り組む農業者に対して助成します。 | 産業観光課 |
| 生産基盤の整備 | ほ場整備や有機質利用による土壌改良などへの取組に対して助成します。 | 産業観光課 |
| 遊休農地（耕作放棄地）対策事業 | 遊休農地の管理・保全の指導及び農地と周辺農地環境保全の活動に対して助成します。 | 産業観光課 農業委員会 |
| 農地中間管理事業 | 農地中間管理機構を通して、担い手へ農地を貸し付けた方などを対象に助成します。 | 産業観光課 農業委員会 |

【販売農家数の推移】



2 良質な農産物の安定生産と経営安定化の支援

【関連する SDGs】



【現状と課題】

（担い手の経営安定対策）

- ・ 近年、肥料や飼料などの生産資材の価格は上昇し、高い水準が継続しているほか、国際情勢の変化などに伴う農産物価格の急激な変動が懸念されることから、その対策が必要となっています。

（高付加価値品の生産・販売促進）

- ・ 食の安全・安心志向がますます強まる中、減農薬減化学肥料栽培が求められ、有機質資源を活用した栽培も注目されています。また、農産物加工センターを有効活用した聖籠産農産物を原料とする加工商品の開発などの6次産業化や農産物のブランド化など、付加価値を高めるための取組が必要とされています。
- ・ ふるさと納税制度⁵²などを通じ、農産物のPRや販路の拡大に積極的に取り組む農業者への支援が必要とされています。
- ・ 聖籠地場物産館について、老朽化の著しい現状の建物の建替が必要となっています。

（観光農業の推進）

- ・ 経営の安定と活力のある農業経営を図るため、果樹園を主体とした観光農業を促進する必要があります。

（稲作を中心とした複合周年経営の振興）

- ・ 周年的に安定した農業経営を実現するため、稲作を中心とした複合経営を振興する必要があります。

【基本方針】

農産物直売所の拡充を図ります。また、水稻を基幹作物としつつ、地域の特性を生かした砂丘地農業や果樹を中心とした観光農業等の複合経営への転換を促進し、農業経営の安定を図るための加工品の開発や農産物の高付加価値化に関する取組を推進します。

⁵² ふるさと納税制度：自らが選んだ都道府県、市区町村へ寄附することにより、その寄附金額の一部が自身の所得税及び住民税から控除される制度。生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設された。

< 施策目標（分野別目標） >

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|-----------|----------------------|--------------------------------|--------------------|---------------|-------|
| 担い手の経営安定化 | 担い手の状況を示す指標 | 基本構想水準 ⁵³ を達成する経営体数 | 36 経営体 (2024) | 57 経営体 | 産業観光課 |
| 観光農園入込客数 | 観光農園への観光入込客数の状況を示す指標 | 観光農園入込客数 | 61,800 人 (2024) | 73,000 人 | 産業観光課 |

【施策の方向】

良質な農産物の安定生産
と経営安定化の支援



- (1) 担い手の経営安定対策
- (2) 高付加価値品の生産・販売促進
- (3) ふるさと納税制度を活用した農産物の販路拡大
- (4) 観光農業の推進
- (5) 稲作を中心とした複合周年経営の振興

(1) 担い手の経営安定対策

- 担い手の農業経営の安定を図るため、必要に応じた各種対策を関係機関等と協力・連携しながら講ずるよう努めます。

(2) 高付加価値品の生産・販売促進

- 消費者ニーズに応じた売れる農産物の生産や有機栽培、個人でのブランド展開など、高付加価値品の生産に積極的に取り組む農業者を支援するとともに、農産物加工センターを有効活用した特産品の開発を積極的に推進します。
- 本町農産物の安全・高品質を生産者等が自ら消費者にアピールし、顧客の確保や販路の拡大を図る取組への支援を進めます。
- 老朽化の著しい聖籠地場物産館の建物を建て替え、利便性や魅力の向上を通じて、地場農産物の販売を促進します。

(3) ふるさと納税制度を活用した農産物の販路拡大

- ふるさと納税制度を活用し、町の果樹・米・野菜等の農産物を返礼品として活用することで、町農産物のPRと販路拡大を推進します。

(4) 観光農業の推進

- 果樹を主体とした従来の観光農業を一層促進するため、それぞれの観光農園で行っている新品種や新たな栽培技術の導入、個人でのブランド化など、独自の取組を支援するとともに、農産物加工センターと連携した、聖籠産農産物を原材料とした新商品の開発を推進します。

(5) 稲作を中心とした複合周年経営の振興

- 水稻を基幹作物としつつ農業経営を安定させるため、果樹栽培、園芸栽培などの拡大を促進するとともに、集団化・団地化を進め、質・量の向上を図ります。また、農業団体と

⁵³ 基本構想水準：農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、町が定めている「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」における効率的かつ安定的な農業経営とされる基準。

の連携により、技術指導や経営指導の実施を、さらには、流通販売経路の開拓を推進します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|----------------|---|----------------|
| 農林水産業総合振興事業 | 農業機械設備の購入及びリースに対して助成し、経営安定を図ります。 | 産業観光課 |
| スマート農業支援事業 | スマート農業導入に向けた取組を支援します。 | 産業観光課 |
| 農産物加工センターの活用支援 | 農産物加工センターのマネジメント ⁵⁴ 強化を目的として、経営資源を見直すなど改善を図り、多くの方から活用されるよう支援します。 | 産業観光課 |
| 農産物販売拡大支援事業 | ふるさと納税制度（返礼品）や物販イベントなどを活用して、町農産物（果樹・米・野菜等）のPRを行うとともに顧客や販路の拡大等を進める農業者への支援を推進します。 | 産業観光課 総合政策課 |
| 複合経営の振興支援事業 | 水稻を基幹作物としつつ、今後は果樹、園芸栽培などの拡大を促進するため、質、量の向上と販売体制などの経営指導が受けられる振興策について支援します。 | 産業観光課 |

3 安定して続けられる漁業の促進

【関連する SDGs】



【現状と課題】

（豊かな漁場づくりの継承）

- ・ 漁業資源の減少は、漁業離れの大きな要因となっているため、継続的な漁業資源づくりが必要とされています。

（漁業施設の周辺整備）

- ・ 漁船や漁具などの保管及び保全のため、船だまりはもとより、周辺の野積場や網干場などの整備は必要不可欠であり、その維持が課題となっています。

【基本方針】

豊かな漁場づくりや漁業関連施設の整備を進め、安定して続けられる漁業の促進を図ります。

< 施策目標（分野別目標） >

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|-------|-----------------------|---------------|-------------------|---------------|-------|
| 種苗放流量 | 種苗放流による水産資源の確保状況を示す指標 | ヒラメなどの放流種苗の数量 | 14,500尾 (2024) | 14,500尾 | 産業観光課 |

⁵⁴ マネジメント：経営などの管理をすること。

【施策の方向】

安定して続けられる漁業の促進



- (1) 豊かな漁場づくりの継承
- (2) 漁業施設の周辺整備

(1) 豊かな漁場づくりの継承

- 増養殖事業・移植漁場造成事業・沿岸漁業資源調査の促進など資源管理型漁業を促進するとともに、漁礁や産卵礁の整備を関係機関と連携を図りながら推進し、漁業資源を守る漁場づくりを支援します。

(2) 漁業施設の周辺整備

- 網代浜、次第浜の船だまり及び周辺の漁業施設の整備を関係機関と連携して促進します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|-----------------------------------|---|-------|
| ヒラメなど種苗購入・放流事業 | ヒラメなどの稚魚を購入し、漁業協同組合と連携して放流事業を実施します。 | 産業観光課 |
| 加治川河口及び次第浜船だまり浚渫 ⁵⁵ 事業 | 漁船の航行に支障をきたす、堆積した土砂を浚渫 ^{しゅんせつ} します。 (加治川河口及び船だまり) | 産業観光課 |

4 町内資源の有効活用及び他産業との協働

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(食品産業・観光産業との連携による価値創造)

- 聖籠産農産物の素晴らしさを知っていただくためには、観光産業など他産業との協働が欠かせません。そのため、「食」という大きな吸引力を地元の新鮮な農産物を使って大いに発揮し、町外への情報発信をいかに有効に実施するかが課題となっています。

(通年にわたる食育の推進)

- 消費者や子どもたちに安全・安心で、美味しい農産物の栽培過程をはじめ総合的な食育を行うことにより、町の資源の大切さを伝えていくことが必要となっています。

(農業・農村の多面的機能の維持及び発揮・継承)

- 農業は、元来自然環境の中で営まれるものであることから、自然環境の保全はもとより田園の持つ景観の美しさや、災害から地域を守るといった国土保全機能なども維持及び発揮・継承していく必要があります。

【基本方針】

消費者や子どもたちに総合的な食育を行うことにより、自然環境の大切さや町内農産物の素晴らしさを知っていただくとともに、観光産業との協働を推進します。

⁵⁵ 浚渫（しゅんせつ）：河川や港などの水底の土砂をさらうこと。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|----------------------------|----------------|-------------------------------------|-----------------|---------------|--------|
| 学校給食等への地産地消率 (再掲) | 地産地消の推進状況を示す指標 | 聖籠町共同調理場で使用する本町産の野菜、果物及び米の割合 | 43.5% (2024) | 45% | 子ども教育課 |
| 食育を通じた交流事業実施数(農産物) (再掲) | 食育振興の状況を示す指標 | 生産者等と幼稚園・小学校・中学校との会食年間実施回数(各園・学校1回) | 3回 (2024) | 5回 | 子ども教育課 |

【施策の方向】

町内資源の有効活用及び
他産業との協働



- (1) 食品産業・観光産業との連携による価値創造
- (2) 通年にわたる食育の推進
- (3) 農業・農村の多面的機能の維持及び発揮・継承

(1) 食品産業・観光産業との連携による価値創造

- 聖籠産農産物を利用した特産加工品の開発を推進するとともに、観光施設などを通じて良質な聖籠産農産物を使用したメニューを提供することによってリピーター⁵⁶やロコミ⁵⁷などによる拡大販売が進むよう、食品産業と観光産業との連携による新たな価値をつくりあげること努めます。

(2) 通年にわたる食育の推進

- 四季折々の野菜・果物などの栽培や収穫祭、子どもの夏休みを利用した自由研究題材の提供など、一年を通じた食育を推進するとともに、町内学校給食への食材提供をさらに推進し、子どもたちへ地場農産物のすばらしさを伝えていくよう努めます。

(3) 農業・農村の多面的機能の維持及び発揮・継承

- 農地を農業生産の場としてだけでなく、地域住民や都市住民が景観の美しさなどを体感できる環境として保全するため、農業施設(農業用排水路施設、農業用道路など)の整備に努めるとともに、農業・農村の有する多面的機能の維持及び発揮・継承を図るための地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|----------------------|--|----------------|
| 食育の支援事業 (再掲) | 「食」に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活が実践できるよう、家庭・地域・学校園・職場での取組を支援します。また、地域の食文化が継承されるよう、地場農産物を給食に取り入れます。 | 保健福祉課 教育未来課 |
| 派川加治川水環境保全 事業(再掲) | 新発田市などとの協議会により、派川加治川の農業水利施設の保全管理を行い、景観と生態系の保全を図ります。 | 産業観光課 |
| 多面的機能支払交付金 事業 | 農業、農村の有する多面的機能の維持及び発揮・継承を図るため、地域の共同活動を支援します。 | 産業観光課 |

⁵⁶ リピーター：同じ場所を再び訪れる人、また、同じ商品を気に入って再度購入する人など。

⁵⁷ ロコミ：「口頭でのコミュニケーション」の略。うわさ・評判などを口伝えに広めること。

Ⅱ 地域資源を活かした魅力あふれる観光

1 観光資源の保全と魅力向上

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(観光客を迎える環境づくり)

- ・ 海洋レクリエーション施設、公園、神社仏閣などの観光資源の周辺整備が必要となっています。

(観光イベントの充実)

- ・ 住民参加型のイベントをはじめとして、町外からの観光客も楽しめるイベントの充実が望まれています。

【基本方針】

観光資源を活かした事業を推進するとともに、その周辺整備を行い、魅力向上に努めます。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|--------------|----------------|--------------------------------|--------------------|---------------|-------|
| 観光入込客数 | 観光振興対策の状況を示す指標 | 観光統計資料 (年間) | 30 万人 (2024) | 34 万人 | 産業観光課 |
| 海のにぎわい館の来館者数 | 交流の状況を示す指標 | 海のにぎわい館を利用した延べ人数(来館、会議室利用など含む) | 17,039 人 (2024) | 20,000 人 | 産業観光課 |

【施策の方向】

観光資源の保全と魅力向上



- (1) 観光客を迎える環境づくり
- (2) 観光イベントの充実

(1) 観光客を迎える環境づくり

- 公衆トイレの改修や新設、駐車場の拡張及びその他関連施設の新設・整備を引き続き検討します。

(2) 観光イベントの充実

- 夏まつりをはじめ、地引網などの住民参加型・主導型のイベントや他産業との協働によるイベントを推進します。また、特色あるイベントを企画・PRすることにより、人と人

とのふれあいの場を増やし、聖籠町ファン、リピーターづくりに努めます。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|-----------------------------|---|----------------|
| 海洋レクリエーション施設周辺活性化事業 (再掲) | 海洋レクリエーション施設を核としたイベントなどを計画し、町内外に聖籠町の海の魅力をPRするとともに、釣り客、観光客、漁業者及びプレジャーボート利用者などとの交流を促進し、地域の活性化を図ります。 | 産業観光課 東港振興室 |
| イベント等支援事業 | イベントの支援及び特産物の開発、販売に係る経費に対して補助します。 | 産業観光課 |

2 観光交流の総合的な推進

【関連するSDGs】



【現状と課題】

(周辺施設と地場農産物を活かした観光ビジネスの活性化)

- 自然景観、観光農園などを活かした広域観光への取組の促進が必要となっています。

(新たな観光資源の整備・PR)

- インバウンド⁵⁸やクルーズ船の寄港などによる新たな客層に対応するため、魅力的な自然環境を活かしながら、新たな観光資源の開発やPRについて検討が必要となっています。

【基本方針】

観光農園などを活かした広域観光への取組を引き続き促進するとともに、新たな観光資源の調査・整備を推進します。

<施策目標(分野別目標)>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|-------------|--------------------|----------------------|----------------|---------------|-------|
| 広域観光コースの設定数 | 広域的な観光振興対策の状況を示す指標 | 町外から町内への通過型観光コースの設定数 | 1コース (2024) | 1コース | 産業観光課 |

【施策の方向】

観光交流の総合的な推進



- 周辺施設と地場農産物を活かした観光ビジネスの活性化
- 新たな観光資源の整備・PR

(1) 周辺施設と地場農産物を活かした観光ビジネスの活性化

- 新発田市・胎内市・聖籠町定住自立圏などで周辺観光スポットとの広域的な観光ルート

⁵⁸ インバウンド：外国人が訪れてくる旅行。

の検討を進めるとともに、季節ごとの果樹の花見観光及びもぎ取り体験ツアーなどによる誘客活動を促進します。

(2) 新たな観光資源の整備・PR

- 自然環境を活かした遊歩道、サイクリングロードの整備や新たな観光スポットの企画開発を進めるとともに、「めだかが泳ぎ、蛍が舞う豊かな自然環境の町づくり」を関係機関と連携しながら推進します。

また、総合的な観光情報の提供について、場所や手段等を検討します。

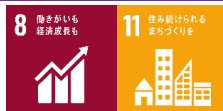
【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|-------------|-------------------------------------|-------|
| 町観光協会運営補助事業 | 町観光協会の運営費及び各種イベントの支援に係る経費に対して補助します。 | 産業観光課 |

Ⅲ 地域の未来をけん引する商工業

1 中小企業の活性化と新潟東港の振興

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(中小企業活性化支援)

- ・ 長期にわたる景気の低迷は、本町立地企業への経営環境に悪影響を与え、今後も急激な景気浮揚が見込めない経済状況下において、経営基盤の強化や多様な消費者ニーズに対応できる経営体の構築に向けた支援体制の強化を図ることが必要となっています。

(新潟東港の振興)

- ・ 新潟東港工業地帯の未操業企業への早期操業及び既立地企業の新たな設備投資について、継続的に促進していくことが重要となっています。
- ・ ゴルフ場跡地について、地域経済の活性化や雇用創出の観点から工業用地としての利活用が促進されることが重要となっています。

(町内産業の認知による活性化)

- ・ 町内の企業がどのような事業を行っているかを町民や事業者が知るにより、町民の産業への理解や事業者同士の取引を活発にし、町内産業の活性化を推進することが望まれています。

【基本方針】

本町の発展を支える商工業の活性化支援、新潟東港の振興による地域経済の活性化及び町内産業認知による活性化を推進します。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|--------------------------|------------------------------------|--|--|--|-------|
| 町内起業・創業 企業数 | 町内における 地域経済の活 性化の状況を 示す指標 | 聖籠町小規模企業 起業・創業支援事 業補助金の交付件 数（5年間累計） | (法人) 6 社 (個人) 15 社 (2020～ 2024) | (法人) 5 社 (個人) 15 社 (2026～ 2030) | 産業観光課 |
| 新潟東港工業地 帯等への設備投 資金 | 町内における 産業活動の状 況を示す指標 | 東港工業地帯等の 立地企業による新 規進出または規模 拡大の件数 (5年間累計) | 37 件 (2020～ 2024) | 40 件 (2026～ 2030) | 東港振興室 |

【施策の方向】

中小企業の活性化と
新潟東港の振興



- (1) 中小企業活性化支援
- (2) 小規模企業の振興
- (3) 新潟東港の振興と港湾機能の充実
- (4) 町内産業の認知による活性化

(1) 中小企業活性化支援

- 中小企業の経営を支援・強化するため、設備の改善、新技術の模索、設備資金や運転資金に必要な各種融資制度の充実と専門家による経営診断や経営指導など、マネジメントに係る指導体制の強化充実を図ります。

また、地域産業や経済の活性化を図るため、商工業団体等が行う商工業振興事業並びに組織の育成強化等団体育成事業に対する支援を行います。

(2) 小規模企業の振興

- 小規模企業の振興を図るため、「聖籠町小規模企業振興基本条例⁵⁹」に基づく「小規模企業振興基本計画⁶⁰」を見直し、施策を総合的かつ計画的に推進します。

(3) 新潟東港の振興と港湾機能の充実

- 企業立地促進制度の周知や企業への訪問活動等により早期進出と設備投資を促すとともに、時代の趨勢に合わせた優遇制度の継続的な見直しを行います。
- 他自治体及び関係機関との連携を強化し、新潟東港の首都圏港湾バックアップ機能のPR等や、老朽化対策の促進により、新潟東港地域の発展を促進します。
- 県内外の企業に対し、新潟東港地域の優位性を広くPRすることで新潟港（東港区）の利用促進を図ります。
- ゴルフ場跡地が地域経済の活性化や雇用創出の観点から、早期に工業用地として整備され、企業進出が促進されるよう関係者へ要望します。

(4) 町内産業の認知による活性化

- 工場等への見学会や事業者による視察会を実施し、町民の産業への理解や、事業者同士の取引の活性化を推進します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|------------|---|-------|
| 町商工会運営支援事業 | 聖籠町商工会運営全般に対して補助します。 | 産業観光課 |
| 制度資金事業 | 運転資金などの低利貸付を図るための金融機関への預託、借り受け者に対する利子及び保証料を補給します。 | 産業観光課 |
| 人材育成補助金制度 | 中小企業の従業員などの人材育成を目的とした、研修会の受講などに係る経費に対して補助します。 | 産業観光課 |

⁵⁹ 聖籠町小規模企業振興基本条例：小規模企業の振興に関し、基本理念、その他の基本となる事項を定めるとともに、聖籠町の責務等について定めた条例。

⁶⁰ 小規模企業振興基本計画：聖籠町小規模企業振興基本条例に基づき、小規模企業の振興のために町が取り組むべき各種支援を定めた計画。5年ごとに見直しを図る。

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|------------|---|----------------|
| 小規模企業振興事業 | 小規模企業振興基本計画に基づく施策を推進し、小規模企業の振興を図ります。 | 産業観光課 |
| 起業・創業支援事業 | 町内における小規模企業の起業・創業を促進するとともに、雇用創出を図ります。 | 産業観光課 |
| 地域経済活性化事業 | 定住・移住者（U・I ターン）の住宅整備や空き家の改修費用を補助することにより、快適な暮らしを推進し、町内事業者の活性化を図ります。 | 産業観光課 |
| 企業に対する優遇制度 | 企業立地促進制度の周知や企業への訪問活動等により早期進出と設備投資を促すとともに、時代の趨勢に合わせた優遇制度の継続的な見直しを行います。 | 東港振興室 |
| 自治体連携事業 | 関係する自治体連携により、新潟港（東港区）の振興と地域内の多様な産業集積を生かした地域経済の活性化を図ります。 | 東港振興室 |
| 企業見学事業 | 工場等への見学会や事業者による視察会を行い、町民による産業への理解、事業者同士の取引の活性化を推進します。 | 東港振興室 産業観光課 |

2 地域に根ざす多様な産業の連携・協働

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(地域の魅力を生かした商品の開発・製造・販売)

- ・ 農水産業、観光業との横の連携強化や、新潟東港工業地帯の食品関連企業との協働を検討する必要があります。

(商業エリアの見直し・活性化)

- ・ 町内の事業者が組織的に運営できる場の検討及び他産業との協働への可能性を検討していく必要があります。

【基本方針】

本町立地企業などの協働により、農水産物を利用した商品開発を促進するとともに、事業者が組織的に運営できる場の検討を進めます。

< 施策目標（分野別目標） >

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|--------|--|--------------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------|
| 特産品の開発 | 農産物を利用した付加価値の高い加工品・特産品の開発・製造の促進状況を示す指標 | 農産物加工センターでの特産品の開発個数 (5年間累計) | 0 商品 (2020～ 2024) | 8 商品 (2026～ 2030) | 産業観光課 東港振興室 |

【施策の方向】

地域に根ざす多様な産業の連携・協働



- (1) 地域の魅力を生かした商品の開発・製造・販売
- (2) 商業エリアの見直し・活性化

(1) 地域の魅力を生かした商品の開発・製造・販売

- 地域で採れる新鮮な農産物・水産物を使用した加工食品などを開発し、本町の特産品としての付加価値化の推進を図るなど、地域資源や地場産業を活用した企業の振興や商品開発の支援に努めます。

(2) 商業エリアの見直し・活性化

- 蓮野インターチェンジ周辺及び国道 113 号線沿いにおいて、既存施設の有効活用を検討しつつ商業集積環境の整備を促進することで、より効果的で応用力のある商業活動への支援を図ります。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|---------|--|----------------|
| 異業種交流事業 | 経営や経済交流に役立つ情報交換等のできる場を提供し、異業種交流を促進します。 | 産業観光課 東港振興室 |

第5章 持続可能な行財政運営

| | | |
|-----------------------------------|---------------------------------|--|
| I 多様な人々がつながり、誰もが活躍できる地域づくり | 1 町民参画と協働 | (1) 町民と行政のパートナーシップの確立 (2) 情報公開の推進 (3) 多様な主体との連携・協働 (4) 地域活動の推進・活動環境の整備 |
| | 2 人権が尊重され誰もが活躍できる地域社会の実現 | (1) 人権教育・啓発への取組 (2) 男女共同参画社会の実現 (3) 外国籍住民との共生への取組 |
| II 将来を見据えた持続可能な行財政運営 | 1 効率的・効果的な行財政の運営 | (1) 行財政改革の推進 (2) 将来を見据えた公共施設の最適化 (3) 健全な財政運営の推進 (4) デジタル化に向けた取組 (5) 広域的な行政連携の推進 (6) 人材育成と組織力の向上 |

I 多様な人々がつながり、誰もが活躍できる地域づくり

1 町民参画と協働

【関連する SDGs】



【現状と課題】

(町民と行政のパートナーシップの確立)

- ・ 町民の生活様式の変化や価値観の多様化に伴い、行政サービスにおけるさまざまな課題も複雑化しています。多種多様な町民ニーズを把握し、町民とのパートナーシップの向上を図り、町民と行政との協働によるまちづくりを深化させる必要があります。

(情報公開の推進)

- ・ 町民の町政への関心を高めるためにも、町民参加による町政運営がますます重要となっています。町民が主役の開かれた行政を進める上で、行政施策の内容を町民に説明する責任を果たし、町民合意のもとで効果的な施策を展開していく必要があります。
- ・ より積極的な情報公開や情報提供を行うため、広報紙やホームページだけでなく、電子メール、SNS、メディアなどの多様な情報伝達手段の中から、対象者に合わせた適切な伝達手段を選定・活用していく必要があります。

(多様な主体との連携・協働)

- ・ 社会を取り巻く状況の変化により、地域課題の多様化が進んでおり、行政だけで地域課題を把握し、解決することは非常に困難となってきています。自治会・ボランティアなどの団体はもちろん、産・官・学・金・労・言など多様な主体との連携・協働しながらまちづくりに取り組む必要があります。

(地域活動の推進・活動環境の整備)

- ・ 地域活動への関心の希薄化や地域コミュニティにおける担い手不足など、地域のつながりや助け合いの基盤が弱体化しています。一方で、町の行政事業においては行政区⁶¹単位での自治会活動と密接に関係しているものが多く、自治会など地域のつながりを持つ組織基盤は、多くの情報を有し、特に災害や有事の際などでは大切な役割を果たすことから、現状の地域のつながりや地縁団体を維持・強化していくことが重要です。

【基本方針】

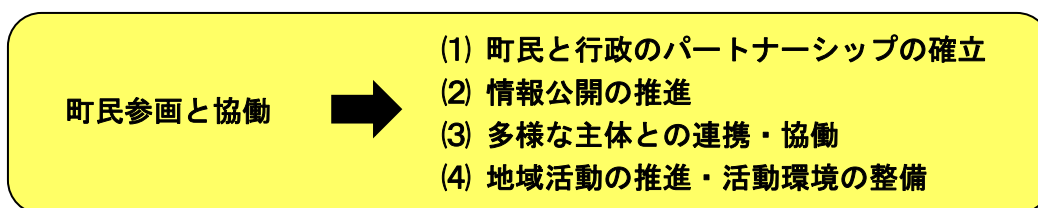
町民が主役のまち・開かれた町政の実現に向け、積極的な行政情報の発信を行い、町民と行政の連携を深めながら、誰もが個性と能力を発揮する機会が保障され、町民自らが住みよいまちづくりの実現に向けて取り組むことができるよう町民活動を支える体制や環境を整備し、地域のつながりを大切にしていきます。

⁶¹ 行政区：聖籠町内での自治組織の名称。2026年3月現在で36行政区が存在。

< 施策目標（分野別目標） >

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|--------------------|--------------------------------|---------------------------|--------------------|---------------|--|
| 各種委員会の公募率 | 審議会などへの一般参画可能とした状況を示す指標 | (公募した委員会数/公募可能委員会数) × 100 | 40.6% (2024) | 100% | 総務課 |
| 町公式SNSアカウントのフォロワー数 | 町政情報提供が町民ニーズに沿ったものとなっているかを測る指標 | 町公式SNS(X)アカウントのフォロワー数 | 1070人 (2024) | 1,500人 | 総務課 |
| | | 町公式LINEの友だち数 | 3,890人 (2026.1) | 6,000人 | 総務課 |
| 町民説明会など広聴会の参加割合 | まちづくりの関心度の状況を示す指標 | 参加者数/開催集落世帯数 | 10% (2024) | 20% | 総務課 |
| 地域づくり活動団体数 | 社会貢献活動の参画状況を示す指標 | 町調査によるNPO法人、ボランティア団体等数 | 118団体 (2024) | 124団体 | ふるさと整備課 保健福祉課 社会教育課 図書館 産業観光課 総合政策課 |

【施策の方向】



(1) 町民と行政のパートナーシップの確立

- 政策を形成する段階で、審議会などへの町民参加の促進や意見を積極的に取り入れていく仕組みを確立させるため、各種委員の公募やアンケート調査などによる政策形成段階での町民参画を促進します。
- 町民と行政のパートナーシップの向上を図るため、まちづくり懇談会等を開催し、町民と行政によるまちづくりの協働を推進します。

(2) 情報公開の推進

- 開かれた町政を目指して、行政が保有する情報や政策形成の過程など積極的な情報提供を行うため、既存の広報・広聴活動の充実を図りながら、想定する対象者に応じて町ホームページやSNS等の各種媒体を適時適切に活用し、効果的かつ効率的な行政情報の提供を推進します。

(3) 多様な主体との連携・協働

- 組織や地域の枠を超えた多様な主体と情報交換・連携協力することで、相互の人的・知的資源の交流、活用を図り、それぞれの主体の地域社会への活動展開を支援するとともに、行政における地域課題や政策立案に活かしていきます。

(4) 地域活動の推進・活動環境の整備

- 自治会や地域活動を行っている団体との連携を密にし、身近な地域の課題をより良い形で解決するため、地域とともに取り組みます。
- 地域の伝統や文化を守る行事、地域のつながりを深めるための事業など地域コミュニティ活動を促進するための地域の主体的な活動の支援策を検討します。
- 地域活動の拠点となる集落公会堂などが交流の場、あるいは緊急時の避難場所として有効に機能するように、整備・改修を支援します。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|---------------------|--|------------------------------------|
| まちづくり懇談会事業 | 町民と行政のパートナーシップの向上を図るため、まちづくり懇談会を定期的開催し、町民と行政によるまちづくりの協働を推進します。 | 総務課 総合政策課 |
| 情報公開の推進 | 各課が保有する行政資料、パンフレット、政策形成の過程や議事録などの積極的な公開・情報提供に努め、行政の可視化を図ります。 | 総務課 |
| 広報広聴活動の充実事業 | 町政のさまざまな情報を的確、迅速に提供するため、広報紙やホームページのほか、SNSやメディアなどの多様な情報伝達手段を活用した伝わりやすい広報活動を推進します。 | 総務課 |
| NPO・ボランティア団体等の育成・支援 | NPOやボランティア団体などの社会貢献活動をまちづくりの重要な担い手としてとらえ、これら団体の育成とあわせて効果的に活動できるよう支援・協働を図ります。 | 総合政策課 ふるさと整備課 保健福祉課 社会教育課 |
| 地域活動拠点整備事業 | 地域住民が利用する集落公会堂などの建築・改修費用に対して補助し快適な利用環境を整えます。 | 総務課 |

2 人権が尊重され誰もが活躍できる地域社会の実現

【関連するSDGs】



【現状と課題】

(人権に関する意識)

- ・ 2022年10月に実施した調査では、およそ70%が人権や差別の問題に関心を示す反面、全体のおよそ30%が「人権が守られていない」としています。
- ・ 人権侵害を感じた場面として、「うわさ、悪口、かげ口を言われた」を挙げた人がおよそ56%にのぼります。対応として「身近な人に相談する」が最も高くなっています。
- ・ 少子化や高齢化、情報化の急速な進展、価値観やライフスタイルの多様化により、人権問題は複雑化しています。すべての町民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない平等な社会を築くため、人権教育・啓発を推進する必要があります。
- ・ さまざまな人権問題が存在している背景として、人権尊重の理念が一人ひとりに十分浸透していない、因習や慣習にとらわれる意識がある、などが考えられます。問題の本質を正しく理解することで、町民一人ひとりが日常生活において態度や行動に表わすことができるようにする必要があります。

(性別や国籍などにとらわれず活躍できる地域社会)

- 性別による役割分担意識や地域社会の慣行については、年々その意識は変わりつつあるものの、男性と女性との意識の差や年代による意識の差はまだ根強く違いが見られる状況です。男女が社会のパートナーとして、性別に関係なく個性と能力を発揮するためには、地域や家庭・職場などあらゆる場面で活躍しやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- 聖籠町では近年、海外からの技能実習生⁶²など町内に住む外国籍住民が増えており、今後も増加することが予測されます。非常時での外国籍住民の安全を守るための対応や町で暮らすためのルールを理解してもらうなど、国籍に関わらず、暮らしやすい生活環境を作る必要があります。

【基本方針】

誰もが自分らしく生きることのできる町の実現を目指して、町民一人ひとりが差別や偏見に真摯に向き合い、人権について深く学び、考え、実践していけるようになることを目指します。また、誰もが個性と能力を発揮できる社会の実現のために、男女共同参画の推進や外国の文化や習慣等への理解を深め、外国籍住民ともお互いを認め合いながら、共生していける社会の実現を目指します。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|------------------------------|-------------------------------|---------------------------|-------------------|---------------|-----|
| 人権意識の向上 | 生活の中で人権が守られているかどうかをみる指標 | 5年ごとに実施する人権意識調査にみる人権順守の割合 | 57.6% (2022) | 70% | 町民課 |
| 県制度（ニール）認定企業 ⁶³ 数 | 女性が働きやすい職場環境を町内全体で環境整備状況を示す指標 | 町内認定企業数 | 2事業所 (2025.10) | 20事業所 | 総務課 |
| 各種委員会への女性委員の登用率 | 審議会などへの女性の参画状況を示す指標 | (女性委員/全委員) × 100 | 28.87% (2024) | 32.7% | 総務課 |

【施策の方向】

人権が尊重され誰もが活躍できる
地域社会の実現



- (1) 人権教育・啓発への取組
- (2) 男女共同参画社会の実現
- (3) 外国籍住民との共生への取組

⁶² 技能実習生：日本の企業などで働きながら習得した技術や知識を母国の発展に活かしてもらう制度を利用して来日している外国籍実習生。

⁶³ 県制度（ニール）認定企業：男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業（新潟県の認定）。

(1) 人権教育・啓発への取組

- 性別や国籍の違い、お互いの個性や価値観の違いについて、偏見をもつことなく認め合い、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指し、生涯を通じて学ぶ機会や、意識啓発、相談の機会を提供し、人権に関する意識を醸成していきます。

(2) 男女共同参画社会の実現

- 男女がともに力を発揮できる男女共同参画社会⁶⁴を実現するための正しい理解を深めてもらうため、男女平等意識の浸透に向け、広報活動・啓発活動を推進します。また、女性のさらなる活躍推進のためにも町内企業に新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度（ニーフル）の認定申請を呼びかけ、町内企業の職場環境の整備を促進します。

(3) 外国籍住民との共生への取組

- 外国籍住民が日本で生活するうえで欠かせない情報を提供するため、在住外国人向けセミナー等の実施や、町ホームページでのAIを活用した翻訳対応を進めるほか、採用企業や関係団体、自治会と連携を図りながら、地域住民間の相互理解促進を図ります。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|-----------------|---|-----|
| 人権教育・啓発事業 | 町民の人権意識の向上を図るとともに、差別のない社会を実現するため、講演会等の教育機会を設けるとともに、多岐に亘る啓発活動の充実を図ります。 | 町民課 |
| 男女共同参画意識啓発事業の実施 | 近隣市との連携による講演会や講座の開催や、町広報紙による継続的な啓発・ニーフルの認定申請の呼びかけ等により、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けて、町民への意識啓発を推進します。 | 総務課 |
| 外国籍住民との共生への取組 | 国籍に関係なく皆が快適に生活できるよう、外国籍住民が地域で暮らすためのルールや緊急時の行動などの情報を入手し、理解できる環境づくりを行うとともに、企業・自治会を交えた地域住民の相互理解のための施策について、検討を行います。 | 総務課 |

⁶⁴ 男女共同参画社会：性別に関係なく互いにその人権を尊重しながら責任を分かち合い、個性と能力を十分発揮できる社会。

Ⅱ 将来を見据えた持続可能な行財政運営

1 効率的・効果的な行財政の運営

【関連する SDGs】



【現状と課題】

（時代変化に即応した行財政改革の推進）

- ・ 限られた財源の中、多様なニーズや時代の変化に合わせた行政課題に的確に対応していくためには、将来に向けた行財政運営を見直さなければなりません。政策評価などの手法を活用しながら、事務事業の不断の見直しや効率的・効果的な行政運営が必要です。

（将来を見据えた公共施設の最適化）

- ・ 町が保有する公共施設等については、今後の資源制約や将来負担を考えると現状の施設をそのまま維持するのではなく、施設の必要性や人口構成の変化など町を取り巻く環境変化と将来展望を的確にとらえ、統廃合を含めた施設のあり方について検討する必要があります。
- ・ また、施設管理においては、民間活力の導入などによる管理運営のサービス向上と効率化の両立を進める必要があります。

（健全な財政運営の推進）

- ・ 本町は新潟東港工業地帯を中心とした豊かな税収を背景に、1984 年から地方交付税の不交付団体⁶⁵として健全な財政運営を行ってきましたが、町税の7割以上を占める固定資産税収は近年大規模償却資産の経年減価により減少傾向にあり、企業等の設備投資が停滞すると、今後も減少していく見通しです。
- ・ 一方で、社会保障費などの義務的経費や町民ニーズの多様化、物価高騰の影響による財政需要の増大が見込まれるほか、自然災害やウイルス禍などへの対応も含め、限られた財源の中で将来に負担を残すことなく、効率的かつ効果的な行財政運営を行い、いかに将来への備えを確保していくかが課題となっています。

（技術革新に対応した行政のデジタル化）

- ・ スマートフォンの普及やネットワークの高速化・大容量化などにより町民のライフスタイルやニーズが変化しており、行政情報の発信や行政手続のオンライン化など新たなニーズに対応していく必要があります。
- ・ 併せて大規模な自然災害や感染症リスクにも的確に対応し、持続可能な行政サービスを提供するために、行政のデジタル化に取り組む必要があります。行政事務の標準化・統一化など新たな時代に向けたふさわしい環境を整えることが必要となっています。
- ・ 税や社会保障、災害対策や業務効率化の推進を図るフロントヤード改革⁶⁶に利用可能なマイナンバーカードの国の施策等と連携した普及率向上の取組が必要となっています。

⁶⁵ 不交付団体：国から地方交付税の交付を受けずに財政運営を行っている地方公共団体。財政運営に必要とされる「基準財政需要額」に対して地方税等の収入に基づき算定される「基準財政収入額」が上回った場合に不交付団体となる。

⁶⁶ フロントヤード改革：マイナンバーカードを活用した自治体と住民との接点の多様化・充実化、窓口業務の改善などを通じて、住民の利便性向上と職員の業務効率化を図るもの。

(広域行政の推進)

- ・ 広域的に取り組むべき地域課題の解決や生活機能の確保を図るため、また、限られた資源の中で住民等の利便性向上や自治体の負担軽減を図るため、連携中枢都市圏⁶⁷や定住自立圏⁶⁸などの制度を活用し、近隣自治体とのさらなる連携、事務事業の効率化、圏域全体の活性化を促進する必要があります。
- ・ 友好交流都市協定を結んでいる「三重県川越町」をはじめ、災害時相互応援協定などの協力体制にある市町村とは、災害応援などに限らず、幅広い分野での交流を検討する必要があります。

(職員の人材育成と組織の強化)

- ・ 資源制約の下で行政サービスの質を確保し、効率的・効果的に行政運営を行っていくためには、職員一人ひとりの生産性を向上させていかなければなりません。また、職員一人ひとりの能力を最大限に発揮させるため、職員の資質向上と併せて組織体制の強化を図る必要があります。

【基本方針】

子ども・若者から高齢者まで暮らしやすい活力ある地域社会を維持・構築していくため、限られた行政資源を社会情勢の変化に対応した効率的・効果的な手段・事業に変え、また、将来にわたり持続可能で希望を持てる行財政運営を目指します。

<施策目標（分野別目標）>

| 指標名 | 指標の説明 | 算出方法 | 現況値 (年度) | 目標値 (2030) | 主管課 |
|--------------|------------------------------------|--|-------------------|---------------|----------------|
| 経常収支比率 | 町財政の弾力性の状況を示す指標 | $(\text{経常経費充当一般財源} / \text{経常一般財源総額}) \times 100$ | 87.0% (2024) | 89.4%以下 | 総合政策課 |
| 実質公債費比率 | 実質的な借金による財政負担の程度を示す指標 | $(\text{実質的な借金返済額} / \text{標準財政規模}) \times 100$ | 10.5% (2024) | 12.4%以下 | 総合政策課 |
| マイナンバーカード保有率 | 行政のデジタル化に利活用可能なマイナンバーカードの保有状況を示す指標 | マイナンバーカード保有枚数 / 町民人口 \times 100 | 81.1% (2024) | 90.0% | 町民課 |
| ふるさと納税 | 町の政策に支援をする町外在住者からのふるさと納税（寄附）の額 | 町へのふるさと納税（寄附）額 | 4億475万円 (2024) | 6億円 | 総合政策課 産業観光課 |

⁶⁷ 連携中枢都市圏：連携中枢都市となる圏域の中心市と近隣の市町村が、協定により連携中枢都市圏を形成し、コンパクト化とネットワーク化による高次都市機能の集積・強化、圏域の活性化や行政サービスの効率化を図ろうとするもの。聖籠町は2017年3月に新潟市を中心市とした新潟広域都市圏（連携中枢都市圏）の連携協約を締結（2026年現在全12市町村）。

⁶⁸ 定住自立圏：中心市の都市機能と近隣市町村の農林水産業、自然、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、相互に役割分担し、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を確保するための圏域構想。2016（H28）年10月に新発田市を中心市とした胎内市、聖籠町との定住自立圏形成協定を結んでいる。

【施策の方向】

効率的・効果的な行財政の運営



- (1) 行財政改革の推進
- (2) 将来を見据えた公共施設の最適化
- (3) 健全な財政運営の推進
- (4) デジタル化に向けた取組
- (5) 広域的な行政連携の推進
- (6) 人材育成と組織力の向上

(1) 行財政改革の推進

- 限られた財源の中で、最大の効果を発揮するため、事務事業の見直し・改善など、政策評価システムによる事業・政策の検証を行いながら、行財政改革を推進し、ニーズや時代に対応した町民サービスとなるよう行財政運営を行っていきます。
- 世界共通の持続可能な開発目標（SDGs）と各施策との関連性を明確化し、優先すべき施策と事業の見直しを検討します。

(2) 将来を見据えた公共施設の最適化

- 町民ニーズや人口構造の変化、費用対効果や圏域での利用状況などを勘案しながら、長期的視点に立ち、町が保有する公共施設の長寿命化や集約化、用途変更など、公共施設の有効活用とあり方について最適化を図っていきます。

(3) 健全な財政運営の推進

- 地方財政の見える化を推進し、長期的な財政計画により財政運営の健全性を確保するとともに、効率的な財政の運営に努めます。
- 町税の適正かつ公平な賦課徴収や行政サービスにおける受益者負担の適正化、活用予定のない町保有地の売却や貸付などの財産の効率的な運用、ふるさと納税・企業版ふるさと納税制度の活用など多様な自主財源の確保に取り組み、将来に向けて必要な投資ができるよう健全で安定した財政基盤の確立を目指します。

(4) デジタル化に向けた取組

- 国の要請に基づいた行政手続のオンライン化や情報システムの標準化・共通化を進め、安定した運用を目指します。
- 将来に渡って持続可能な行政サービスを提供していくため、全庁的・横断的な検討体制の下、費用対効果を十分勘案しながら、DX（デジタルトランスフォーメーション）⁶⁹の推進を検討します。また、デジタル活用推進計画を策定し、デジタル技術を活用した効果的・効率的な行政サービスの導入を推進します。
- 行政のデジタル化の基礎となるマイナンバーカードを利用して受けられるサービスの拡充を検討します。また、新規取得、更新を促進するため、夜間・休日窓口を定期的実施します。

(5) 広域的な行政連携の推進

- 効率的な行政運営に向けて、連携中枢都市圏や定住自立圏などに参画し、各種行政サービスでの連携に取り組みます。特に人口の減少や施設の老朽化等により維持できるサービスや施設の全体量も縮減する中で、圏域全体での中長期的な視点を持ち、連携やサービス

⁶⁹ DX（デジタルトランスフォーメーション）：デジタル技術を活用して業務工程や手順などを根本から変革すること。

の在り方に重点を置き、事業の効率化と広域圏域の活性化に取り組みます。

- 友好交流都市である「三重県川越町」との相互理解や互いのまちの魅力を発信・再認識する機会の提供を推進するため、両町の幅広い分野での交流を深め連携を強化します。

(6) 人材育成と組織力の向上

- 時代の変化に対応した質の高い町民サービスを提供するため、職員の能力開発や資質向上を図ります。階層ごとの研修を通じて役職に応じた意識やマネジメントスキルを身につけ、併せて専門研修により業務に必要な知識や手法を学ぶ機会を設けて職員資質の引き上げを推進します。また、実務におけるOJT⁷⁰を通じ、実践的な知識やスキルの習得を目指すと同時に、他団体への職員派遣交流を行い、他の組織のノウハウを行政運営に活かしていきます。
- 各種計画等の目標値を達成するため、社会情勢の変化やニーズに応じた組織の目標を明確にし、限られた人的資源を最大限に活かすようマネジメントを行い、組織力を向上させます。

【主要事業】

| 主要事業名 | 事業の説明 | 担当課 |
|--------------------|---|-------------------------|
| 行財政改革の推進 | 限られた財源の中で効率的・効果的な行政運営を図るため、政策評価を活用し、必要に応じた行財政改革の推進に努めます。 | 総合政策課 |
| 地方公営企業、第3セクターの健全経営 | 水道事業などの公営企業の健全な運営が図られるよう努めるとともに、経営状況を積極的に町民に公開するように努めます。また、第3セクターの健全運営のために必要な支援を行います。 | 総合政策課 産業観光課 保健福祉課 |
| 組織機構の見直し | 社会変化や時代のニーズに応じた政策、施策、事務事業に迅速かつ的確に対応できる行政組織の推進に努めます。 | 総務課 |
| 長期財政計画の充実・更新 | 投資効果や将来負担を踏まえた行政事業を推進するため、現在の長期財政計画をより精度を高めた計画となるよう充実・更新します。 | 総合政策課 |
| 公共施設の在り方検討 | 老朽化する公共施設について、長期的視点にたち、社会の変化に対応しながら施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に取り組みます。 | 総務課 |
| 財政指標の公表 | 町の財政状況はどうなっているのか、財政指標の分析を行い、町民や議会により分かりやすい情報の提供に努めます。 | 総合政策課 |
| 行政事務のデジタル化 | デジタル技術を活用したフロントヤード改革を推進し、町民の利便性を向上させるとともに効率的な行政事務の推進を図ります。 | 総務課 |
| マイナンバーカードの活用 | マイナンバーカードを利用して受けられるサービスの拡充を検討します。 また、マイナンバーカードの新規取得、更新を促進するため夜間・休日窓口を定期的に行います。 | 総務課 町民課 |
| ふるさと納税推進事業 | ふるさと納税返礼品となる、町の地場産品の発掘、開発、PRを強化することで町の魅力を全国に発信するとともに、地域産業の振興と新たな財源確保に努めます。 | 総合政策課 産業観光課 |
| 企業版ふるさと納税推進事業 | 民間の活力と資金を活用することで第3期聖籠町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる各種事業を推進し、地方創生に取り組むとともに、新たな財源確保に努めます。 | 総合政策課 |

⁷⁰ OJT：オン・ザ・ジョブトレーニングの略。実際の仕事を通じて指導し、実践的な知識や技術を習得させること。

<参 考>

第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略

【概 要 版】

1 策定趣旨

聖籠町では、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度な集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的としたまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）（以下「法」という。）に基づき、2015年度を始期とする第1期、2020年度を始期とする第2期の「聖籠町人口ビジョン」及び「聖籠町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生に関する各種施策を推進してきたところです。

国においては、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」（以下「本構想」という。）の実現に向け、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとしています。本構想の実現を図るため、法第8条第1項に規定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下「国の総合戦略」という。）が2022年12月に閣議決定され、2023年12月には「2023改訂版」が閣議決定されました。

法第9条及び第10条の規定により、市町村は国の総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと総合戦略を勘案して、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならないこととされています。また、国の総合戦略を定めるに当たっては、法第8条の規定により、人口の現状及び将来の見通しを踏まえるものとされていることから、地方版総合戦略を定めるに当たっても、地方公共団体における人口の現状及び将来の見通しを踏まえるよう努めることとされています。

以上を踏まえ、「聖籠町人口ビジョン」の見直しを行うとともに、第2期の「聖籠町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で根付いた地方創生の意識や取組を継続しつつ、地方創生に資する効果が高い施策への選択と集中及び課題解決の手段の一つとしてデジタル技術の利活用を図ることにより、将来の人口推移や人口構造の変化、社会情勢の変化、地域の状況変化等を見据えた「第3期聖籠町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少の抑制、地域活性化の実現に向けた効果的な施策の展開を図ります。

2 対象期間

総合戦略では、人口ビジョンの目標人口を達成するため、2025年度から2030年度までの6年の目標や施策の方向性、具体的な施策、数値目標を設定します。

3 政策の基本目標と施策

「聖籠町人口ビジョン2025」を踏まえ、少子高齢化の進展に的確に対応し、将来的な人口減少に歯止めをかけるとともに、住みよい地域社会を維持していくために、3つの基本目標を設定します。

基本
目標1

しごとづくり
～地域資源を活かした魅力ある産業を形成する～

基本
目標2

結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本
目標3

まちづくり
～住み続けたいまちをかたちづくる～

基本目標① しごとづくり ～地域資源を活かした魅力ある産業を形成する～

町の基幹産業である農業をはじめとした地域産業の振興、地域資源を活かした多様な主体との連携による地域活性化、新潟東港工業地帯における立地企業の設備投資や未操業地への進出促進、地域の支援機関と連携した創業促進等に取り組むことにより、地域経済の活性化を促し、雇用の創出を図ります。

施策1 地域産業の魅力発信と持続できる農業体系整備

- ふるさと納税制度を活用した地場産品の魅力発信
 - ・ふるさと納税制度を活用し、町の地場産品を返礼品とすることで、町外にその魅力をPRし、販路拡大につなげるとともに、中間事業者との連携により、魅力ある返礼品の開発及び経費の縮減に取り組み、さらなる寄附拡大を目指します。
- 生産者に対する「チャレンジ育成型」の取組
 - ・販路拡大のため新たな発想に基づく取り組みや、新規に就農を目指す若手生産者の支援を通じて産地化を図ります。併せて、事業の効果検証を通じて販路拡大のために共有できる内容や手法を検討し、担い手などに広く展開します。
- 新規就農者確保対策事業
 - ・国の制度を活用した新規就農者の確保と育成対策を引き続き推進します。併せて、新たに大学等との連携により、学生とのつながりを創出するとともに、農業振興、地域活性化等に取り組むことで、新規就農の促進を図ります。
- ほ場整備を契機とした新たな営農体系構築
 - ・将来的にスマート農業を導入する上で必要不可欠な「ほ場整備事業」を計画的に実施するとともに、各地区において農地と担い手のあり方を協議により決定し、担い手の組織化や農地集積・集約による経営規模の拡大を推進します。併せて、ほ場整備計画地区において園芸作物の試験栽培等を支援することで、水稻から高収益が見込める園芸作物への転換を促進します。

施策2 地域資源を活かした多様な主体との連携による地域活性化

- マリッジジャー、マリンスポーツを通じた地域振興
 - ・聖籠町サーフィン大会実行委員会等の関係団体との連携や、イベントの追加実施、海のにぎわい館の活用等を通じて海のレジャーのPR活動の強化に取り組みます。
- 交流人口拡大のための広域的観光周遊ルートの整備
 - ・広域エリアで作成した広域観光周遊ルートを活用し、首都圏に向けた広域連携によるPRを強化するとともに、町の観光資源である観光ぶどう園や夏まつり等のイベントをPRし、季節的な観光資源を有効的に活用します。
- アルビレッジを拠点とした地域活性化の推進
 - ・スポーツを通じた町民の暮らしの向上、交流人口・関係人口の拡大を目指して、官民連携により、アルビレッジを拠点とした地域活性化プロジェクトを推進します。

施策3 新潟東港を核とした経済振興

- 新潟東港工業地帯における立地企業の規模拡大・未操業地への企業進出の促進
 - ・企業立地奨励制度（東港立地企業などの設備投資や新規雇用に対する奨励金）を広く周知し、立地企業の設備投資や未操業地への進出を促進します。
- 地域の支援機関と連携した創業促進
 - ・「創業支援等事業計画」を策定することにより、創業に必要な知識の習得や登録免許税の軽減措置、補助金の上限額引き上げ等、創業者が種々のメリットを受けられる環境を関係機関との連携により整備し、創業者の増加を図ります。

基本目標②結婚・出産・子育ての希望をかなえる

結婚・出産・子育ての希望をかなえるために各ステップに応じて切れ目のない支援を実施し、安心して子どもを産み育てられる環境の整備を推進します。

施策1 出会う前から結婚まで切れ目のない支援

- 結婚の希望をかなえるためのライフデザイン・婚活支援事業の推進
 - ・新発田市・胎内市との連携により、結婚を希望する人を対象とした出会いイベントや相談会、中学生から新社会人頃の若い世代に向けたライフデザイン支援等を実施します。結婚の後押しとして住宅取得等に対する補助を実施することにより、出会う前から結婚まで切れ目のない支援を実施します。

施策2 子育てに関する包括的な支援体制の構築

- こどもに関する総合的相談支援
 - ・こども家庭センターを中心に妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない総合的相談支援を行います。
- 地域子育て支援拠点の設置
 - ・地域交流施設「そだちの家」を、子育て親子の交流や情報提供等を促進する子育て支援センター施設として開放します。
- 屋内遊び場の整備
 - ・いつまでも有意義で喜ばれる施設となるよう、調査検討委員会からの意見書の内容に配慮し、整備手法、場所、規模、内容等を検討します。

施策3 子育て世帯の経済的負担の軽減

- 健やか子育て誕生祝金・健やか子育て支援金の支給
 - ・出生率の向上と若者の定住を促進するため、第1子から健やか子育て誕生祝金を支給します。また、第4子以降には、小学校入学前まで子育て支援金を支給します。
- 保育料の支援
 - ・0～2歳児の保育料については、国の基準額から町独自に軽減していますが、物価高騰の状況やニーズ等に応じて制度の見直しを検討しながら、子育て世帯の負担軽減を図ります。
- 子ども医療費の助成
 - ・18歳未満の子どもに係る医療費については、町独自で一部を助成していますが、物価高騰の状況やニーズ等に応じて制度を拡充し、子育て世帯の負担軽減を図ります。
- 給食費の支援
 - ・多子世帯の負担軽減や物価高騰による値上げ分の負担軽減を実施していますが、物価高騰の状況やニーズ等に応じて制度を拡充し、子育て世帯の負担軽減を図ります。

施策4 仕事と子育ての両立支援

- 保育ニーズに対応した就学前の子どもの受け入れ環境整備
 - ・入所希望者の増加による待機児童の発生を防ぐため、現在の園に加えて私立こども園を開設し、休日保育の実施や連絡システム活用による保護者の利便性向上と施設運営の効率化を推進します。
- 児童クラブの運営
 - ・小学校の放課後及び長期休業期間に保育が必要な児童を対象に、各小学校区で児童クラブを運営し、生活の場を提供します。
- 放課後子ども教室の運営
 - ・自学や遊びを見守る「放課後子ども教室」を運営し、放課後の子どもの居場所を提供します。

基本目標③まちづくり ～住み続けたいまちをかたちづくる～

誰もが活躍できるまちづくりの推進、地域防災体制の強化等の取組を町民との協働により推進するとともに、地域交通の維持・確保、デジタル行政サービスの導入等による暮らしの利便性の確保・向上を図り、いつまでも住み続けたいまちづくりの実現を目指します。

施策1 誰もが活躍できるまちづくりの推進

- 生きがい健康づくりの推進
 - ・年齢や障がい・病気等の有無に関わらず、心も身体も健康に笑顔で暮らせるよう、ライフステージごとに支援を行うとともに、関係団体や民間事業者、町民と連携・協働して事業を進めます。
- ダイバーシティの推進
 - ・年齢や性別、障がいの有無、国籍、性的指向等に関わらず、誰もが自分らしく生き、個性と能力を発揮できる社会を目指し、生きがい健康づくり事業とも連携して、ダイバーシティを推進します。

施策2 暮らしの利便性の確保・向上

- 循環バスの運行
 - ・民間事業者と連携し、現在の運行体系の維持しつつ、デマンド型交通等のデジタル技術を活用したサービスの導入など、持続可能な公共交通体系の構築及び利便性向上に向けて検討を進めます。
- 高齢者タクシー利用料金の助成
 - ・運転免許を保有していない高齢者がタクシーを利用する場合の費用の助成に取り組むことで、高齢者が自立した生活を送るために必要な外出を支援するとともに、社会参加を促進します。
- デジタル行政サービスの導入
 - ・費用対効果や財政状況等を踏まえ、優先順位をつけて計画的にデジタル行政サービスの導入を進めます。高齢者等向けのパソコン、スマホ教室等のデジタル活用支援も引き続き取り組みます。
- SNS等を活用した情報発信力の強化
 - ・広報紙やホームページ、SNSを通じた情報発信に引き続き取り組みます。緊急時に重要な情報発信手段となる町 SNS の登録者を増やすため、防災訓練やイベントで活用方法を周知します。

施策3 防災体制の整備・推進

- 地域防災体制の強化
 - ・防災訓練や防災出前講座の開催により、町民の防災意識を啓発します。自主防災組織内の防災資機材の整備費用助成や、防災士資格取得補助を通じ防災リーダーを育成し、地域防災力を強化します。

施策4 民間活力を活用した移住・定住の促進

- 民間活力による宅地造成の促進
 - ・周辺環境と調和した居住空間の確保及び将来を見据えた計画的な土地・建物の利用促進の観点から、宅地造成を行う民間事業者に対して助言・指導を行い、民間活力による宅地造成を促進します。
- 空き家の利活用の促進
 - ・関係機関との連携による総合的な空き家等対策の推進に向けて、空家等対策計画を策定するとともに、当該計画に基づき、空き家の利活用促進に係る取組を効果的に展開します。
- 東京圏からの移住・定住の促進
 - ・東京圏からの移住・定住を促進するために、国・県事業を活用した移住者への支援金事業を実施します。町の魅力や支援情報を効果的に発信するため、定住自立圏（聖籠、新発田、胎内）での連携による合同移住セミナー等の実施を検討します。

資料編

- 聖籠町の現況
- 後期基本計画とSDGsの関係
- 第5次聖籠町総合計画後期基本計画の策定経過
- 総合計画審議会委員
- 聖籠町総合計画 関連条例・規則・要綱

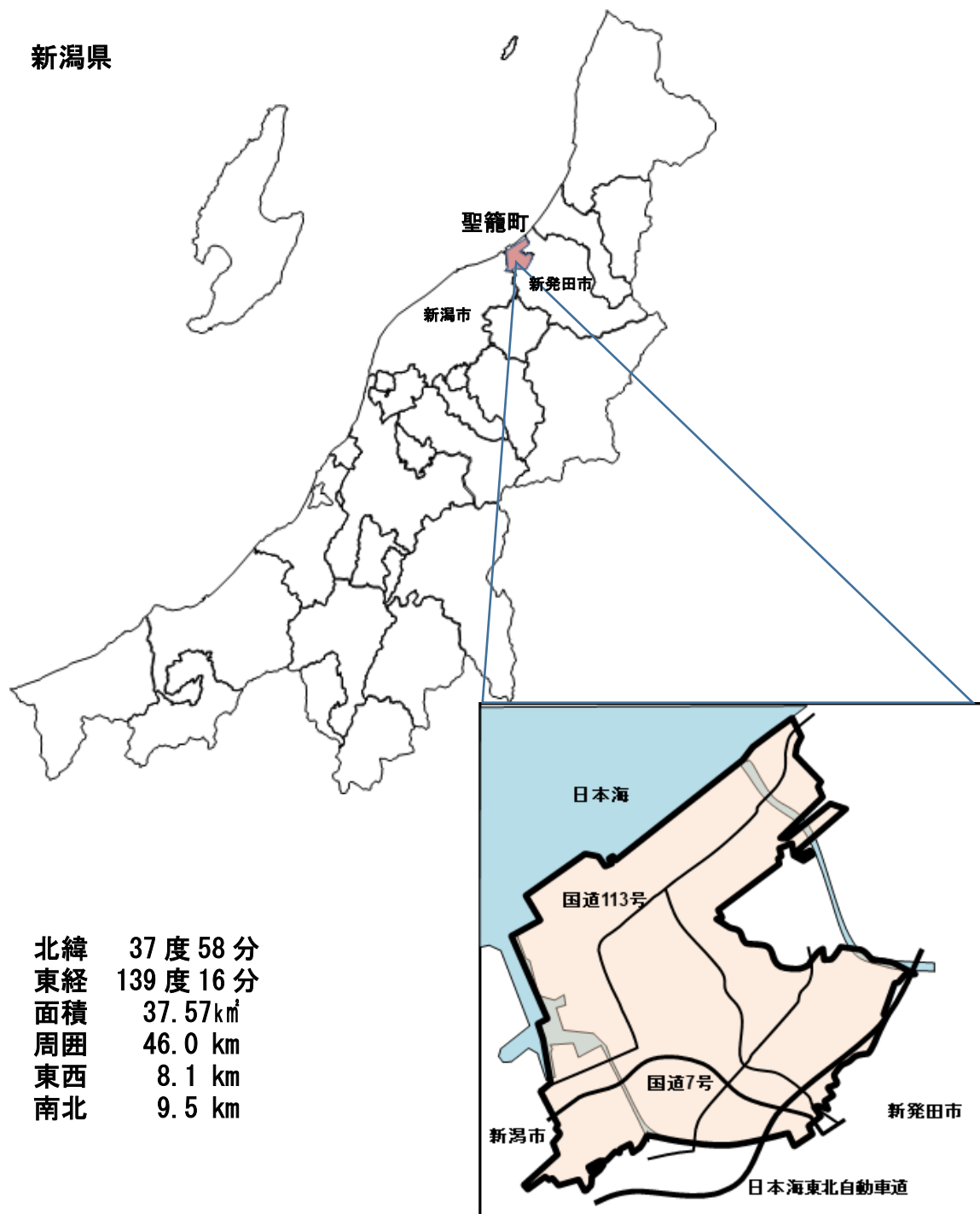


● 聖籠町の現況

1 位置

本町は、新潟県の北部に位置し、県都新潟市と中核都市新発田市に隣接しています。

稲作や砂丘地で栽培される果樹などの農業を基幹産業とするほか、国際拠点港湾「新潟東港」の背後には新潟東港工業地帯が広がっています。



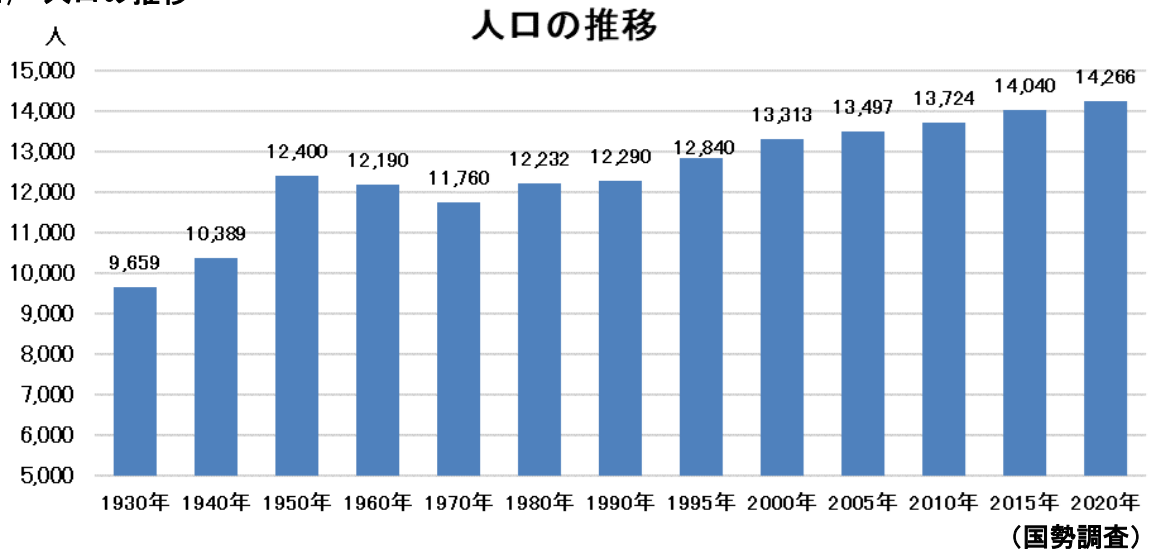
2 人口・世帯（国勢調査）

人口は、1975年頃から増加傾向が続き、2020年では14,259人までに達しています。2021～2024年では14,100人前後で横ばい傾向が続いています。

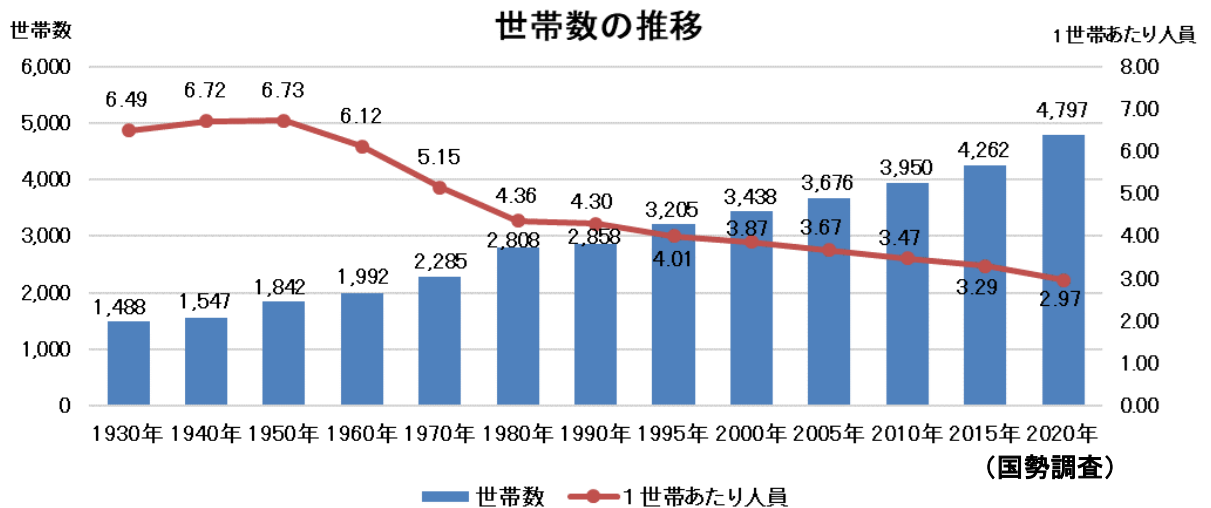
また、世帯数も増加していますが、世帯人員は減少しており、核家族、単身者の世帯が増加していることがわかります。

年齢階層別人口割合は、高齢者人口が増加、年少人口が減少しています。2020年度時点では、年少人口は14.6%で県内市町村の中で最も高く、高齢者人口は26.1%で最も低くなっています。

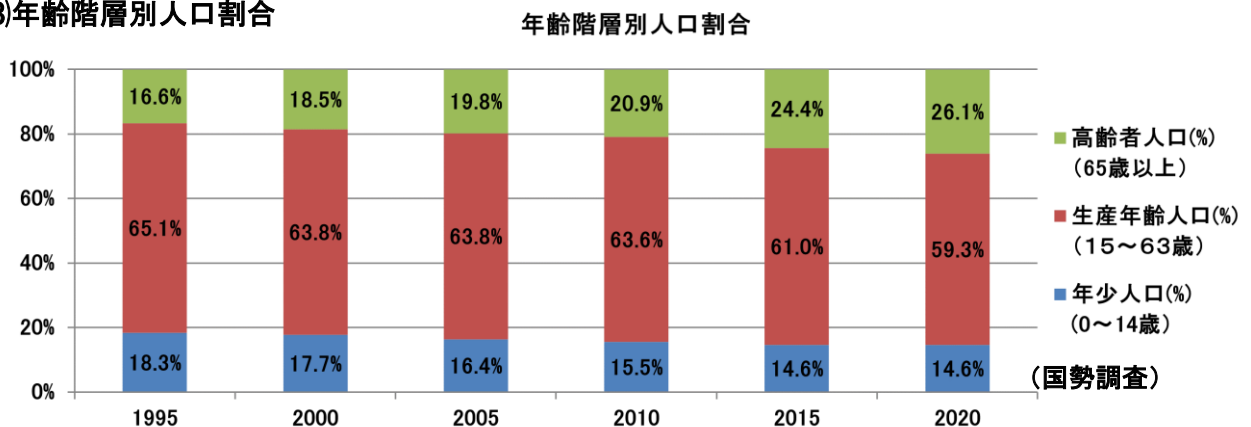
(1) 人口の推移



(2) 世帯数の推移



(3) 年齢階層別人口割合



3 財政

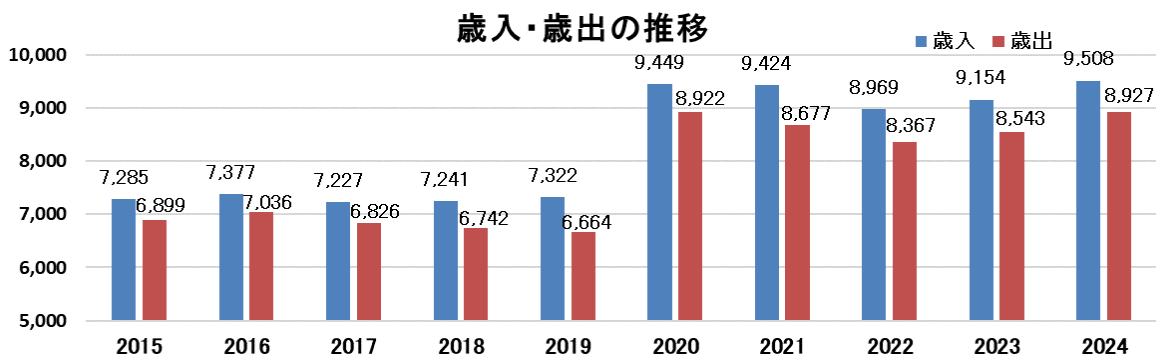
新潟東港工業地域に立地する企業の固定資産税などによる税収を背景に普通交付税の交付を受けていない不交付団体となっています。

町の税収の約7割を占める固定資産税は、大規模償却資産が経年減価するため、企業等の設備投資が停滞すると減少していくことになります。

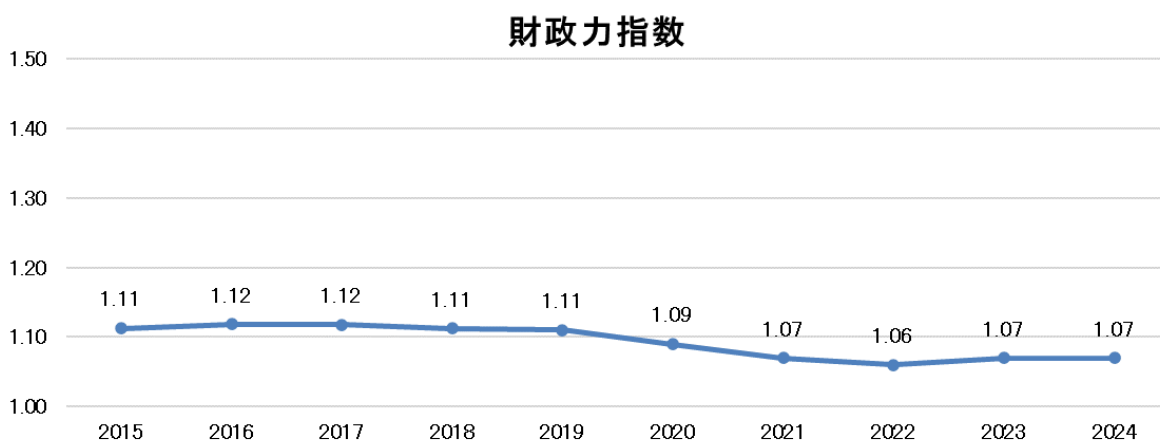
一方で社会保障費などの義務的経費の増加や町民ニーズの多様化による財政需要の増大が見込まれるため、効率的かつ効果的な財政運営が求められています。

(1)歳入・歳出の推移

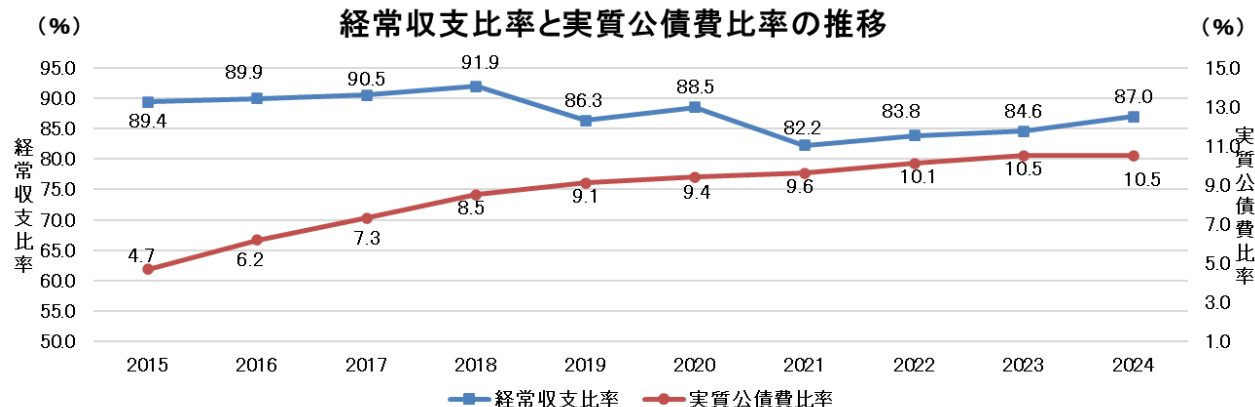
(百万円)



(2)財政力指数の推移



(3)経常収支経費比率と実質公債費比率の推移



4 東港開発と聖籠町の発展

本町は、従来の農村的雰囲気が色濃く残る「農村機能」と工業地帯などにより都市化が進展した「都市機能」とが共存した姿を示しています。

1963年（昭和38年）に国の直轄事業として新潟東港の開発が始まり、開発にあたって、全戸の移転が必要となった5集落を含む9集落で約500戸の方々に大変な苦勞をいただきましたが、そのおかげもあり、1969年（昭和44年）に新潟東港を開港することができました。現在の新潟東港は、開港後50年以上が経過し、コンテナ取扱量、LNG受入量共に本州日本海側で最大の取扱量を誇る港となり、日本最大級の発電量を誇る火力発電所を持つ港へと成長しました。

行政区域別に新潟東港工業地帯をみると、新潟市538ha、聖籠町995haとなっており、本町においては、行政区域の約25%を占め、そこには、石油・ガス・電力などのエネルギー関連事業所や電子機器、鉄工、食品、化学など多様な業種が立地し操業しています。

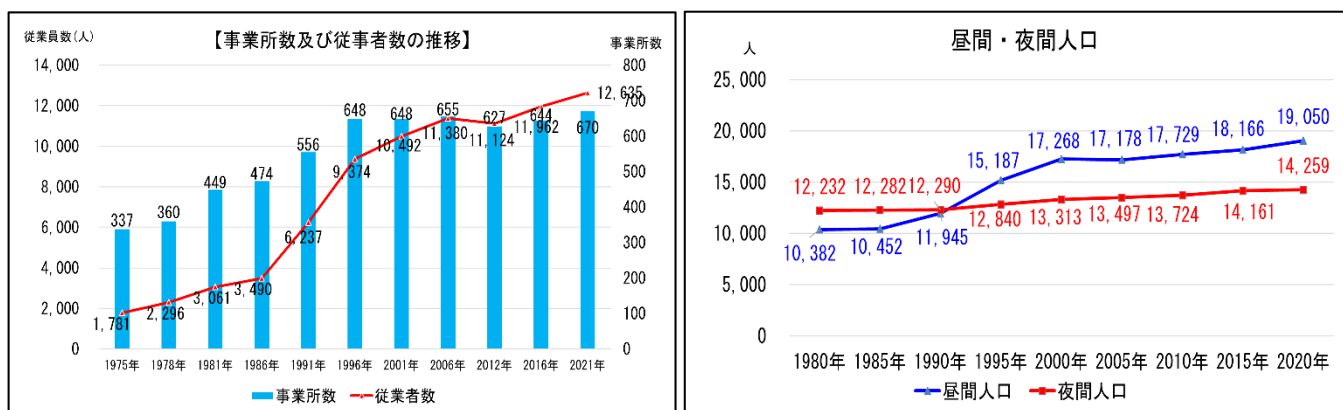
この結果、経済センサス（及び事業所企業統計調査）では、町内全域での事業所は、1975年の337事業所（従業者数1,781人）に対し、2021年は670事業所（従業者数12,635人）とほぼ倍増しており、従業者数については7倍以上増加しています。昼間・夜間人口比率を見ると1980年の国勢調査の84.9%に対し、2015年では129.4%、2020年では133.6%と、町内企業への通勤による流入人口が大幅に増加していることがわかります。

一方、財政面においては、新潟東港工業地帯に立地する事業所の固定資産税や法人町民税の増加などに伴い、1980年度の町税約13.33億円に対し、2024年度は約43.79億円と、約3.2倍の伸びを示しています。

「新潟東港」は、こうした税収や就労機会の増加とともに、社会資本整備や福祉サービスの充実など町全体の活性化に大きく貢献しています。

国が2050年カーボンニュートラル（以下CN）、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言したことを受け、新潟東港では新潟港港湾脱炭素化推進計画の策定、洋上風力発電のための基地港湾の指定など2050年CNに向けての取り組みが進められています。

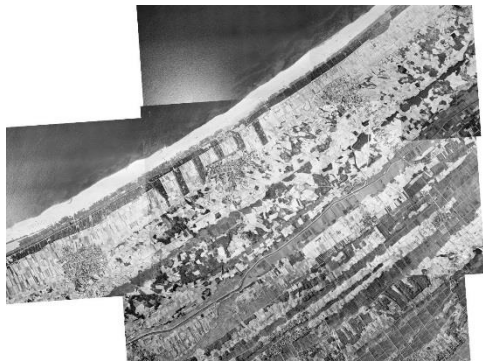
新潟東港はエネルギー産業分野の脱炭素化、新たな産業の創出など持続的な経済成長の実現に向け、今後も更なる発展が期待されています。



(経済センサス)

(国勢調査)

【写真で見る新潟東港】



1962年 工事前のようす



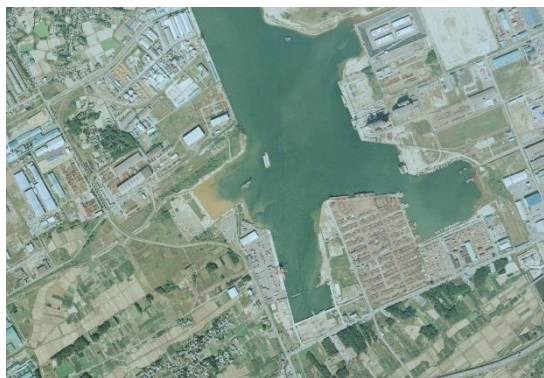
1965年 工事初期のようす



1973年のようす



1988年 西ふ頭付近のようす



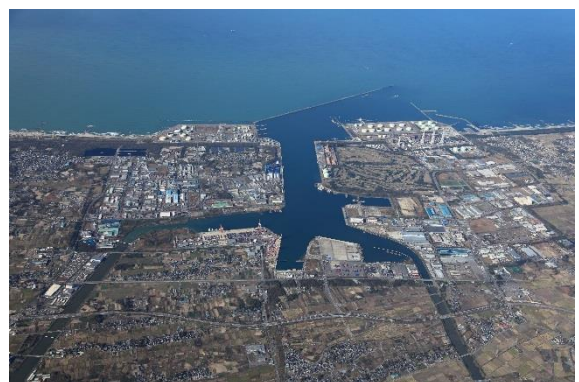
1993年 西ふ頭付近のようす



2002年 西ふ頭付近のようす



2014年 西ふ頭付近
コンテナターミナルが現在の形となる



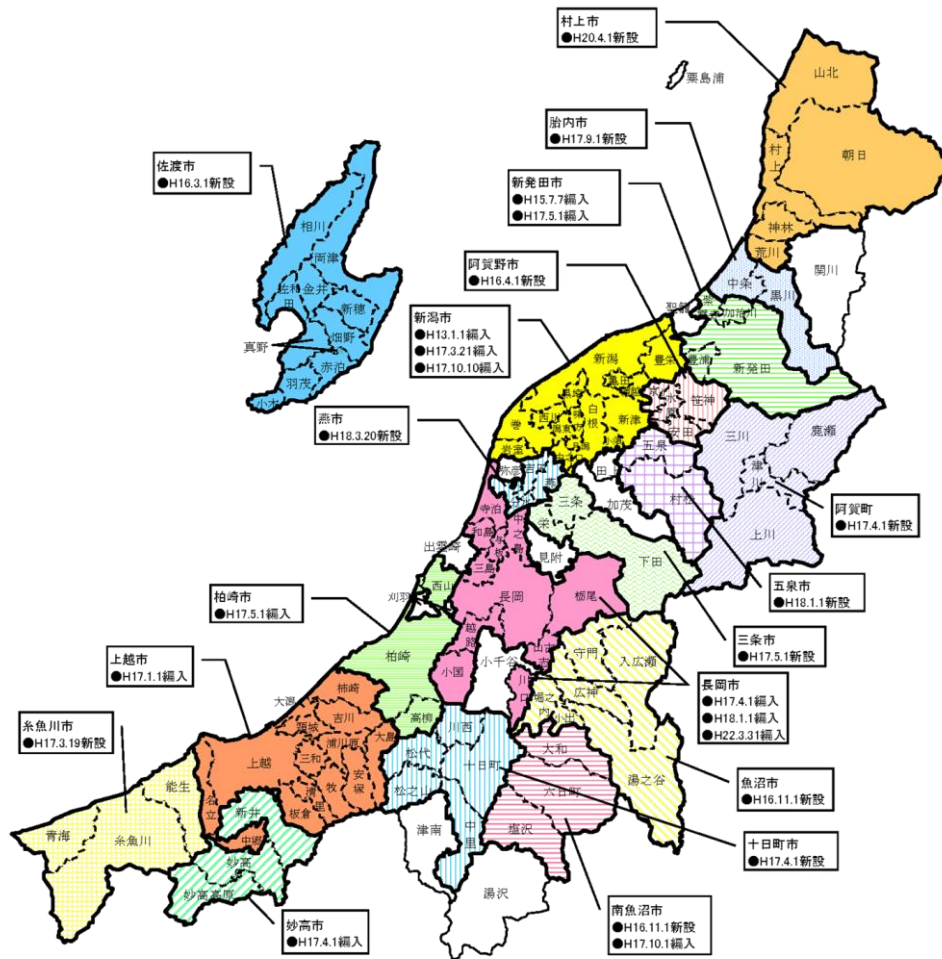
2019年 11月撮影
開港50周年をむかえた東港

(出典：新潟県)

5 他市町村との広域連携の状況

いわゆる「平成の大合併」により、新潟県内は112市町村が30市町村になりましたが、聖籠町は当面は合併しないことを選択し、現在まで独自のまちづくりを進めてきました。

しかし、人口減少や少子高齢化が進展する中、今後も住民に対して継続的に行政サービスを提供していくには、市町村という行政区域に捉われず、経済的な一体性を有する広域的な枠組みの中で、それぞれの市町村の特徴を発揮しながら、政策に取り組むことが効果的であることから、聖籠町は、新潟市を中心とした13市町村の連携中枢都市圏と新発田市を中心とした3市町での定住自立圏に参加し、事業の取組を進めているところです。



新潟県市町村合併地図（地図資料：新潟県ホームページ）



●後期基本計画とSDGsの関係

| SDGs17のゴール | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | |
|----------------------------|---------|--------|-------------|-------------|---------------|---------------|--------------------|------------|-----------------|--------------|---------------|------------|--------------|-----------|-----------|--------------|-------------------|---|
| 将来像 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策の大綱 | 貧困をなくそう | 飢餓をゼロに | 全ての人に健康と福祉を | 質の高い教育をみんなに | ジェンダー平等を実現しよう | 安全な水とトイレを世界中に | エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 働きがいも経済成長も | 産業と技術革新の基盤をつくろう | 人や国の不平等をなくそう | 住み続けられるまちづくりを | つくる責任つかう責任 | 気候変動に具体的な対策を | 海の豊かさを守ろう | 陸の豊かさを守ろう | 平和と公正をすべての人に | パートナーシップで目標を達成しよう | |
| 施策の方向(基本計画) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1章 安全で快適な生活環境の創造 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| I 地域特性を活かしたまちづくり | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 都市近郊型の土地利用 | | | | | | | | | ● | | | | | | | | ● | |
| 2 土地利用にかかる調査の推進 | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | |
| II 自然環境との共生 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 海岸線環境下での共生 | | | | | | | | | | | | | | ● | | | | |
| 2 河川環境下での共生 | | | | | | ● | | | | | ● | | | ● | ● | | | |
| 3 緑地保全・緑化推進 | | | | | | | | | | | | | | | ● | | | |
| III 生活環境の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 道路管理の適正化 | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| 2 体系化された道路網の整備 | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | |
| 3 公共輸送機関の充実 | | | ● | | | | | | | | ● | | | | | | | |
| 4 ごみ処理体制の充実 | | | | | | | | | | | | ● | ● | | ● | | | |
| 5 環境保全対策の充実 | | | | | | ● | | | | | ● | | ● | | | | | |
| 6 上水道の充実 | | | | | | ● | | | | | ● | | | | | | | |
| 7 下水道利用の促進 | | | | | | ● | | | | | ● | | | ● | | | | |
| 第2章 誰もが幸せに暮らせる社会の実現 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| I 安心して暮らせる環境づくり | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 消防・救急体制の整備 | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | |
| 2 防災対策の充実 | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | |
| 3 交通安全対策の充実 | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | |
| 4 防犯対策の充実 | | | | | | | ● | | | | ● | | | | | | ● | |
| 5 空き家対策の推進 | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | |
| 6 消費生活の充実 | | | ● | | | | | | | | ● | | | | | | | |
| II 生涯健康に暮らせるまちづくり | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 健康づくりの充実 | | ● | ● | | | | | ● | | | | | | | | | | ● |
| 2 母子保健の充実 | ● | ● | ● | | ● | | | ● | | ● | ● | | | | | | | |
| 3 成人保健・高齢者保健事業の充実 | | | ● | | | | | ● | | | | | | | | | | ● |
| 4 精神保健の充実 | ● | ● | ● | | | | | ● | | ● | | | | | | | ● | ● |
| 5 歯科保健の充実 | | | ● | | | | | ● | | | | | | | | | | ● |
| 6 医療体制の確立 | | | ● | | | | | ● | | | ● | | | | | | | |
| 7 国民健康保険事業の充実 | | | ● | | | | | ● | | | | | | | | | | |
| III 幸せに暮らせる福祉のまちづくり | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 地域福祉の充実 | ● | ● | ● | | | | | | | ● | ● | | | | | | | ● |
| 2 高齢者福祉及び介護予防の充実 | ● | ● | ● | | | | | | | ● | ● | | | | | | | ● |
| 3 障がい者福祉の充実 | ● | | ● | | | | | ● | | ● | ● | | | | | | | ● |

| SDGs17のゴール | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
|----------------------------|---------|--------|-------------|-------------|---------------|---------------|--------------------|------------|-----------------|--------------|---------------|------------|--------------|-----------|-----------|--------------|-------------------|
| 将来像 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策の大綱 | 貧困をなくそう | 飢餓をゼロに | 全ての人に健康と福祉を | 質の高い教育をみんなに | ジェンダー平等を実現しよう | 安全な水とトイレを世界中に | エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 働きがいも経済成長も | 産業と技術革新の基盤をつくろう | 人や国の不平等をなくそう | 住み続けられるまちづくりを | つくる責任つかう責任 | 気候変動に具体的な対策を | 海の豊かさを守ろう | 陸の豊かさを守ろう | 平和と公正をすべての人に | パートナーシップで目標を達成しよう |
| 施策の方向(基本計画) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3章 未来を創る子どもの育成 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| I 学校・家庭・地域の協働 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 協働体制の構築 | | | | ● | | | | | | | ● | | | | | | ● |
| 2 学校の中の地域づくり | | | | ● | | | | | | | ● | | | | | | ● |
| 3 社会の教育力の活用 | | | | ● | | | | | | | ● | | | | | | ● |
| II 情報化社会を切り拓く子どもの育成 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 科学技術の進展に対応できる力の伸長 | | | | ● | | | | | ● | | | | | | | | |
| 2 世界とつながる力の伸長 | | | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 3 子どもたちの主体的な社会参画 | | | | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| 4 多様な子どもたちへの深い学びの提供 | | | | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| III 教育環境の整備・充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 施設の経年劣化等への対応 | | | | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| 2 支援を必要とする子どもたちへの対応 | | | | ● | | | | | | | | | | | | | |
| 3 学校内外での安全確保への対応 | | | | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| IV 安心して子育てできる町 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 幼児教育・保育の充実 | ● | | ● | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | |
| 2 子育て環境の整備 | ● | | ● | ● | | | | | | ● | ● | | | | | | |
| 3 子育てにかかわる相談対応 | | | ● | ● | | | | | | ● | | | | | | | |
| 4 就学支援体制の充実 | ● | | | ● | | | | | | ● | | | | | | | |
| V 人生100年時代の学び | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 生涯学習の展開 | | | | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| 2 青少年健全育成の推進 | | | | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| 3 文化の振興 | | | | ● | | | | | | | ● | | | | | | |
| 第4章 豊かさと活力を創出する産業の振興 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| I 農業・水産業の持続性確保に向けた生産基盤の強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 担い手の確保・育成と生産基盤の整備 | | ● | | | | | | | ● | | ● | | | | ● | | |
| 2 良質な農産物の安定生産と経営安定化の支援 | | ● | | | | | | | ● | | ● | | ● | | ● | | |
| 3 安定して続けられる漁業の促進 | | | | | | | | | | | | | | ● | | | |
| 4 町内資源の有効活用及び他産業との協働 | | | | | | | | | ● | | | | | | ● | | |
| II 地域資源を活かした魅力あふれる観光 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 観光資源の保全と魅力向上 | | | | | | | | ● | | | ● | | | ● | | | |
| 2 観光交流の総合的な推進 | | | | | | | | ● | | | ● | | | ● | | | |
| III 地域の未来をけん引する商工業 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 中小企業の活性化と新潟東港の振興 | | | | | | | | ● | | | ● | | | | | | |
| 2 地域に根ざす多様な産業の連携・協働 | | | | | | | | ● | ● | | | | | | | | |
| 第5章 持続可能な行財政運営 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| I 多様な人々がつながり、誰もが活躍できる地域づくり | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 町民参画と協働 | | | | | | | | | | | ● | | | | | | ● |
| 2 人権が尊重され誰もが活躍できる地域社会の実現 | | | | | ● | | | | | ● | | | | | | ● | |
| II 将来を見据えた持続可能な行財政運営 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 効率的・効果的な行財政の運営 | | | | | | | | | | | ● | | | | | | ● |

●第5次聖籠町総合計画後期基本計画の策定経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|-----------|--|
| 2025 年 | |
| 4 月 27 日 | 聖籠町総合計画審議会委員を公募 |
| 5 月 9 日 | 総合計画策定検討委員会（第1回） |
| 6 月 6 日 | 総合計画策定検討委員会（第2回） |
| 6 月 23 日 | 総合計画策定委員会（第1回） |
| 7 月 16 日 | 第1回聖籠町総合計画審議会 町長から総合計画審議会に対し、第5次聖籠町総合計画（後期基本計画）の策定を諮問 |
| 8 月 22 日 | 第1部会（安心安全＋産業観光）（第1回） |
| 8 月 26 日 | 第2部会（福祉＋教育・文化）（第1回） |
| 9 月 17 日 | 第3部会（行財政）（第1回） |
| 9 月 17 日 | 第1部会（安心安全＋産業観光）（第2回） |
| 9 月 29 日 | 第2部会（福祉＋教育・文化）（第2回） |
| 10 月 14 日 | 第1部会（安心安全＋産業観光）（第3回） |
| 10 月 16 日 | 第2部会（福祉＋教育・文化）（第3回） |
| 10 月 22 日 | 第3部会（行財政）（第3回） |
| 11 月 4 日 | 第2部会（福祉＋教育・文化）（第4回） |
| 11 月 12 日 | 第1部会（安心安全＋産業観光）（第4回） |
| 11 月 20 日 | 総合計画策定検討委員会（第3回） |
| 12 月 4 日 | 第2回聖籠町総合計画審議会 |
| 12 月 19 日 | 総合計画策定検討委員会（第4回） |
| 2026 年 | |
| 1 月 21 日 | 第3回聖籠町総合計画審議会 |

| 年 月 日 | 内 容 |
|-------|-----------------|
| 2月5日 | (書面による審議) 答申 |

●総合計画審議会委員

(敬称略・五十音順 2026年3月31日現在)

| 部会名 | | 氏名 | 役職・経歴等 |
|--------------------------|---------------------------|--------|------------------------------|
| 第1部会 (安心安全 +産業・観光) | ○ ◎ 副会長 | 荒木 祥史 | (株)アグリヘリテージ 代表取締役 |
| | | 入山 吉史 | 聖籠町商工会青年部部长 (有)入山建設 専務取締役 |
| | | 鈴木 孝男 | 新潟食料農業大学食料産業学部 教授 |
| | | 高橋 栄和男 | 聖籠町消防団長 |
| | | 手嶋 京子 | 一般町民 |
| | | 中村 ユリア | 一般公募 |
| 第2部会 (福祉 +教育・文化) | ○ ◎ | 青木 茂 | 新潟医療福祉大学心理・福祉学部 教授 |
| | | 安尻 学 | 学校支援団体せいろう共育ひろばみらいのたね 代表 |
| | | 金山 愛子 | 敬和学園大学 学長 |
| | | 齋藤 睦子 | 保健推進員 |
| | | 高橋 真弓 | 教育委員 |
| 田中 厚 | 一般公募 | | |
| 第3部会 (行財政) | 会長 | 鷲見 英司 | 日本大学経済学部 教授 |
| | ○ | 堀 洋司 | 一般町民 |
| | ◎ | 渡邊 芳彦 | 新潟県信用組合 聖籠支店長 |

※◎は部会長、○は副部会長

聖籠町総合計画審議会条例

昭和55年12月23日

条例第39号

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、聖籠町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ聖籠町総合計画に関する事項について調査及び審議し、その結果を町長に答申する。

（組織及び選任）

第3条 審議会は、委員42人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（1） 学識経験者

（2） 一般町民

（3） その他、町長が必要と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選とする。

2 会長は会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第7条 第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

（意見の聴取等）

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

（雑則）

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年6月23日条例第20号）

この条例は、昭和62年9月1日より施行する。

附 則（平成11年3月15日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月10日条例第5号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日条例第2号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

聖籠町総合計画審議会運営規則

平成11年5月6日

規則第15号

（趣旨）

第1条 この規則は、聖籠町総合計画審議会条例（昭和55年聖籠町条例第39号。以下「条例」という。）第7条の規定による審議会の運営について、必要な事項を定めるものとする。

（部会の設置）

第2条 条例第7条に基づき、次の各号に掲げる部会を設ける。ただし、会長が必要と認めた場合においては、これらを統廃合したり、新たな部会を設けることができる。

- （1） 安心安全部会
- （2） 福祉部会
- （3） 教育・文化部会
- （4） 産業・観光部会
- （5） 行財政部会

2 部会は、審議会の委員をもって構成し、構成員については会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ部員の互選とする。

4 部会の会議は、部会長が招集する。

5 部会の庶務は、条例第9条に定める課のほか、聖籠町課制条例（昭和34年聖籠町条例第23号）等で定める課等で処理する。

（雑則）

第3条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年7月31日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

聖籠町総合計画策定委員会等設置要綱

平成22年10月28日

訓令第10号

(設置)

第1条 聖籠町総合計画（「基本構想及び基本計画」をいう。以下同じ。）の策定にあたり、計画の立案及び資料の整備のため、庁内に聖籠町総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）及び聖籠町総合計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 聖籠町総合計画審議会条例（昭和55年聖籠町条例第39号）第2条に規定する町長への答申に基づき、総合計画原案を策定すること。
- (2) 総合計画原案に係る総合調整その他総合計画原案の策定に必要な事項に関すること。

2 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 聖籠町総合計画審議会運営規則（平成11年聖籠町規則第15号。以下「規則」という。）第2条第5項により課等が処理することとされた部会の庶務に関すること。
- (2) 総合計画審議会において調査、検討するための資料の収集及び分析に関すること。
- (3) 前項第1号の総合計画原案策定のための基礎資料として総合計画素案を同号の答申に基づき検討し作成すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、副町長、教育長、総務課長、総合政策課長、税務課長、町民課長、保健福祉課長、長寿支援課長、生活環境課長、産業観光課長、ふるさと整備課長、東港振興室長、上下水道課長、教育未来課長、子ども教育課長、社会教育課長、図書館長、農業委員会事務局長、会計室長及び議会事務局長をもって組織する。

2 検討委員会は、原則として策定委員会の委員が所属する部署の課長補佐相当の職員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会の委員長は、副町長をもって充て、副委員長は、教育長をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(策定委員会の会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じて検討委員会の班員又は関係者の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 策定委員会において必要に応じ部会を設けることができる。

(検討委員会の運営)

第7条 検討委員会は、総合政策課長の指示に基づき作業するものとし、原則として規則第2条第1項に定める部会が所掌する政策分野毎に運営する。

2 前項にかかわらず、総合政策課長は、第2条第2項に係る所掌事務のうち総合計画全体の調整が必要と認める場合において、検討委員会の全体会議を招集することができる。

(庶務)

第8条 策定委員会及び検討委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は副町長が、検討委員会の運営に関し必要な事項は総合政策課長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年7月8日訓令第5号）

（施行期日）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年6月5日訓令第9号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年3月26日訓令第8号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月17日訓令第1号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

生まれて良かった 住んで良かった

聖籠町

